



人間の安全保障を求めて
In Quest of Human Security

JIIA 40TH ANNIVERSARY SYMPOSIUM

日本国際問題研究所 創立40周年記念シンポジウム

1999年12月11日 12日 於：国連大学

共催：国連大学 / (財)日本国際問題研究所

後援：外務省 / 読売新聞社

人間の安全保障を求めて

“In Quest of Human Security”

日本国際問題研究所創立40周年記念シンポジウム報告書

共催：国連大学、(財)日本国際問題研究所

後援：外務省、読売新聞社

刊行の辞

日本国際問題研究所はその創立40周年を記念して、国際シンポジウム「人間の安全保障を求めて」を開催した。ここに同記念国際シンポジウム報告書を公刊する運びとなったことは、喜びにたえない。

当研究所は、1959年12月、吉田茂元首相の提唱により創設されて以来、昨年で40周年を迎えた。その設立趣意書は、当研究所が、米国の外交問題評議会（The Council on Foreign Relations）や英国の王立国際問題研究所（The Royal Institute of International Affairs, The Chatham House）に範をとり、「わが学界、官界、政界、実業界、言論界など各界の協力の下に、一大中央研究施設を作り、新しいわが民主外交の進展に即応する実証的な研究体制を整備せんとする」ことを目指して当時のわが国の各界有識者の総意によって設立されるものであることを謳っている。それ以来、当研究所は、国際政治、国際経済、国際法など広く国際関係と外交にかかわる分野でわが国を代表するシンクタンクとして、その活動領域を大きく発展させてきている。

今日、世界は、冷戦構造が消滅した後の新たな国際秩序の模索が続いている。伝統的な国家間関係や、国と個人の関係も大きく変化しつつある。さらに情報技術革命を中心とするグローバリゼーションという大きな波は、今日の国際システムに質的な変化をもたらしている。このような状況のなかで、安全保障の問題についても、伝統的な国家安全保障という見地からだけでなく、「人間の安全保障」という新しい見地から捉える必要があるのではないかという考え方が注目を浴びるようになってきている。

このような背景において当研究所では、創立40周年記念行事として、「人間の安全保障を求めて」と題する国際シンポジウムを国連大学で開催することとしたものである。この国際シンポジウムでは、故小淵恵三内閣総理大臣及びプトロス・プトロス＝ガリ前国連事務総長に基調講演をいただき、内外の有識者16名の参加を得て、きわめて質の高い議論が展開された。故小淵恵三前首相が熱心に推進された「人間の安全保障」の具体的な内容について、理論面からの貢献をいささかなりとも行うことができたのではないかと自負している。

本書は、2日間にわたるこの国際シンポジウムでの基調講演と各セッション

ンのキーノートスピーチを中心に、シンポジウム概要を収録したものである。本書を通じて、「人間の安全保障」をめぐる議論がさらに深まることを期待する。

なお、本件シンポジウム開催にあたっては、共催機関である国連大学から多大な支援と協力を賜った。本書の刊行を機に、深甚なる謝意を表したい。

平成12年10月

財団法人日本国際問題研究所
理事長 小和田 恆

シンポジウムの概要と解説

1999年12月11、12日の両日、国連大学で日本国際問題研究所の創立40周年を記念する本シンポジウムが、当研究所と国連大学の共催により開催された（後援：外務省、読売新聞社）。小淵恵三首相（当時）とブトロス・ブトロス＝ガリ前国連事務総長の基調講演が行われた後、内外の著名な有識者の参加を得て、「人間の安全保障（Human Security）」という比較的新しい概念について質の高い議論が展開された。2日間でのべ500名を超える聴衆が集まり、大がかりなシンポジウムとなった。シンポジウムの概要は、次のとおりである。

[シンポジウムの構成]

12月11日

開会挨拶 平岩 外四（日本国際問題研究所会長）

 ハンス・ファン・ヒンケル（国連大学学長）

基調講演 小淵 恵三（内閣総理大臣（当時））

 ブトロス・ブトロス＝ガリ（前国連事務総長）

第1セッション「紛争予防措置」

キーノートスピーチ 小和田 恆（日本国際問題研究所理事長）

モデレーター ブトロス・ブトロス＝ガリ（前国連事務総長）

パネリスト ユスフ・ワナンディ（インドネシア戦略国際問題研究所元会長）

 志村 尚子（津田塾大学学長）

 ケネディ・グラハム（国連大学国際リーダーシップ
 アカデミー・ディレクター）

第2セッション「持続的開発の促進」

キーノートスピーチ ヘスス・P・エスタニスラオ（フィリピン・アジア太平洋大学教授）

モデレーター モーリス・ストロング（アース・カウンシル議長、国連事務総長特別補佐）

パネリスト ラシャド・ファラ（駐日ジブティ共和国大使）
 廣野 良吉（成蹊大学名誉教授）
 シャヒード・フセイン（元世界銀行上級副総裁）

12月12日

第3セッション「人間の尊厳の推進」

キーノートスピーチ ハンス・ファン・ヒンケル（国連大学学長）
 モデレーター 明石 康（日本予防外交センター会長）
 パネリスト エマ・ロスチャイルド（ケンブリッジ歴史経済センター・ディレクター）
 波多野 里望（学習院大学教授）
 テオドア・メロン（ハーバード大学客員教授）

最終セッション「人間の安全保障構築への戦略」

パネリスト討議 / 全体討議

モデレーター 小和田 恆
 パネリスト ブトロス・ブトロス＝ガリ
 ハンス・ファン・ヒンケル
 ヘスス・P・エスタニスラオ
 モーリス・ストロング
 明石 康

[討議概要]

このシンポジウムは、個人個人の安全を確保するために必要な紛争予防や開発の問題を取り上げるとともに、「人間の安全保障」の前提ないし基盤と位置づけられる人間の尊厳についても考察することによって、概念規定と現実的な方策の双方の論点を視野に入れたものである。

基調講演では、1999年のケルン・サミットで自ら「人間の安全保障」を提唱した故小渕首相から、「各国政府がどのように『人間の安全保障』という視点を取り込み、どのように政策に具体化していくか」という、政策化に関わる課題が提起された。とくに「紛争予防」に関しては、紛争の潜在的要因（貧困や不平等など）の除去、紛争自体に対する対応や解決、紛争終結後の再発防止といった一連のプロセス全体にかかわる取り組みや、その各段階における総合的な対策の必要性が述べられた。

またガリ前国連事務総長からは、平和と開発と民主主義の間の複雑な相互関

係が論じられた。国連の平和維持活動の対象や期間が拡大された結果、紛争の前と後における開発と民主化の重要性が高まった。そこでは「持続可能な開発」が、人々のエネルギーを平和や発展に向けさせ、紛争の予防やその再発防止に大きな効果を発揮するとして、開発にかかわる新たな概念としての「人間の安全保障」が強調された。

第1セッション「紛争予防措置」では、小和田理事長から伝統的な国家安全保障という国家主権中心の正義と、紛争でもっとも直接的な危害や脅威に直面する人間を中心とした正義が背反する場合、その間でわれわれはいかにすべきなのかという問題が提起された。1990年代における冷戦構造の崩壊を契機として、国際システムそのものが構造変動を起こしている。一方では潜在していた内部の対立要因が顕在化して地域紛争が多発することとなり、他方では、個人を含めて国家以外のアクターが国家の枠を越えて活動するようになってきた。議論は、「正義」や「安全」が国家のためのものなのか個人のためのものなのかから出発したが、結局これは両者のためであるという観点から方法論についての発言が多かった。各種の紛争を予防するための社会的な基盤の整備（多様性の承認、貧困の排除、参加型民主制度の確立、そしてとくに「寛容の精神」を説く教育）や実際的な措置の実施（早期警戒システムの国際的整備、犠牲者への人道的援助、和解プロセスや責任者の処罰の徹底）が訴えられた。国際システムがいかに構造変化を遂げても、国家を中心とする国際社会それ自体は存続するので、国家が見落としがちな「人間の安全保障」に関する思想や行動の必要性が指摘された。その過程で、どのような紛争がどのような手段で予防できるのか、一国単位の民主化と国際社会の民主化はどのように関連していくのかといった問題についても、国家安全保障と「人間の安全保障」の双方から検討されるべきだという視点も提示された。

第2セッション「持続的開発の促進」では、元フィリピン財務長官のエスタニスラオ教授から、開発はすべての個人のためのものだという前提が示され、とくに途上国の開発問題における家族の重要性が指摘され、家族を主たる単位としたベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN）のための援助の重要性が論じられた。また、国家と市場との関係に関して、開発が持続可能であるためには、国家の経済政策が市場経済を補完する必要があるとの見方が示され、開発と経済全般に対する国家の監督機能の強化が訴えられた。その後パネリストから、貧困の撲滅こそが「人間の安全保障」の核心であるとの主張や、貧困の撲滅と紛争の解決との間の関連、先進国の援助疲れを克服するための効果的なアプローチなどが議論された。グローバリゼーションがもたらす「影の問題」と「人間の安全保障」との関係、文化の多様性の維持と普遍的価値規範の尊重との関

係、援助における「オーナーシップ」と「パートナーシップ」の重要性、開発におけるNGOの役割など、多様な論点について、活発な討論がなされた。

第3セッション「人間の尊厳の推進」では、冒頭に国連東ティモール暫定統治機構（UNTAET）のデ・メロ国連事務総長特別代表と国連コソボ・ミッション（UNMIK）のクシュネル国連事務総長特別代表から、本シンポジウム宛てのメッセージが伝えられた。そこでは、危機的状況下でありながら現地住民が希望や寛容をもってたくましく生きている姿が紹介され、人間の尊厳を考えるうえでの重要な事例として、参加者の共感を呼んだ。続くヒンケル学長の発表では、人間の尊厳と疎外という問題が論じられ、疎外を生み出す貧困とその撲滅が強く主張された。途上国と先進国の一人当たりの所得格差は過去30年で約3倍に拡大しており、途上国の貧困は人間の寿命、健康、生活、知識を剥奪するのみならず、暴力による政治的疎外や国・社会そのものの不安定化をもたらしている。それゆえ、貧困の撲滅はさまざまな分野での「人間の安全保障」を可能とする、もっとも基本的な方策であると指摘し、他者の尊厳を守ることによって自己の尊厳を守るといった観点の重要性を説いた。

討論では、人間の尊厳こそが「人間の安全保障」の根源であることが指摘された。しかし、実際には人間対人間の残虐行為が繰り返され、人間の尊厳や人権の尊重はレトリックでは成功しても、現実には失敗している。先進国でも増加している人権侵害の現状も報告され、主権国家を対象とした国際法の分野で個人の人権を擁護するための規範作りがどこまで進展しているかも報告された。このように規範と現実が乖離しているなかには、国際規範の国内法化の重要性もさることながら、もっとも重要なことは、寛容や赦しといった価値を尊ぶ文化を広めることであるという見方が強調された。

最終の総括セッションでは、三つのセッションでの議論を踏まえたうえで、国際社会のあるべき姿、われわれが欲している変化は何であるかという問題意識に基づいて、「人間の安全保障」に関してさまざまな議論がなされた。これをまとめると、「個人があらゆる安全保障の最終の目的である。人間の尊厳を確保していくためにはシビル・ソサエティの力が必要であり、国際社会におけるシビル・ソサエティの新たな役割が期待される。開発におけるシビル・ソサエティの役割は、個々人に自分たちが影響力をもちうるという意識を育むことである。人間の尊厳については共通の価値観が必要だが、地域的な文化の多様性は尊重されなければならない。個々人が自分の問題とグローバルな問題との関連を考えることが大事であり、個人は小さくとも、国家のなかで重要な役割を担うものである」ということになる。

最後に、小和田理事長より「人間の安全保障」は国家安全保障の対立概念で

はなく、国民の安全保障という同じ目的のためのもう一つの視点であるとの評価がなされ、シンポジウムは幕を閉じた。

このシンポジウムの特徴は、次の3点にあると思われる。

第一は、学問的にはまだ新しい、規定途上にある概念を取り上げ、今後の概念規定の議論に積極的に貢献しようとしたことである。国際システムが変化しているなかであって、国家安全保障を中心とする従来の枠組みのみでは十分に対応できないという現実直面しているが、新たな枠組みはまだ構築途上にある。この枠組み構築に必要な概念を整理するという点で、このシンポジウムは学術的にも政策的にも評価しうるものであると思われる。

第二に、いずれのセッションにおいても、教育の重要性が繰り返し強調され、「人間の安全保障」を担保していくものは、制度や政策よりも人々の意識そのものであることがより明確に理解されたことが挙げられよう。われわれが直面する問題群は、イデオロギー優先の政治や経済的利害の調整では収拾できない感情に根ざすものが多い。多様性の尊重と寛容の精神を重視する教育の役割がたびたび強調された。

第三に、しばしば二律背反のイメージがもたれるものは、実は相互補完関係にあると考えるべきだという視点が提示されたことである。「人間の安全保障」は、国家安全保障に対する対立概念として登場した観もあるが、実際にはそう考えるべきものではない。これは、経済における政府と市場の役割、貧困対策における政府とNGOの役割、参加型民主制度における政府の監視と個人の自由など類似の例がいくつも挙げられた。これらは、すべて個人と国家の関係にかかわる問題である。対立関係ではなく協調関係のなかで将来像を描いていくべきだという指摘が印象に残る。

なお、本報告書は、本シンポジウムの基調講演と各セッションのキーノートスピーチおよびパネリスト報告を中心に収録したものである。各セッションの討議概要については、紙数の関係で、最終セッションの総括討議を除き、割愛した。

(松本 弘・日本国際問題研究所主任研究員)

目 次

刊行の辞 / 小和田 恆	vii
シンポジウムの概要と解説	ix
<hr/>	
開会挨拶 / 平岩 外四	1
/ ハンス・ファン・ヒンケル	3
基調講演 / 小淵 恵三 「人間の安全保障を求めて」	7
/ ブトロス・ブトロス=ガリ 「平和、開発、民主化」	13
第1セッション 「紛争予防措置」	
キートンスピーチ 小和田 恆 「『人間の安全保障』と紛争予防」	23
パネリスト ユスフ・ワナンディ 「国家、市民社会、地域機構の重要性と期待」	32
志村 尚子 「紛争予防の基本理念」	35
ケネディ・グラハム 「紛争予防の新たなコンセプトと戦略」	40
第2セッション 「持続的開発の促進」	
キートンスピーチ ヘスス・P・エスタニスラオ 「持続可能な開発の促進」	47
パネリスト ラシャド・ファラ 「『人間の安全保障』と持続可能な開発の促進」	53
廣野 良吉 「21世紀におけるグローバリゼーションとグローバルな開発協力のもとでの国家および世界規模での人間の安全保障の強化」	56
シャヒード・フセイン 「開発の持続可能性」	62
第3セッション 「人間の尊厳の推進」	
キートンスピーチ ハンス・ファン・ヒンケル 「疎外、人間の尊厳、責任」	67
パネリスト エマ・ロスチャイルド 「人間の安全保障とは何か」	76
波多野 里望 「人間の尊厳と子ども的人権」	81
テオドア・メロン 「国際人道法の強化を通じた人間の尊厳の推進」	85

最終セッション「人間の安全保障構築への戦略」

パネリスト討議 / 全体討議

小和田 恆	95
ブトロス・ブトロス＝ガリ	96
ハンス・ファン・ヒンケル	98
ヘスス・P・エスタニスラオ	101
モーリス・ストロング	103
明石 康	107
全体討議	109

参加者リスト	112
--------	-----

開会挨拶

平岩 外四 Gaishi HIRAIWA

日本国際問題研究所会長・(株)東京電力相談役

小淵総理大臣閣下、プトロス・プトロス＝ガリ閣下ならびにご列席の皆様
財団法人日本国際問題研究所の創立40周年を記念するこの国際シンポジウムの開催に当たり、研究所の会長として一言ご挨拶申し上げたい。

日本国際問題研究所は、1959年の12月、故吉田茂元総理大臣の提唱により、広く国際関係と外交に関わる分野の調査研究機関として創設された。設立の経緯については、設立趣意書にもあるように、「学界、官界、政界、実業界、言論界など各界の協力の下に、一大研究施設を作り、新しいわが民主外交の進展に即応する実証的な研究体制を整備せんとする」ということを目的として、各界有識者の総意の下に設立されたのであった。

その後40年、本研究所は、創立委員の方々の精神を体しつつ、国際情勢の推移と変化に対応して活動領域を広げてきており、最近では、いわゆる「トラック・ツー外交」といわれるなかで、日本を代表するシンクタンクとして、我が国の外交政策の立案に少なからぬ貢献を致していると自負している次第である。

さて、本日は、ファン・ヒンケル学長をはじめとした国際連合大学の皆様のご協力をいただき、「人間の安全保障を求めて」と題する国際シンポジウムを実施致すこととなった。本日と明日の2日間にわたって、紛争予防措置、持続的開発の促進、そして人間の尊厳の推進という人間の安全の中核をなす課題について、内外の著名な方々の貴重なご意見と深い洞察力に富んだご高説を拝聴できるものと考えている。

本日、最初の基調講演をされる小淵総理大臣閣下は、「人間の安全保障」の問題の重要性を率先して世界に訴え、そのための国連の特別基金創設に際して指導力を発揮された。また、プトロス・プトロス＝ガリ閣下も国連事務総長として、世界平和のために多大の尽力をされ、「平和の課題」という構想を発表された。

本日ここにご参会の皆様、

日本国際問題研究所の創立40周年を記念する「人間の安全保障」シンポジウムにご参加を賜り心より感謝申し上げます。このシンポジウムを通じて、「人間の安全保障」に関する認識が一層深まり、より平和でより豊かな国際社会の

実現を目指す努力がさらに進むことを祈念致したい。

最後に、本研究所への皆様のご支援をお願い申し上げて、ご挨拶に代えさせていただきます。

開会挨拶

ハンス・ファン・ヒンケル Hans van GINKEL

国連大学学長

小淵恵三総理大臣閣下、会場の皆様、ゲストの皆様、国連大学を代表して心から歓迎を申し上げたい。

本日のゲストのお一人であるプトロス・プトロス＝ガリ前国連事務総長は、高名な学者でもあり、1993年2月、この国連大学の開学を公式に宣言された方である。そのガリ前国連事務総長の参加に加え、これほど多くの優れた講演者、パネリスト、そして参加者を世界各国からお呼びできたのは、ひとえに日本国際問題研究所と小和田恆理事長のこれまでの長年の実績の賜物である。

まず、40年間にわたり世界中の人々の平和と安寧のためにご尽力されてきたことに対し、日本国際問題研究所、平岩外四会長、小和田大使に心からお祝い申し上げたいと思う。また、このシンポジウム開催にあたり、日本国際問題研究所の皆様と一緒にお仕事をする機会を得たことは、私の喜びであり、光栄とするところである。

われわれはこのシンポジウムの内容と成果に大いに期待している。「人間の安全保障」は依然として論議を呼ぶテーマであり、大いに注目すべきコンセプトである。すべての人々に人間的尊厳を保障するために、日本の、とりわけ小淵総理のイニシアティブのもとで、「人間の安全保障」というコンセプトを一層明確なものにし、その実現への道をご提示いただきたいと思う。小淵総理のご出席とご協力が得られたことは、総理が「人間の安全保障」を重要視されている証であり、国連大学もまた同様である。皆様の活発で実りあるシンポジウムになることを念願したい。

基調講演

基調講演

人間の安全保障を求めて

小渕 恵三 Keizo OBUCHI

内閣総理大臣

皆様おはようございます。小渕恵三でございます。

本日は、国連大学と日本国際問題研究所の共催になる、日本国際問題研究所創立40周年の記念シンポジウムにお招き頂き誠にありがとうございます。内外で活躍しておられる沢山の著名なオピニオンリーダーの皆様が参加されるこのシンポジウムにおきまして基調講演を行う機会を頂きましたことは誠に光栄であり、主催者の皆様に厚く御礼申し上げたいと思います。

また、今般、日本国際問題研究所が創立40周年を迎えられたことに心からお祝いを申し上げます。吉田茂元首相が日本国際問題研究所の設立を提唱された1959年当時、我が国において国際問題を本格的に研究する機関はほとんどありませんでした。日本国際問題研究所はこの分野における我が国のパイオニアの役割を果たされるとともに、今日に至るまで、我が国の国際問題研究を先導してこられました。今後とも、日本国際問題研究所が、我が国そして世界の平和と繁栄のために活動され、ますます発展されることを期待しております。

また、ここ国連大学には、私自身もこれまで何度か講演のためお邪魔させていただいておりますが、平和とガバナンス、環境、開発など地球的規模の諸問題についての研究、研修機関として、人類の平和と発展という国連の目的に学術面で大きく貢献しておられます。本年6月には外務省との共催で、開発と「人間の安全保障」についてのセミナーを開催されるなど、「人間の安全保障」の分野でも積極的に活動されていると伺っております。このような二つの機関が共催するこのシンポジウムが、今日と明日のセッションを通じて大きな成果を挙げられるよう期待致しております。

さて、ご列席の皆様、

第二次大戦後40年余りにわたり世界を特徴づけた冷戦は、ちょうど10年前の東欧における革命的変動、そしてその後のソ連邦の消滅を経て終焉しました。このような国際社会の構造的な変革は、ヒト、モノ、カネ、そして情報が地球

的規模で大量かつ物凄いスピードで移動するようになり、そのような国境を越えた経済活動や情報の流れによる人々の結びつきが格段に深まったということが大きな要因の一つとなったことを忘れてはなりません。あのベルリンの壁が代表した「鉄のカーテン」でさえも、このような流れを妨げることはできず、東欧そしてソ連において、人々は、自由と民主主義を獲得するに至りました。このような「グローバリゼーションの進展」により、たとえば1985年から1996年の間に世界の貿易取引量は約3倍に、そして情報の交換量は約4.5倍にも達し、世界に未曾有の繁栄をもたらしました。しかしながら、グローバリゼーションには、このような「光」の部分だけではなく、「影」の部分もあります。貧富の差の拡大、あるいは、環境破壊の進行など、人間の生存や尊厳、そして人々の生活が脅かされる事態がもたらされています。

米ソの二極を中心とする冷戦構造の崩壊は、世界規模での戦争の可能性を大幅に低減させましたが、しかし、その一方で、冷戦後の新たな国際秩序は、残念ながら未だに形成されるに至っておらず、国際社会は新たな秩序を求めて依然として模索状態にあります。そして、むしろ、今までは表面に表れなかったような各地域での宗教上の、あるいは民族的な対立に基づく武力紛争は、内戦という形をとって頻発する傾向にあります。武力紛争や武力紛争とは性格を異にする形での人々の生命、安全に対する脅威が世界の各地で顕在化しております。それは、大規模な難民を発生させ、さらには対人地雷等により、女性や子どもなど、力の弱い多数の一般市民に大きな被害をもたらすという深刻な事態を招いております。それと同時に、人々の生命や安全に対する新たな脅威として、たとえば、さまざまな人権侵害、テロや薬物の問題、国際組織犯罪、感染症等が出現しております。

このような国際社会の大きな流れを背景として、人間一人ひとりに着目したアプローチである「人間の安全保障」の考え方が国際社会において重視されるに至りました。アナン国連事務総長もこれまで種々の報告等で「人間の安全保障」に言及されていますが、これも、このような「人間の安全保障」に対する国際社会の認識が高まっている表れと考えます。

ご列席の皆様、

今をさかのぼること36年前、私が未だ一介の学生にすぎなかった時に、当時としてはまだきわめて珍しかった、今でいう「バックパッカー」として私は一人でアジア、中東、アフリカ、ヨーロッパ、北米、中南米の38カ国を回りました。実は、私は、この一人旅を通じて、人と人とのつながり、人間個人の大切さを学び、やがて「人間の安全保障」という考え方をもつに至ったのだと思い

ます。私は、外務大臣に就任してすぐに、「対人地雷禁止条約」への署名を行うということで、それまでの政府の方針を転換致しましたが、その背景となる考え方は「人間の安全保障」であります。その後も、総理大臣として、これまで国際社会に対して機会ある毎に、「人間の安全保障」の視点の重要性を訴えらるとともに、この観点を日本外交の柱とするよう尽力してまいりました。

「人間の安全保障」に対する脅威は、たとえば、アフリカでは主に貧困、疾病、紛争であり、多くの先進国では麻薬や組織犯罪であり、カンボディアではたとえば対人地雷であるというように、国、地域によって異なります。また、目覚ましい経済発展を遂げていたアジア諸国が一転して経済危機に陥る等、時によって脅威の表れ方は変化します。このように、脅威の捉え方一つをとってみてもさまざまな議論がありますが、今各国政府に求められているのは、さまざまな政策を実施するうえでいかに「人間の安全保障」の視点を取り込み、これを具体的な行動にどのように移していくかであると考えます。

このような観点から、私は、昨年12月にベトナムで行った政策演説において、国連に「人間の安全保障基金」を設置することを提唱しましたが、我が国としては、今後とも、「人間の安全保障」の観点を具体的な施策に反映するよう積極的にイニシアティブを発揮していきたいと考えております。

ご列席の皆様、

本シンポジウムにて行われる「紛争予防措置」、「持続的開発の促進」、「人間の尊厳の推進」の三つのセッションは「人間の安全保障」という観点からいずれも重要でありますし、相互に関連した課題でもあります。それぞれについての私自身の考えを簡単に申し述べたいと思います。

まず、第1セッションは、人間の生活、生命、尊厳を脅かす最大の脅威である武力紛争を、いかに予防するかという問題についてであります。私は、紛争予防の取り組みについては、二重の意味における包括的取り組みが重要と考えます。第一に、まず、貧困など紛争の潜在的要因の除去、次に仮に紛争が生じてしまった場合の解決、そして紛争後の着実な復興による紛争再発の防止という一連のプロセスを念頭においた取り組みであります。第二に、このそれぞれの段階において、政治的措置、金融を含む経済・社会政策、開発政策等、各国の取り得るあらゆる政策、措置を動員し、包括的に取り組むことが重要です。

また、紛争の予防のためには、拳銃、機関銃等といったいわゆる「小火器」や対人地雷といった紛争の「手段」として用いられる兵器の規制も重要です。対人地雷の分野では、先程申し上げたように、私が外務大臣時代に署名を決定した対人地雷禁止条約は、本年3月1日に発効しましたが、私は今後とも「犠牲

者ゼロ」の目標の早期実現に向けて、二国間だけでなく国際機関やNGOを通じて努力してまいります。また、「小火器」につきましては、我が国は国連の専門家グループで議長を務めるなど国際社会をリードしてまいりましたが、国連が2001年に開催する国際会議の成功に向けて、今後とも積極的に取り組んでいく予定であります。

次に第2セッションの「持続的開発の促進」というテーマについて一言申し上げます。私は、途上国自らが主体的に開発に取り組むこと、そして先進国と開発途上国が、国際社会の対等なメンバーとして連携すること、すなわち、途上国側の「オーナーシップ」と援助側との「パートナーシップ」の重要性を強調したいと思います。昨年10月、我が国は、アフリカ諸国の経済・社会開発や貧困削減と世界経済への統合を目的として、第2回アフリカ開発会議、すなわちTICAD2を開催致しましたが、この会議においても、「オーナーシップ」と「パートナーシップ」という観点から「東京行動計画」を策定したところであります。

また、第2セッションのなかでは、個人の自立、そしてそのための能力の向上を通じ、より多くの人々が経済活動に参加できる社会的な機会を創り出すことが重要であることを訴えたいと思います。そして、そのためには、基礎教育の充実、草の根レベルにおける資金の供給などを進めていくことも重要であります。

次に第3セッションのテーマである「人間の尊厳の推進」についてコメント致したいと思います。「人間の安全保障」を確保するためには、紛争の予防や「持続可能な開発」の実現に加え、人間が個人として尊重され、個人の可能性が発揮でき、社会の構成員として責任を果たし得る社会の構築が必要です。私は、人間一人ひとりの自由と可能性を確保していくためには、市民の自発的な取り組みが不可欠であると考えており、その意味でNGOなど市民社会（シビル・ソサイエティー）の役割が重要になってきていることを指摘したいと思います。とくに対人地雷問題や地球温暖化問題において、NGOは政府間の交渉を督励し補完するという、きわめて重要な役割を果たしておられます。私は、今後、各国の政府はますますこのNGOとの連携を重視し、その活動を支援していかなければならないと考えております。

さて、ご列席の皆様、

本日は世界の知的リーダーがお集まりの折角の貴重な機会でありますので、本日のテーマからややそれるかも知れませんが、日本外交の当面の重要課題のうち、九州・沖縄サミット、北朝鮮との関係、対東ティモール及びインドネシ

ア外交について、私の思うところを少し述べさせて頂きたいと思います。

まず、来年の九州・沖縄サミットについてであります。2000年を目前にし、先ほど申し上げたグローバル化、あるいは情報通信革命等の動きが急速に進んでおりますが、その一方で経済や社会環境の急激な変化に対する不安や不満を抱いている人も少なくありません。私は、20世紀最後の年に行われる、この九州・沖縄サミットにおいて、G8のリーダーが、人類にとってより繁栄した、平和な21世紀を築いていくとの決意をもち、また、折角7年ぶりにアジアで開かれるサミットでありますから、アジアから明るく力強い沖縄のメッセージを発信していきたいと考えております。

次に、北朝鮮との関係であります。我が国としては、米韓との緊密な連携の下、北東アジア地域の平和と安定の維持の重要性を踏まえつつ、第二次大戦後の正常でない関係を正すよう努力していくことが基本方針であります。今般、「政党間の協議を通じ、政府間の日朝国交正常化交渉を円滑に行うための環境整備」を目的とする村山訪朝団が大きな成果を上げられたことを政府として歓迎しており、村山訪朝団がまとめられた共同発表を重く受けとめております。政府としては、日朝当局間で本格的な対話の場が構築されることは好ましいものと考えており、訪朝団と北朝鮮側との協議の内容を詳細に分析・吟味しつつ検討しているところであります。そのような検討の一つとして、昨年8月のミサイル発射を踏まえて政府としてとってきている北朝鮮に対する措置につきましても種々議論しているところであります。

次に東ティモール問題について申し上げます。避難民のおかれている状況の改善を図るとともに、独立と国造りに向けたプロセスを順調に進展させることが重要であります。これも「人間の安全保障」の観点から、われわれすべてにとり、非常に重要な課題であります。来週には、東ティモールの独立運動を指導してきたシャナナ・グスマン氏やデ・メロ国連東ティモール暫定行政機構事務総長特別代表も訪日し、東京で東ティモール支援国会合を開催致します。我が国としては、アジアの一員として、新生東ティモールの発展のための出来る限り支援を行っていく考えであります。

この関連で、アジア太平洋地域の安定と繁栄のために重要な意義を有するインドネシアについて申し上げます。2週間前、私は、民主的な手続によりインドネシアで新しい政権が成立して以来、初の外国首脳としてインドネシアを訪問しました。そして、アブドゥルラフマン・ワヒッド大統領の下での改革努力継続に対して支援を惜しまないとの観点から、我が国の今後の経済協力の方針、なかんずく社会的弱者のためのセーフティーネットづくりを含む具体的提案を行ってまいりました。

ご列席の皆様、

私は、昨年12月ヴィエトナムにおいてアジアの21世紀を「人間の尊厳に立脚した平和と繁栄の世紀」にするべきであると訴えました。アジアの、そして世界の21世紀をそのような人間の安全が保障される世紀とするためには、各国の政府による努力だけではなく、国際社会の知的リーダーたちが集い、その知的成果を結集し、これを政府の政策に反映していくという知的交流のプロセスをどんどん進めていかなければなりません。このシンポジウムに出席されている国際社会を代表する知的リーダーの方々、日本国際問題研究所そして国連大学の皆様こそが、そのような役割を果たされることが期待されている訳でありますから、ぜひ、本日と明日のこのシンポジウムにおきまして活発で有益な議論が行われますよう強くお願いしまして、私の基調講演を終了したいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

基調講演

平和、開発、民主化

ブトロス・ブトロス＝ガリ Boutros BOUTROS-GHALI

前国連事務総長

はじめに、日本国際問題研究所の創立40周年記念式典にお招きくださったことに感謝の意を述べたい。

日本は多くの学者を擁し、国際法の普及と国際問題の研究に重要な役割を演じてきた。わけても小和田恆大使と国際司法裁判所の小田滋判事とは友人同士の間柄であり、お二人とは長い期間お仕事を共にしてきた。常々お二人の著作を読み、国際問題の分野における業績に敬意を抱いてきた者としてとくに申し上げる次第である。

本日の私の講演の目的は、ポスト冷戦期における平和と開発と民主主義の関係について述べることである。

この三つは互いに関連している。そのことをこれから、私が国連事務総長の任にあった期間に提起した三つの課題、すなわち1992年の『平和への課題』、94年の『開発への課題』、96年の『民主化への課題』について触れながら、その意味するところを述べてみたいと思う。

平和維持、開発、民主主義はいずれもポスト冷戦の時代に再定義され、その内容も拡大し、この三者の関係は変わり始めている。「人間の安全保障」を現実のものとするためには、われわれはこの関係を新たな視点で捉え直し、その重要性をより深く理解しなければならない。

三つの課題のうち、まず最初は、平和についてである。

1. 平和

二極構造という重しが取れた後、世界のあちこちで紛争が発生している。

国連は冷戦の時代に平和維持という考えを創り出したが、冷戦終結後、国連の平和維持活動は新たに広範な使命を担うこととなった。私が事務総長だった期間に、国連はそれまでの45年間とほぼ同じ数の平和維持活動をスタートさせることになったのである。

われわれは今日の活動が従来のような意味での「平和維持」ではないことを

認識しなければならない。以前の任務は軽武装の国連軍が主体であり、彼らは停戦を維持するために二つの国の間に、当事国すべての合意のもとで配備されていた。また、国連軍は国際的な存在であり、強硬策や介入が期待されていない軍隊であった。

しかし、今日では、国連の平和維持活動はまず、そもそも平和でない地域や、新たに強硬策が求められる状況下で行われる場合がある。国連軍は救援船舶を護衛したり、犠牲者に手を差し伸べたり、難民の要求に応え、制裁を課し、対人地雷を除去し、武器の没収まで行う。さらに、国連の平和維持活動は今では軍事的レベルにとどまらず、選挙監視、治安維持、情報通信、施設建設、インフラの回復や行政サービスなど幅広い文民業務が含まれる。

今日の平和維持活動は以前と比べ量的にも質的にも大きく異なっており、しかもそれは年ごとに変化している。平和には予防外交、平和創造、平和維持活動、そして紛争後の平和構築が必要であり、このサイクルは果てしなく続く。平和のための活動には安息の時がないことがますます明らかになっている。それは延々と続くプロセスなのである。

平和維持活動は紛争の前にも、最中にも、後にも行わなければならない。

(1) 紛争前は予防外交がきわめて重要である。いうまでもなく、医療と同じように、平和と安全保障においても治療よりは予防の方がよいのは明らかだ。生命・財産が失われず、被害を未然に防ぐことができる。従来からの予防外交の手段としては、個人レベルによる折衝や調停、現地調査および早期警戒体制などがある。時間、努力、コストの面でこれにまさる手段はないといえる。

今日、予防外交のコンセプトは広がっており、たとえば、紛争処理の手段として監視団が必要とされる場合がある。国連監視団は南アフリカ、ハイティ、グルジア、グアテマラで緊張の緩和やデモの鎮静化に努め、衝突が暴動化するのを防いできた。

さらに、予防外交のコンセプトのなかに、これまで国連が一度も行ったことのなかった予防展開という措置が加わった。安全保障理事会は1992年12月、バルカン半島での戦闘の拡大を防ぐため、国連平和維持部隊を旧ユーゴスラヴィア共和国のマケドニアに派遣することを決定したが、これは予防外交にこれから必要となってくる新しいタイプの活動例であろう。

(2) 紛争中に行われる平和維持活動の範囲も広がった。人道救援物資の輸送手段の確保が重要となる場合が増加している。その必要性がもっとも顕著に表れたのが、ソマリア、リベリア、シエラ・レオネであった。また、必要な援助物資が旧ユーゴ地域に行き渡るよう安全保障理事会が国連軍に対し、サラエヴォ

空港と必要な通信網を確保する権限を与えたこともあった。

紛争中の平和維持活動には停戦協定が破られた時の制裁が含まれることもありうるようになった。「飛行禁止空域」(の履行監視)などの軍事措置もそうである。1992年、安保理はカンボディアに関して、パリ協定の停戦武装解除と国内和解条件を守らない当事者に対し、ガソリンの禁輸措置をとった。

そして、平和維持活動のための取決めが不十分な場合、国連軍は武力に訴える許可が必要になる場合もある。いくつかのケースで、国連軍は紛争のエスカレーションを防ぐために武力を用いている。たとえば旧ユーゴの東スラヴォニアでは、合意された和平プランに従って領土の明け渡しが行われなかった場合の唯一の解決策は国連軍地上部隊による「平和の強制」であったといえる。

(3) 紛争後には事後の平和構築が行われなければならない。これは人々の間に信頼や安寧を回復するための秩序構築を作り、支えていく息の長い努力といったものであり、具体的には、紛争の当事者間に掛け橋を築くのに必要とされる経済的、文化的、教育的プロジェクトなどが含まれる。その目的は、新たな対立を生む可能性がある文化的、民族的緊張の再燃を阻止することである。こうした努力が行われなければ、いかなる和平合意も長続きしないであろう。紛争後の平和構築というコンセプトは平和状態の崩壊を防ぐ予防外交と等しい価値をもつものであり、この両者はより深いレベルで世界平和のための第二段階、すなわち開発の問題とも関与している。

2. 開 発

「平和維持」のコンセプトを再定義する必要があるのと同様に、「開発」のコンセプトについても見直しが必要である。開発の問題は以前は経済の問題とみなされていたが、経済以外の多くの問題を含むようになってきている。見直しを迫られている理由は、従来型の開発が失敗したためである。ソ連型の開発も挫折し、欧米の援助政策やプログラムもしばしば失望させる結果をもたらしてきた。また、従来型の開発は貧困国や紛争後の国々を蘇らせることに失敗してきた。その意味で、開発の新しい基礎を築くことは今日におけるもっとも困難な知的作業といえるだろう。

ただし、状況は決して絶望的ではない。悲観主義に陥る理由は全くない。たしかに多くの社会・経済的問題が解決されないままではあるが、多くの国が自国の社会と経済を根本的に変革したことも事実なのである。国際協力を進めるための新たな基礎となっているのは工業化とIT(情報技術)であり、それにより価値を共有し、未来のグローバルビレッジというビジョンを共に描くこと

が可能なのである。

開発は必ずしも平和を保証するものではないが、大規模な開発が行われない場合、若者たちが不安に陥り、反動的になることをわれわれは知っている。また、土地の生産性は低く、人々は資源を求めて争うようになる。その結果人々の創造性は誤った方向に導かれ、無秩序が蔓延することになる。

新たな実行可能な開発理念を提起しないかぎり、国連はわれわれが現在直面しているような紛争が果てしなく続く事態にみまわれるであろう。そしてより厄介な紛争がさらに勃発することもありうる。

平和維持活動と同じように開発も段階をおって理解することが肝要である。

紛争前において、開発は紛争の勃発を防ぐのに役立つ。人々のエネルギーをポジティブな方向に向けることにより、小競り合いの余波を吸収し、対立を緩和することができるだけでなく、経済・社会面における悪化を防ぐことにも役立つ。

紛争中においては、人道援助が開発にとって代わる。紛争という状況下で開発は進められない。飢餓に陥り、住居を追われるなど、戦闘によって損害を被った人々には人道援助こそが必要だからである。しかし、こうした救援努力が成功してもなお、全体の状況は紛争が勃発する前に比べて悪くなっているという結果になる。

紛争後において、開発は再建、復興の形をとる。紛争が終結したとき、真の開発が再び着手され、紛争後の平和構築が開始される。

長期的なビジョンが必要とされるのはこの時点である。その一例が「持続可能な開発」という新しいコンセプトである。1992年、リオデジャネイロで行われた国連環境開発会議（UNCED）で、あらゆる国の国内経済政策はそれが地球環境に与えるインパクトを考慮して行われなければならないという合意が成った。このリオ会議において、われわれすべてが守るべき新たな原則がまた一つ増えたのである。経済的利益を得ようと環境を濫用することはその目的自体をも破壊する。金の卵を産むガチョウを殺すことになるのである。「持続可能な開発」は、開発の新たな考え方の中心を成している。

国連創設50周年にあたる1995年に開かれた「社会開発サミット」は、開発というコンセプトに新たな弾みを与えることになった。会議では包括的ビジョンと総合的な行動計画を作成することが採択されたが、それは、開発のさまざまな要素すべてが統合された歴史的瞬間であった。

第三のコンセプトは民主主義である。

3. 民主化

以上に述べたような開発の成果も、民主化という第三の重要なコンセプトなしに花開くことはないことを強調したい。平和は開発の前提条件であり、民主主義は開発が長期にわたって成功するための必要条件である。

一国の真の開発は国民の参加に基づかねばならず、何らかの形の民主主義を必要とする。そのためには、民主化がその国の内部だけでなく、国際社会の間でも実現されなければならない。その鍵となるのは、国際法、人権、そして国際的な民主化支援である。

1990年代は国際法に捧げられた10年だった。「国際社会」と呼ばれるもののすべての側面の根源は、実際には、3世紀以上も前にグロティウスによって始められた国際法定立という大業にあり、その後、世界各国の優れた法律家たちによる多大な貢献というプロセスを経たものである。

紛争の調停において国際法が重要な役割を担うことはいうまでもないことだが、国際法が開発にとっても決定的な役割を果たすことは同様に重要でありながら、あまり知られていない。統一された商法上のルールの整備は商業活動をスピードアップさせ、共通の事業を通じて異なる文化を結ぶ。商取引は一人の零細農民から巨大な世界的企業に至るまで信用性に基づくものであり、それには、国境を越えたルールと商業上のトラブルを平和的に解決するためのメカニズムが必要である。

人権の大義は過去40年間に非常に進化した。人権はそれ自体が価値の原則であるが、実践的な意味も備えている。人権がおろそかにされているところでは開発は十分に成功しない。現代は情報と通信の時代であり、人間中心の開発の時代でもある。人々は政治的存在としてだけでなく経済的存在として自由に考え、行動し、交流できなければならない。したがって、人権と「人間の安全保障」は開発を支える柱であるといえる。

人権、権利の平等、法治国家、経済活動の自由、思想と言論の自由、個人の参加と政府の説明責任。これらはすべて民主化の一部である。

19世紀および今世紀のほとんどすべてを通して、民主主義はいくつかの幸運な国家だけに実現されるものとみなされ、国境の内側だけで実践されてきた。国際舞台ではパワー・ポリティクスが支配し、力の均衡が世界の国々に国際システムを提供してきた。国家間の民主主義や国際的な民主主義は可能性としてさえも提起されることがなかったのである。

その後、新たなビジョンを提供したのが、国連憲章である。その冒頭の「われら連合国の人民は」という言葉とともに、民主化がこの世界組織のなかに組

み込まれた。国内政治が民主的でない国家も、大国も小国もすべての国が平等に代表者議会に参加した。国連は各国の国内および国家間の民主化を促進するという広範囲にわたる新たな責任を負っている。

平和維持や開発と同様、民主化のプロセスも段階的に捉えると非常にわかりやすい。

紛争前においては、国内の民主主義は内部対立や紛争の防止に役立つ。政党やエスニック・グループ、マイノリティ、少数部族を、国内制度の枠組みのなかでの話し合い、論議、交渉に参加させることによって、民主主義は武力行使の回避に役立つのである。

民主主義は国家間においても同様の役割を果たしうる。詳細な統計に基づいた研究によって、二つの民主主義国家の間には戦争や武力衝突がめったに生じないことが明らかになった。逆に非民主主義国家は軍事的な冒険に駆り立てられやすい。

武力紛争中においては、民主主義は存在しがたい。軍事目的が優先され、情報操作が横行し、反対派の存在は許されない。内戦の場合は状況はさらに複雑であり、基本的な行政機能がストップすることもしばしばである。

紛争後においては、戦争から脱した国家が民主主義を実現するのはとくに困難である。経済は完全に破壊され、市民社会は弱体化しているか消滅している。内戦の場合、新しい指導者たちはたいてい、武力紛争を率いていた人物である。さらに紛争再燃の懸念が和平プロセスを脅かす。これがアンゴラで実際に起こったことである。

国連は近年、長期的な人権の監視という全く新しい分野に足を踏み入れている。これはまずエル・サルヴァドル、モザンビーク、カンボディアといった国々で、武力紛争を終わらせる和平合意の一環として実施された。

リトアニアとエストニアにも人権状況を調査するミッションが国連から派遣された。これは両国とロシア連邦との間の緊張を緩和する予防外交の一つと考えられた。

ニューヨークの国連事務局に新しいオフィスが開設されたが、その基本的な目的は、加盟国からの要請を受けて選挙支援活動の事務を扱うことである。これは民主化推進の努力の一環である。1992年からの短い期間、この事務所はアジア諸国、東ヨーロッパ諸国、ラテンアメリカ、アフリカから寄せられた何十もの要請に対応してきた。その要請とは、すべて技術的なものも含めた選挙支援と監視団の派遣であった。

私が事務局長を務めているフランス語圏諸国会議でも、国連、英連邦、アフリカ統一機構（OAU）、アラブ連盟やEUと協力して、各国に対して選挙支援を

行っている。われわれの支援は選挙期間だけにとどまらず、選挙の準備段階における政党との話し合い、住民の公民権教育なども含んでいる。さらに、選挙後も新しい政府与党への平和裏の政権移行プロセスに関与することも少なくない。

しかし、一国の民主主義は、多国間および国際システムのあらゆるレベルで民主化が進展しなければ長期に持続し得ない。

国家間における民主化の枠組みを提供しているのは国連である。国連はあらゆる声が聞こえる広場であり、また合意形成の手段を提供する。国連の道義的権威が維持されるためには、すべての国々の十全な参加が前提となる。これはいいかえると、あらゆるレベルの国際組織、すなわちNGO、学術団体、議員、経済界、専門家、メディア、そして一般大衆の関与を意味する。それはさらに、国連自体にも民主化の原則が適用されることを意味するのではないだろうか。

国連憲章の論理を実行し、一国内だけでなく国際社会全体における民主化を追求すべき時が来たのである。

国連の壮大な使命として憲章に定められた3点がある。

平和なしには、開発も民主主義も存在し得ない。

開発なしには、民主主義は存在し得ず、人間の幸福の基本的な要件が満たされなければ、社会は分裂し、争いが起こる。

民主主義なしには、真の開発を成就し得ない。真の開発が存在しなければ、平和は長続きしない。

このように三つの優先事項は互いに絡み合っている。

この相関関係の中心には、平和と開発と民主主義の間のタイミングという困難な課題が存在する。たとえば、平和と開発と民主主義が同時に追求され達成される場合がある。エル・サルヴァドルやモザンビークなどのケースがそうで、民主化支援の国連の努力が一方で紛争の解決につながり、他方で復興と開発につながった。しかし反対に、この三つの目標を同時に実現しようとするのが難しく、政治的不安定、社会的混乱、経済危機を深刻化させてしまうこともある。

民主化のためには、一国内に一定レベルの平和と一定の開発段階がすでにあることがその前提として必要である。開発と平和の両方とも重要なのだが、開発が外国からの援助に基づいている場合、開発と民主主義との調整は複雑化する。たとえば、一国の民主化が外国からの援助の条件になり得るだろうか。民主化プロセスが中断されたら援助停止の理由となり得るだろうか。そして民主化プロセスが後退しているかはそもそも何をもって判断するのだろうか。

こうした疑問に対して簡単に答えが出せるとは思わないが、これから行われるシンポジウムにおける論議は、国際援助の新しい在り方を理解するための方

法論を見出すことに役立つであろう。

最後に、平和、開発、民主主義を調和させつつ発展させることの複雑さを理解するための四つの基本的なルールのことを述べて本スピーチを締めくくりたい。

第一に、紛争再燃の可能性は和平プロセスと「人間の安全保障」を常に脅かす。したがって、紛争後の平和建設、紛争後の開発、紛争後の民主主義建設への外部からの支援は、継続的かつ着実に行われなければならない。

第二に、国際援助は、紛争前には開発、紛争中は人道援助、紛争後には復興、さらに平和を構築し「人間の安全保障」を促進するための「持続可能な開発」というように、段階的に時間をかけて行われなければならない。

第三に、あらゆる社会に当てはまる民主化あるいは民主主義のモデルというものはない。民主主義は輸出も輸入もできない。それぞれの国が自国民の幸福のために何を優先すべきかを自ら決定できなければならない。

最後に、一国内の民主化は多国間の民主化プロセスという助けを受ける必要がある。市場経済のグローバリゼーションはグローバルな民主主義に基づかなければならないということである。

第1セッション

「紛争予防措置」

第1セッション「紛争予防措置」

キーノートスピーチ

「人間の安全保障」と紛争予防

小和田 恆 Hisashi OWADA

日本国際問題研究所理事長

1. 「人間の安全保障」と紛争

「新しいそよ風が世界に吹き始めている」。今から10年前の1989年1月、大統領就任演説で、米国のブッシュ大統領は、こう述べて東欧に変化の兆しが見られることを示唆した。それからわずか10カ月、ベルリンの壁はもろくも崩壊した。「そよ風」どころか、大变革の嵐がヨーロッパを吹きまくり、第二次大戦後40年余にわたり世界を支配した冷戦構造の時代は、終結を告げたのである。

今日、世界は、このブッシュ大統領の先見の明ある予言を「今世紀最大のアンダーステートメント」としてしまうほどに様変わりの様相を見せている。ベルリンの壁の崩壊とそれが象徴した冷戦構造の終焉がわれわれに「歴史の終わり」をもたらしたわけではないことも明らかになった。

世界が新しい千年紀を迎えようとしている今、われわれが直面している国際社会の変動は、単に「ベルリンの壁」の崩壊というわれわれの目に見えるような歴史のひとコマとしての変化にとどまるものではない。それは、第二次世界大戦後の50年という一つの時代を支配した国際秩序が終りを告げたということを超えて、17世紀以来今日までの世界を支えて来た国際システムが真に歴史的な構造的変動を経験しつつあることを示すものである。ウエストファリアの講和に象徴される近代国際社会の発足以来、国際社会を支配する原理となって来たのは、併存する主権国家の主権平等と内政不干涉の原則に立脚した秩序である。その意味で、近代国際システムは、多極構造を前提とする主権国家の均衡に基づく秩序だということができる。その極致ともいうべきものが、冷戦時代の二極構造の世界であった。冷戦の消滅は、このような主権国家の均衡のうえに立った秩序がもはや妥当しない世界が出現しつつあることを、われわれの目に明らかにしたのである。このような構造変動は、これからの世界にどのような影響をもたらすのであろうか。

第一に、米ソという二超大国間の「恐怖の均衡」のうえに保たれて来た国際秩序が消滅したことは、全面核戦争の脅威が安全保障上の最大の懸念であった

という状況からわれわれを解放したという意味で大きな肯定的な変化であると捉えることができよう。しかし反面、このような二極構造の秩序に代わって21世紀の世界を導くべき新しい秩序の輪郭すら、われわれは今日描くことができない状況にある。急速に進展した国際社会の一体化のなかで、国家間の相互依存関係が急激に緊密化しつつあるということだけではなく、さらに国家の権能の枠を超えて人間活動がグローバル化しつつある状況が今日の国際関係を規制する最大の要因となりつつある。そういう状況の下では、二極構造の秩序を支えてきた二つの超大国の一つが脱落したことがただちに一極支配の秩序をもたらすとは到底考えられない。他方、主権国家間の均衡を前提とする古典的な多極支配の秩序が復活することを夢見ることも、これまでの国際システムを支えてきた国際社会自体がこのような構造的変動を遂げつつあることを理解しないアナクロニズムと考えざるを得ないように思われる。

第二に、グローバルなレベルにおけるイデオロギー対立を前提とした秩序が崩壊したことは、国際社会を「分裂した世界」から「統一された世界」へと導く大きな可能性を提供するものであった。しかし同時に、それはそれまで米ソ二大両陣営の対立の構造の下で封じ込まれていた、多くの内部対立要因を顕在化させることにもなった。そのなかで、必ずしも国家利害の対立ということではなく、宗教的、人種的、民族的その他歴史的、文化的要因に基づく地域紛争が、冷戦構造の崩壊を契機としてアフリカ、ヨーロッパ、アジアなど各地において、一国内部の紛争の形で頻発している。このような状況においては、問題は「国家」の安全保障を確保することによっては解決されず、国家を構成する個人としての「人間」の安全保障をどう確保するのかということにわれわれの努力を向けなければならないことになってくる。つまり、このような新しい形の脅威に対抗するためには、これまでの軍事力中心の国家の安全保障のための政策だけでは不十分であり、より総合的な見地から「人間の安全保障」に取り組む政策が必要となるという事態が生じているのである。

第三に、以上のような国際システムの構造的変動のなかで、国際秩序が保障することを目指す正義、安全、繁栄の主体になるのは一体何なのかという問題が生じている。われわれは伝統的な国際システムの下で、国際関係を専ら国と国との関係として考えがちである。しかし、国単位で対処できる問題よりも国単位では解決できない問題の方が多くなっているという新しい状況が、冷戦終了によってわれわれの目の前に露呈されたのである。それと同時に正義の実現、安全の保障、繁栄の確保というような国際社会として追求すべき価値の内容が主権国家に関するものなのか、あるいはその具体的な中身を構成している一人ひとりの個人としての人間に関するものなのかが問い直されるという状況が生

まれていることが注目されなければならない。

本年初頭のソコボ危機をめぐる状況はこの点で、今日の国際社会が抱えているディレンマをきわめて対しよ的な形で示したという意味でまことに象徴的な事件であった。つまり、ここで問われたのは、今日の国際秩序において最大の国際公共財として保護されなければならないものが「主権国家の自由、尊厳」を確保するものとしての「主権中心の正義」(justice in sovereign terms)なのか、それとも「個人の自由、尊厳」を確保するものとしての「人間中心の正義」(justice in human terms)なのか、という二律背反の状況のなかでいずれを選ぶのかという問題であったという側面をもっていたのである。

「人間の安全保障」という概念が今日きわめて重要な意味をもつのは、このような文脈のなかにおいてである。つまり、今日の国際社会において、それぞれの国家が「国家の安全保障」を確保することは、国民国家としてのその国民に対する責任であるが、それだけでは充分ではない。単に「国家としての安全」を保障するだけでなく、国家を構成する国民一人ひとりの「人間としての安全」をいかに確実に保障するかが、今日の世界において、われわれが安全保障の大問題を考えるときの基本的な枠組みでなければならないのである。

2. 紛争予防の今日的意義

このように見てくると、およそ国際社会のなかで生ずる紛争 (conflict) は、それが、国家間関係において生ずるものであれ、一国の内部に起源をもつものであれ 国際社会全体の秩序の観点から無視し得ないものであるかぎり、国際社会としてその発生を予防し、これに対抗する手段を取らなければならないものとなる。紛争によって人々の発展と繁栄への権利が阻害され、人間としての尊厳が蹂躪されるような状況が生まれたときには、この紛争が単に主権国家の「国家としての安全保障」が対外的に影響を受けていないという理由から、国際社会として関知しないということはもはや許されないのである。

このような観点から紛争予防の問題を具体的に考えると、国際社会として紛争の問題を単に事態が係争 (dispute) から紛争 (conflict) に発展して国際関係のなかで顕在化した段階ではじめて紛争が国際化したと捉え、国際法、国際関係の関心対象事となるというアプローチは取り得ないことが明らかとなるであろう。そして、このようなより広い文脈で紛争予防の問題を捉えるという立場に立てば、国際社会は、紛争をその原因となるような状況を育む土壌をいかにして変えさせていくかという予防外交の段階から、究極的には「かりそめの平和」として成立した停戦合意をいかに永続する平和に転化させていくかという

再発防止の段階まで、その各段階において予防戦略を強化する必要があるのである。

その意味で、ブトロス・ガリ前国連事務総長のキーノートスピーチでも指摘があったとおり、「人間の安全保障」を追求するにあたっては、「平和・開発・民主化」が調和の取れた形で総合的に確保されることが肝要となる。そのいずれか一つが欠けても「人間の安全保障」の脅威となりうるのである。アナン事務総長も本年の国連総会において「予防の土壌 (Culture of Prevention) 」という考えを提唱している。すなわち、紛争発生後に対応するよりも、紛争前に予防することがはるかに有効であるという考え方である。これも同じ文脈で捉えられるべき指摘といえることができるであろう。

とくに、冷戦後の紛争の多くが国家間の紛争ではなく、国内の民族・宗教紛争であることを考えれば、われわれが真剣に議論すべき「紛争予防戦略」の対象となる紛争も、主権国家間の紛争だけではなく、国内の民族 / 宗教紛争であるということになる。また、このことはこれまでの国際システムが国家間関係への対応を中心としてきたという立場では今日頻発しているような種類の紛争には有効に対処できないという危機感の現われでもある。

以上のことを念頭において、今日の状況のなかで紛争予防の問題を考える場合、とくに次の各段階のすべてについて紛争予防機能の強化を総合的に取り上げることが重要であることが明らかであろう。

- (1) 紛争を惹き起こす背後にある根源的な原因 (社会的、経済的、文化的要因を含む) をいかにして封じ込め、さらには除去するのか
- (2) 事態の顕在化による緊張の激化をいかにして抑止するのか
- (3) 実力行使という形での紛争の現実化をいかにして阻止するのか
- (4) 実力行使停止後の紛争の再発をいかにして防止するのか

3. 紛争予防のための具体的提言

昨1998年1月、我が国がこの面での先駆的な行動として主催した「予防戦略に関する東京会議」において、関係者は上記の四つの側面から紛争の予防戦略の在り方につき、とくに国連をはじめとする国際機関の機能をいかに強化すべきかとの観点から、きわめて広範な検討を行った。この検討はとくに国連および地域機構の紛争予防に関する役割をいかに強化すべきかとの点に焦点を当てる形で行われたが、それにもかかわらず、その結論は本会議の今次セッションの議論の叩き台として十分包括的でありかつ示唆的である。

その詳細については別途配布資料を参照していただきたいが、その重要点

(salient points) を上記4段階に従って提起すれば次のとおりである。

(1) 経済的、社会的、文化的な基盤整備の予防努力

紛争の予防を長期的かつ根源的な見地から考える場合、社会的多様性の尊重、極度の貧困の解消、人権と法の支配を尊重した参加型民主制度の建設、異質なものであることが東京会議においても提起された。そのなかでもとくに「寛容の精神の促進と強化」は、紛争予防戦略のベースになる基盤として重要である。

一国内において、異なる民族・宗教・文化・伝統が混在している場合、このような社会を安定的に保つためには、一人ひとりの国民相互間に寛容の精神が保持されている必要がある。これに大きな亀裂が入れば、対立を生じ、ひいては暴力的紛争へとエスカレートする。旧ユーゴスラヴィアにおける紛争の原因も、その根底にセルビア系、クロアチア系、そしてムスリムとの間での格差が存在してそれが対立を惹起し、さらに相互の寛容さの欠除という土壌がこれに火をつけたというところによったといえることができる。

寛容の精神の醸成にあたっては、日頃からの教育が重要であることはいまでもない。ここでの教育は、「平和の尊さ」を教える「平和教育」と寛容の精神を養う教育とが必要である。この点で中華系とマレー系とが混住するマレーシアにおいて、日常的に民族間の相互の寛容を養う教育が行われているとされることは、紛争を有効に予防するために参考になるものと思われる。

「平和教育」がもつ重要性については言をまたない。ユネスコ憲章にもあるように「戦争は人の心のなかに生まれる」ものであるが故に、「人の心のなかに平和の砦を築かなければならない」のである。とくに近年、「武力紛争下の児童」の保護の重要性が認識されるようになった。少年兵を含む兵士に対して、単に「銃を捨てよ」というばかりでなく、識字や初歩的な計算など十分な初等教育を施し、さらに「戦うことがいかに無意味であり、また、平和がいかに尊いか」を教えることは、紛争予防のための土壌を長期的に造り上げていくための基本であるといえよう。そういう基盤なくしては、紛争後の真の国民和解を期待することはできないのである。

(2) 早期警戒の重要性

前述の東京国際会議においては、早期警戒の重要性について討議が行われた。そしてとくにこの早期警戒機能をいかに現実の政策として実行に移すか (translate into action) についての具体的方案が討議された。早期警戒は、潜在的に存在していた対立の火種が表面化し、緊張が激化しようとする状況のなか

で、国際社会がこれを抑止することを目指して素早い反応を行いうるための前提として、きわめて重要なものと考えられる。

情報技術（IT）の急激な進展に伴って、今日では世界各地の情報が一瞬のうちに伝播する情報化社会の時代が到来している。そういう状況のなかで、紛争の早期警戒予知を可能にするためのメカニズムはすでに十分存在しており、紛争予防の問題点はそこにあるのではないという考え方も存在する。しかし、世界各地において生ずる社会関係における緊張の高まりが、的確な情報として常に国際社会に流れるとは限らない。その結果、人々の間の対立が武力行使の段階に至るまで、国際社会の注意をひくこととならない事態は、現にまま生じているのである。したがって、このような緊張の高まりがいち早く国際社会の知るところとなるよう、すみやかに正確な情報が国際的なネットワークに乗るような体制を構築することは、情報社会の今日でもきわめて重要なことである。

この点で、地域機関組織が果たす役割の重要性が指摘されなければならない。地域社会における緊張の高まりについての情報を第一に入手できるのは、現地で活動する国際機関やNGOである。したがって、その情報収集能力を高め、情報分析および政策決定のあらゆる段階における関係者の緊密かつ有機的な協力を諮り、かつそれらに要する時間を最小限にするための制度および措置の向上ということがきわめて大切となる。そのためには、このような地域機関組織と正確な情報収集、分析の能力を分かち合い、早期警戒システム整備のための技術を供与することが重要である。

そのようなネットワークを構築し、またそれに携わる関係者　ドナーをはじめとする関係国、国連・地域的機関、NGOなどであって、現地・中央の両レベルを含む　における共同訓練計画を実施することも一案として検討に値するであろう。このような措置を通じて、早期警戒システムを整備し、システム運用の鍵を握るソフトウェアをも整備することによって、これを常時運用可能な状態で維持することは、紛争予防へ向けた国際社会の構成員の政治的意思を高め、共通の認識に基づいた行動を可能にする基盤を作ることになる。

しかし、もっとも決定的なことは、早期警戒情報を入手することではなく、この情報をいかに行動に移し、紛争の現実化を抑止するかという問題である。つまり、早期警戒システムによって、ある地域で社会的緊張の高まりが見られていることが明らかとなった場合、国際社会はそれが実力行使による暴力的紛争へとエスカレートする以前に、早期に対応し、効果的な措置を講ずる必要がある。

この場合、現実には、今日の国際関係が既存の主権平等原則や内政不干涉原則に拘束されるかぎり、取りうる手段はきわめて限定されているという問題が

ある。今日の国際社会は、上述したように、国際システムとして構造的な大変動を経験している過渡期にある。主権平等原則に対する綻びも見られる一方で、それがまったく時代遅れになったともいえない。このような状況の下では、入手した早期警戒情報に基づいて国際社会が何らかの対応を取る必要があると判断した時にも、それを主権平等原則や内政不干涉原則の名の下に当事国がこれに抵抗し、拒否することがありうる。それを国際社会として強制することは理論的にも現実的にも困難なのである。このような場合においてこそ、国連や地域機関が国際社会の名において、事態の監視（monitoring）や事態改善のための説得（persuasion）を試みることが有益かつ現実的であるといえよう。このことは、東ティモール情勢において国際社会によるプレッシャーが有効であったことから明らかである。

緊張状況に対する早期対応の手段としては、国際的、地域的なレベルにおける外交的手段だけではなく、さらに何らかの形における「国際社会のプレゼンス」による「予防展開」の重要性を指摘する必要がある。旧ユーゴ・マケドニアにおいて実施された「予防展開」としての「国連のプレゼンス」が有効であったことは広く理解されている。またパプア・ニューギニアのように、予防展開の結果、和平交渉の進展が促進された事例があることも想起しておきたい。

さらに緊張の高まりがただちに実力行使にエスカレートすることを抑止するためには、そのような実力行使を行うための武器を入手する可能性を封じることが重要である。今日地域紛争において使用される武器の大半は、いわゆる小火器や地雷などである。対立の高まりが見られるような事態に対しこれらの武器の禁輸措置を早期に講ずることも、紛争の拡大防止という観点から有益であろう。

なお、このような措置の実現を実効的なものにするためには、平時からこのような武器の入手について透明性を確保しておくことが重要である。そのためには武器の国際移動登録制度を整備しておくことが有効と考えられる。

（3）紛争発生阻止のための介入

不幸にして実力の行使が不可避と見られるような状況においても、本格的な紛争発生を極力阻止し、その拡大を抑止することが重要となる。とくに紛争の犠牲となるのは難民や国内避難民となる罪なき住民である。彼らに対して、十分な人道援助を行うことが「人間の安全保障」の観点からは肝要である。状況によっては軍事的プレゼンスによる人道援助の安全性・実効性の確保も必要となることもあり得よう。この場合、このような活動といわゆる伝統的な「平和維持」との関係が問題になりうる。このような活動のきわめて限定的な「人道

的介入」としての性格を明確にしておく必要があるのではないか。

とくにこのような場合には、このような国際社会としての活動と、伝統的な国家主権・内政不干涉原則との調和に十分な注意を払う必要がある。しかし、近年の国内紛争では、本来、国民の財産・生命を保護すべき政府が機能マヒに陥るといふ「破綻国家」における紛争が数多く発生している点で特異である。このような状況下においては、それが「人間の安全保障」の確保という見地からの国際的な行動であるという性格づけが有用であると思われる。

最後にかかる介入には、多額の経費を要する。人的財政的当てを迅速・十分かつ実効的に行うことがこのような行動の成功の鍵であるという点について、国際社会の認識を一つにする必要がある。

(4) 紛争の再発防止

紛争が一応の「停戦合意」に到達したにしても、それは単に「かりそめの平和」を実現するものでしかない。この機会をうまく捉えて、これを契機としつつ、早期に国民和解を達成し、社会的インフラや民主的制度の再構築等の「平和構築」を行うことがきわめて重要である。そのことは、紛争を再発させないための地盤を造ることになる。その意味で、peace-keepingとpeace-buildingの連繫を時系列の順ではなく、場合によっては同時に行うことが重要である（成功例としてカンボディアのUNTACの例がある）。この段階においても、NGOなどの非国家行為主体の活動や地域機関による協力は、主権・内政不干涉原則との摩擦を回避する意味でも有益であろう。

紛争の再発防止のためには、国民和解のプロセスを進めることが不可欠である。そして改めて国民間に寛容の精神を醸成することが重要である。この点で、先に述べた「教育」の果たす役割は大きい。

同時に、「平和を踏みにじった者」を効果的に処罰することが「将来の平和へ向けての抑止的效果」をもつことに留意すべきである。ルワンダや旧ユーゴスラヴィアについては、国連安全保障理事会の決議に基づく特別法廷が設置され、責任者の訴追・処罰を行っている。このような裁判所が効果的に機能することを通じて、紛争を起こすことは「割に合わない」ことであり、結果的に処罰されるものだということを国際社会の一致した態度として知らしめることが有益である。この点で、昨年、このような機能を果たす常設の裁判所として「国際刑事裁判所規程」が採択された。個人の行為を国際犯罪として処罰せんとする国際的枠組みが歴史上初めて実現されようとしていることの意味は画期的であろう。

紛争終結後の武装解除を行うことが、きわめて重要なこととして挙げられる。

たしかに紛争の規模が大きければ、それに比例して武装解除に要する人的財政的コストも膨らむという現実がある。国民間の寛容が脆弱である潜在的に紛争要因を抱えた地域・国においては、彼らの武器を一刻も早く放棄させるとともに、本来あるべき生活に彼らを安定させることが重要である。こういう措置を含めて将来の平和建設のために必要欠くべからざるコストであることを国際社会は認識しなければならない。

4. 結 び

以上、「人間の安全保障」という考え方の中核を成す概念の一つとしての「紛争予防」の問題について概観した。「予防に勝る紛争解決策はない」というのは正しい考え方である。しかし、紛争予防を効果的に実施することは容易ではない。それは「予防」というのが本来目に見えにくい概念にほかならないからである。どのような具体的努力でいかなる紛争が予防できるのか。これがわれわれがこのシンポジウムで探求すべきテーマである。

われわれは、冷戦後に頻発した地域紛争や政治危機などのさまざまなケースから、紛争の発生から収束に至る一連のサイクルを学んできた。これらの学習から紛争予防に対する理解を深めること、それがアナン事務総長のいう「予防の土壌」を作るうえで重要であろう。そのうえに立ってわれわれの叡智を絞り、包括的な紛争予防戦略を打ち出す必要がある。

最後に、しかもっとも重要な点として触れておきたい。それは、冷戦後の複雑化した紛争に効果的に対応するためには、国家レベル、二国間レベル、地域的フレームワークのレベル、そしてグローバルなレベルでの整合性の取れた取り組みが求められるという点である。そして国際関係における伝統的な主体としての国家のみならず、シビル・ソサエティやNGOといった新しい主体に、この紛争予防戦略の一翼を担うアクターとしての役割を促進させていくことが重要である。これら新しいアクターにはすでに多くの分野で目覚ましい活躍が見られているが、「人間の安全保障」の促進には、彼らの役割を含めた形で包括的に紛争予防戦略を打ち立てていくことが不可欠なのである。最後に、紛争予防は政府だけの問題ではなく、われわれ自身の問題であることを指摘しておきたい。

第1セッション「紛争予防措置」

国家、市民社会、地域機構の重要性と期待

ユスフ・ワナンディ Jusuf WANANDI

インドネシア戦略国際問題研究所元会長

本日、小淵総理とガリ前国連事務総長の素晴らしい基調講演を拝聴し、そこから多くのことを学ぶことができたと思う。ガリ前国連事務総長は理念を語られ、小淵総理からは、「人間の安全保障」を中心として、予防的安全保障や「持続可能な開発」、さらに民主主義といった理念を実際に、いかに実現していくかということ伺った。

第1セッションの小和田大使の基調講演は、非常に深遠で、完成度が高く、また、優れて包括的かつバランスのとれたものであった。私に与えられた短い時間でその内容にコメントするのは大変難しいが、ここでは小和田大使のお考えの要点をたどり、少々敷衍する形で、とくに3点に絞って申し上げたいと思う。

まず第一の点は、国際システムと歴史における変化ということである。ウェストファリアから最近の出来事までを見てきて、さらに将来のことを考えると、国際システムの中心が国家から個人へと移ってきたとおっしゃられた。このことについて、ここで強調しておきたいのは、それはけっして直線的に発展してきたわけではないということである。そしてもう一つは、にもかかわらず、国家は依然として存在し、現在でもきわめて重要な社会構成体であることである。つまり、武力行使の権利をもつ唯一の組織が国家であり、個人のためにも国家は依然として必要であるということである。このことをわれわれはいつも念頭に置いておかなければならないだろう。今後、国際システムを進化、発展させていくうえで、最終的には国家も個人も、将来の国際システムにおいて、ともに主体の役割を果たしていくことになると思う。

第二の点として、とくに私の国、インドネシアも関連してくることだが、小和田大使やモデレーターも言及されたように、個々の国家すべてが実際に自分たちを組織し、バランスのとれた国家の開発戦略を打ち立てることの必要性である。これはきわめて重要な目標であり、そのことが将来の紛争をできるだけ早期に回避することにつながっていく。東アジアの金融・経済危機、さらにはいくつかの国での政治的・社会的な危機がこれほどまでに深刻化した背景には、

恐らく開発戦略のなかに重大なアンバランスがあり、そのアンバランスからくる矛盾がここにきて露呈したのではないかと思う。たとえば、韓国型の経済開発を見てみると、まず経済開発をし、それから政治的な開発をしているが、これはけっして望ましいことではない。インドネシアの例から見て、国の開発戦略を考える場合は、最初からあらゆる側面を同時に考えなければならないだろう。

当初は非常に未熟な民主主義だといわれるかもしれないが、早期の段階からやはり社会や政治あるいは政治体制のなかに変化に対応できる柔軟性を組み込んだ形で国家の開発を行うことが必要である。そうでなければ、開発を30年続けても、今のインドネシアのように行き詰まり、いろいろな紛争や対立といった困難に直面することになるだろう。

時間の制約の関係で、細かくは述べられないが、こうしたことを可能にするのは市民社会の努力によるだろう。また、マスコミの努力も、こうしたバランスのとれた形の成長戦略を確立するうえできわめて重要だと思う。

次に、第三の点としては、地域主義あるいは、地域的な組織がいかに重要なものになり得るかということである。まず、紛争を防止するためには信頼醸成が非常に重要である。また、地域組織との協力も大切である。われわれがそうした協力をすることで自ずと紛争防止につながると思う。

第二次世界大戦以後いろいろな試みがなされたが、そのもっともいい例が欧州連合（EU）である。東南アジア諸国連合（ASEAN）も一つの例になると思う。ASEANは、さまざまな課題に直面している現在のインドネシアの場合がそうであるように、新しい指導者、新しい加盟国、そしてリーダーシップの欠如などの問題を抱えている。しかし、強調したいのは、ASEANというのは基本的には地域の各国間での紛争防止のためのシステムであるが、われわれはここからさらに進んで、ASEANという名の共同体を作りたいと考えている。そのためには、なすべきことはたくさんあるが、それがわれわれの目標である。

それから、アジア太平洋地域でわれわれが作ったもう一つの制度として、経済的な分野では太平洋経済協力会議（PECC）がある。PECCは、日本のイニシアティブで始まったものだが、その後、アジア太平洋経済協力会議（APEC）に成長した。APECは、この地域での制度づくりでもっとも重要なものである。というのも、すでにいわれているとおり、経済協力というのは信頼醸成、理解の醸成、そして協力の醸成のためにきわめて重要であり、つまりは、紛争防止のために重要であるからである。

また、ASEAN地域フォーラム（ARF）という国際的な安全保障のための会合がある。これは、アジア太平洋地域で行われている、多岐にわたる副次的な

外交の一つで、そのなかにはアジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）も含まれている。こういった形で地域的組織が協力をし、国際的なマルチレベルでの協力、そしてグローバルな紛争防止のための施策に貢献をしていこうというものであるが、これらの組織も変わらなければならないだろう。信頼を醸成し、その面で何らかの成果を収めたとしても、本格的な予防措置のための組織として現在のままではやはり不十分である。将来の紛争を予防する本格的な防止機能をもつためには、まずこのARFの組織を制度化しなければならないだろう。1年に1回集まって、ただ話し合うだけでは十分ではなく、事務局を作り、実施のためのプロジェクトを作っていかなければならない。また、ASEANの国々も共同議長国としてプロジェクトにかかわり、政策を積極的に推進していくことが必要である。

そのための努力の重要なものとしては、まず、平和維持のプログラム（もちろん、これは国連のシステムの一部としてである）議長の権限などによって予防外交を行っていく能力、いわゆる副次的な組織を十分に拡大して協力の輪を広げ、共同研究や若い人たちの訓練に当たること（とくに紛争防止に関する研究や訓練、研修）などが挙げられるだろう。このCSCAPやARFで合意されているCBM（信頼醸成措置）の実施に向けては、国防関係のさまざまな論文を毎年公表したり、軍部や軍学校の交流を図ったり、共同演習を行うことなど、多様な施策が考えられる。また、この地域、とくに海洋における安全保障の行動基準を作ることも行われている。これらのすべてが実現可能と思われる。

最後に、もう一つ強調しておきたい重要な点は、二国間関係の重要性ということである。たしかに地域組織や地域主義というのも地域の平和にとって重要である。しかし、この地域の安全性や、紛争防止において要となっているのは、やはり二国間関係であり、互恵的な関係である。そのために、二国間の関係をバランスのとれた形にすることが地域の安全保障の鍵となる。そのうえで、多国間、地域的な組織を、それを補完するものとして推進していくべきであろう。

私は、国際関係でもさらなる民主主義が必要であるという理念を心から支持したいと思う。そして、国連を変えるための、より具体的な努力をすべきであると思う。国連は現段階では、われわれの目的にかなう唯一の国際組織であり、その一層の発展が可能であるからである。

第1セッション「紛争予防措置」

紛争予防の基本理念

志村 尚子 Hisako SHIMURA

津田塾大学学長

「人間の安全保障」という大変重要な概念に関する小淵総理とガリ前国連事務総長による基調講演に引き続き、この第1セッションでは、紛争予防措置に焦点を当てている。

小和田大使には、広い見地からこのトピックについてお話しいただいたが、私は、さらに予防外交そのものに焦点を絞り、二、三考えていることを述べたいと思う。

とくに二つの点を取り上げたいと思うが、その第一は、少なくとも私にとっては、予防外交という概念がまだ不明瞭であったり、共通に認識されていない点があるのではないと思われるので、これについて少々考えたことを述べたい。第二に、予防外交が、さまざまな紛争に対応する方策のなかで、望みうる最良の薬であることにほとんどすべての人が賛成しているにもかかわらず、冷戦終結後、それほど効果的に実施されていない理由は何かということ。また、予防外交が実施されるようにするために何をなすべきかということ、これに関しても私個人の視野からではあるが二、三述べさせていたきたいと思う。

予防外交の定義あるいは概念について、これまでパネラーの方々も触れられたように、まず大きく広い意味での予防外交 「予防外交」という言葉は必ずしも適切ではないかもしれないが と、比較的狭い意味の二つに分けられるように思う。

広い意味というのは、特定の地域や特定の時点にこだわらず、広く「人間の安全保障」という概念のなかで、それを脅かす政治的、経済的、社会的、民族的、あるいは宗教的な要因に対して注意を払いながら、比較的長期にわたって諸問題の解決に努め、また経済的・社会的発展や、政治的安定、協調などを促進することによって、将来、不特定の紛争が起こることを予防するという意味で用いられると思う。

一方、第二の比較的狭い意味での予防外交は、特定の地域、特定の時点において紛争の勃発が憂慮される状況において、より意識的かつ具体的な努力を通じて、紛争の悪化や、武力紛争への転化、その拡大、または紛争の再発を予防

するという意味で使われているように思う。

第一の広義の予防外交は「外交」という言葉は特定のニュアンスがあるので、別の言葉で言い表した方が妥当と考えるが、まだ的確な表現を探しあぐねている。ある学会でこれを予防行動、プリベンティブ・アクション（preventive action）と呼び、第二の狭義の予防外交を、プリベンティブ・ディプロマシー（preventive diplomacy）と分けて論じられたことがある。ここでは、第一の広義の予防外交の、とくに「人間の安全保障」に絡めその重要性を十分に意識しながらも、第二の狭義の予防外交について、特定の状況にかかわる具体的努力という側面から考察してみたい。

まず、この狭義の予防外交という概念の定義については、ガリ前国連事務総長が、ここでも何度も言及された『平和への課題』という重要な報告書のなかで論じたのを契機として、以後急速にそれに対する関心が高まってきた。しかし、そうしたさまざまな論議のなかで、予防外交の一部である具体的な措置、たとえば早期警報や、信頼醸成措置、PKOの予防展開。もちろんこれらはいずれも重要な要素であるにしても、に注目する余り、これら具体的な措置を、継続的な予防外交に織りなす系のようなものにはあまり関心が向けられていないのではないのか。

では、その織りなす系とは何かと考えると、とりもなおさず、憲章第6章「紛争の平和的解決」に言及されているさまざまな平和的、外交的、政治的な紛争解決努力である。すなわち『平和への課題』のなかで、平和創造（peace-making）と呼ばれたものにほかならない。また、予防外交であれ、あるいは予防外交と特定されない平和創造活動であれ、その過程において上述の具体的な措置は実施さるうし、有効であるということができよう。

予防外交の本質が平和創造と異ならないとすれば、何をもってそれを区別し認識すべきであろうか。キーワードはもちろん予防（prevention）という概念であり、予防外交とは特定の時期において平和創造活動を行う努力ではないかと考えられる。つまりタイミングの問題といえる。ここではもちろん先ほど小和田大使が触れられたように係争（dispute）が、武力を伴った紛争（conflict）に発展するのを予防することが最重要課題となる。ガリ前事務総長や小和田大使も強調されたように、これらの紛争もそれに対するさまざまな予防努力も、いくつかの段階を経て、結局一つのサイクルに収斂する。すなわち、いったん紛争が終息した後も、引き続き平和構築に留意しなければ、再度勃発する可能性があるという認識に鑑み、予防の対象となる期間を武力紛争が起こる以前だけに限定せず、紛争が起こった段階から、それが悪化し拡大する段階、あるいはいったん終息した後に再発する事態など、さまざまな段階で、次の段階へ発

展するのを防ぐことを目的とするならば、そのことがまさしく予防外交なのではないかと思う。

このように予防外交は、紛争が勃発してからの対応よりもはるかに効果的であり、経済的でコスト・ベネフィットにも優れていると思われる。では、どうして冷戦後、予防外交がより効果的に展開されてこなかったのか、以下その理由について考えてみたい。

実は先にも言及があったように、予防外交は文字通り慎重に、静かに実施されてこそ効果があるので、そのため実際に行われていても、それが一般に知られていないという面がある。しかし、やはりもっと頻繁に実施されて然るべきだということも確かである。

なぜもっと予防外交が効果的に実施されてこなかったのか。理由は多々あると考えられるが、第一に早期警報の発令が効果的になされていないということが挙げられる。その一環として、早期警報のもとになる情報の収集において、とくに国連のような国際機関は、ある種の限界があるということがよくいわれる。というのも国連が、情報収集　いわゆるインフォメーション (information) ではなくて、インテリジェンス・ギャザリング (intelligence gathering)　を行うことに対して、各国が非常に警戒心をもっていることが背景にある。

しかし、国連はそういう活発な情報収集をしなくても、すでに経済社会問題、難民問題などの分野で、他のいかなる機関とも比較にならないほど豊富な情報源をもっている。また、事務総長は188の加盟国の首脳と常時会談を行い、さまざまな主題をめぐって協議を重ねているため、実際に現地へ赴き調査しなくても、いながらにして膨大な量の情報を入手できるという事情がある。したがって、情報収集の限界以上に欠落しているのは、むしろ時宜に応じた的確な分析能力なのではないだろうか。国連が何十もの機関から成り立っていることを考慮すると、将来の紛争予防という見地から、それらの機関のあらゆる関連情報を集約し、緻密な分析を施せば、相当な効果が期待できるであろう。

本格的な予防外交が行われない第二の理由として、紛争当事国　または近年増えた内戦においては紛争当事者　が、国際機関や、その他の第三者の介入を、とくに初期の段階においてはなかなか受け入れないという事情がある。当事国または当事者の代表は、まず一方的な手段により自国ないし自陣営の利益の確保・拡大に執心するため、手遅れになる段階まで、容易に第三者の介入を許さないという現実が、予防外交を妨げる一つの大きな要因になっていると思われる。

第三に、何度も言及されたように、近年の紛争のほとんどが国内紛争である

という事情それ自体が、予防外交に対する一つの障害になっている。主権国家の概念が相当変化してきたとはいえ、国内紛争に外部の勢力が介入するということに対して、国際紛争の場合以上の抵抗がある。さらに国内紛争のさまざまな状況を把握することに関して、国際紛争以上に複雑で困難な面があると考えられる。

第四に介入の時期の難しさ、すなわち、どの段階で予防外交の調停者が介入すべきか、また介入が有効であるかということである。最大の効果をもたらすための介入時期を判断する材料になる、何らかのガイドラインや条件などに関して、国際的な会議、または本シンポジウムのような学問的な会合で議論することも必要と思われる。ただし、予防外交の場合は、PKOのようなオペレーショナルな介入ではなく、まして多国籍軍のような強制的な介入ではないため、この点で多少利点があるかと考えられる。

地域機構については、ワナンディ氏が、とくにアジアについて非常に包括的に述べられたので省きたいと思う。

では、どうすれば予防外交がより効果的に実施されうるかということについては、もちろん、上述した広義の予防外交、特定の紛争または前紛争状態にとられないさまざまな措置が重要であることはいうまでもない。すでに触れた情報収集・集積、および分析の改善と適切な早期警報の発令や、第三者介入の時機および条件に関するガイドラインの検討も望まれる。

予防外交の仲介者の選定も重要である。国連事務総長、または国連事務総長が任命した特別代表は、その中立性、国際性、正統性において非常に利点があると考えられる。そうした特別代表は必ずしも国連の上級職員である必要はなく、名声の高い外部の政治家や外交官などが今までにも何人もその任務を担い、真の国連の代表として多大な成果を上げてきた。他に、武器管理などの問題もあるが、最後に二つの点に触れておきたい。

小和田大使も先ほどユネスコ憲章の「戦争は人の心のなかに生まれる」という言葉を引用された。これはだれも客観的に考えれば疑うべくもないことだが、予防外交の利点についても、教育、広報、啓蒙努力をもっと集中的に行う必要があると思われる。

最後に、そのような啓蒙努力の一環としての国連憲章の理念の普及について述べたい。国連憲章の理念とは、すなわち、平和を守るために、それを脅かす事態が起こったとき、直接の被害者にのみ責任を負わせるのではなく、国際社会全体で対処する義務があるという、非常に画期的な理念である。

あるいは非現実的な理想論というかもしれない。しかし近年起こったいくつかの出来事を見ると、主要国の指導者によってさえ、この基本的な理念が忘れ

去られたのではないかという懸念を覚える。結局、常にそうした理念を想起し、そこに立ち返ることこそが予防外交の将来に向けた一つの原点なのではないだろうか。

第1セッション「紛争予防措置」

紛争予防の新たなコンセプトと戦略

ケネディ・グラハム Kennedy GRAHAM

国連大学国際リーダーシップアカデミー・ディレクター

小和田大使の洞察に富むスピーチに直接お答えする形で私の見解を述べたい。

まずここで最初に申し上げたいことは、大使がスピーチのなかで述べられた二つのポイントに基本的に同意するということである。それは第一に、恐怖の均衡に基づく二極構造にあった世界が相互依存の世界に取って代わったこと。このことはすでに明白な事実であるといえる。第二に、これは今回のシンポジウムの中心テーマでもあるが、国家中心の安全保障から人間中心の安全保障への移行であり、私は、この移行がすでに進行中であるという大使の意見にまったく賛成である。

そのうえで、私はここでそれを裏づける三つのポイントに触れたい。

まず第一は、理論面についてである。国家による安全保障から「人間の安全保障」へ中心が移行することは、政治的にみても法的にみても歴史に残るかつてない大変革となろう。このような事態はいまだかつて起こったことはなかった。4000年以上もの間、いかなる文明や帝国の時代でも指導者は程度の差はあれ、おおむね神聖な存在であり、一般市民は原則的に取るにたらない存在でしかなかった。ハムラビ法典やローマの市民権においても、一般市民は基本的に何ら権利を認められていなかった。400年ほど前のウェストファリア条約以降、とくに18世紀の市民革命以来、市民に市民としての権利が次第に認められてきたが、それも国家への帰属と従属を前提としたものでしかなかった。人々は国内法に従うかぎりでも権利を得ていたものであり、それを超えた国際法のレベルでは主体は国家でしかなかった。実際、われわれの社会は基本的にこうした司法の発展途上にあるのである。現代の根幹をなす文書である国連憲章と国際司法裁判所規定は、「われら人民は」の名において始まるが、以後の記述で国際社会の構成メンバーとしてその存在と地位が語られるのは主権国家であり、個人としての人間の存在は見えてこない。その状況から、国際法のなかで個人が初めて認められ、また生まれながらにして権利をもつ主体としてみなされるよう

になったのは1948年の世界人権宣言が契機であるが、それも1960年代に国際人権規約が発効するまでは、拘束力をもたない決議、すなわちソフト・ロー（ゆるやかな法）にすぎなかった。したがって、この国家から人間への安全保障の移行が個人を中心に据え拘束力をもつことになれば、これは最大級の思想的変化ともなりうる。われわれはその意味するところを過小評価することはできない。

というわけで、これが新しい時代の到来を告げるものであるのは確かである。小和田大使をはじめ参加者は繰り返し「ポスト冷戦時代」に言及されているが、私はむしろ過去10年にわたって使われ続けてきたこの言葉をもうやめてはどうかと考えている。というのも、現代の事象を表現するのに、もはや存在しないものに依然として頼ることは、政治的思考の貧困さの表れだからである。もし数十年でなく数百年という単位で考えるなら、「ポスト・ウェストファリア時代」とでもいうべきであろうが、それを口にするのは明らかに時期尚早であるだろう。だが、われわれは自らの時代をポジティブに捉えた言葉を見出さねばならない。1940年代の指導者たちは、戦後40年間の時代精神を表す概念として「鉄のカーテン」とか「冷戦」といったネガティブな表現を作り出したが、新たな時代の指導者には新しい言葉を期待したい。私は国家の指導者ではなく、国連事務総長という今日のグローバルな指導者にそれを期待しようと真剣に思っている。そのことについて私が思い出すのは、尊敬すべき前国連事務総長ブトロス＝ガリ博士が1993年に『UNクロニクル』誌の巻頭言で述べた「初めて真のグローバルな時代が始まった」という言葉である。グローバルな時代がまさに到来した。時代を捉えた言葉を用いることなく制度や規範・規則について語るべきではない。いわれているように、われわれは新たな時代の問題すべてに解答をもっているわけではないとしても、現在を語るのに過去をもつてするのはわれわれの理念の欠如を物語るだけである。ブトロス＝ガリ博士の述べた「グローバルな時代」という言葉をわれわれの時代を捉えたポジティブな言葉として認めようではないか。

実際、司法は90年代の変化と国家から個人の安全保障への移行をある程度敏速に反映するようになってきている。少なくとも国際法として成文化とまではいかなくとも、その解釈と適用は新しくなっている。たとえば、国家元首だったピノチェットや今も国家元首であるミロシェヴィッチの境遇を想起するだけで明らかだろう。さらに、もしオランダの一部がある刑事裁判が理由で分離独立してスコットランドの領土であると宣言することがありうるとしたら、裁判自体の結果は別として、そのことは「人間の安全保障」の面から見れば独創的な発想といえるであろう。

ここで私が基本的に述べたいのは、こうした創造力と進歩にもかかわらず、国際法の対象が個人へとシフトするのはそれでも一大事であり、完全な移行までには相当長い時間がかかりそうだということである。どのくらいかかるかはわからないが、われわれの孫あるいはその孫が2099年に日本国際問題研究所の140周年記念シンポジウムに出席し、世界がこの点についてどれほど進んだか議論する様子を見ることができたらさぞかし愉快であろう。

第二のポイントは、第一のポイントの帰結である。法文上の進歩は必然的に遅いので、「人間の安全保障」への変化をリードし促す政治的コンセプトに注目する必要があるということである。「人間の安全保障」についての政治的関心と実践はすでに実例があり、身の危険を顧みず森林伐採に反対して命を捧げたブラジルのチコ・メンデス、ワシントン州で多国籍木材会社の方針を変えさせるために、アメリカ杉のてっぺんに組んだ6平方メートルのスペースに2年間座り込みを続けたジュリア・ヒル、あるいはWTOシアトル会合で、多少混乱を伴ったが、視点は定まっている抗議者たちが個人のレベルで行動したことだけははっきりしている。国際的な市民社会を見れば、最近はノーベル平和賞を地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）や国境なき医師団（MSF）などのNGOが受賞している。グローバルな理念のために活動する国会議員のレベルでは、列国議会同盟が国連やPGAと連携を強め、その支援に乗り出しており、その双方において日本の議員も活躍している。

このように行動は起こされている。だが、それに伴う理念が生まれていない。本日、ヒンケル学長が「人間の安全保障」について述べた「非常に重要であるが、未だに不確定なため、概念を明確に定義する必要がある」との言葉を思い起こそう。国家から個人への歴史的なシフトを実現しようとするなら、われわれは「人間の安全保障」という理念を支え発展させる新たなコンセプトを創出しなければならない。

地球全体の利益や正当性のある国益という概念など、その可能性をもつコンセプトは多い。また、第2セッションのテーマである「持続可能な開発」ももっとも重要な理念の一つだろう。しかし、「持続可能な開発」のみを強調するのは誤りである。「持続可能な消費」もまた同じように重要であり、この二つは表裏一体とみなさねばならない。実のところ、人口、開発、消費といういずれも等しく重要な三つの概念を含んだグローバルな持続性や地球の環境収容力（carrying capacity）といったものが正しいコンセプトといえる。人口は2100年までに83%増加して104億人になるといわれるが、現在のテクノロジーがそのまま存続し、何らかの質的な構造転換が図られなければ、21世紀中には地球の

資源は深刻な枯渇状態に至ることになる。生態学的に利用可能な地表の面積は全体の17%に過ぎず、現在の技術では海洋がほとんど開発され得ないからである。

たとえば環境の領域では、現在はいまだ発展段階で弱々しいが、多大な可能性を秘めたコンセプトとして「エコロジカル・フットプリント」がある。これは一人の人間、一国の人口、そして人類全体を支えるための「区画された」地表面積のことである。「リオ・プラス5」会議のためにアース・カウンスルが委託した専門家による最近の研究で、51カ国と香港が「エコロジカル・フットプリント」の広さによってランクづけされた。一人当たりの平均「フットプリント」地球上の生態学的に利用可能な面積を世界人口で割ったは2.1ヘクタールだそうである。しかし、われわれの推定では、現実は一人大当たり2.8ヘクタールであり、約33%も生態学的にオーバーしているといえる。「エコロジカル・フットプリント」は「人間の安全保障」にとっても関連性の高いコンセプトである。

私は「人間の安全保障」を、人間生活の悪化と人間の暴力という、いわば双子のコンセプトから成る広いコンセプトとしてアプローチすることを提案したい。人間生活の悪化と人間の暴力は相互に関連してはいるが、まったく異なるものである。たとえば21世紀の人々と社会が環境の悪化を経験することになるのは明らかである。しかし、それは「人間の安全保障」の観点からは好ましくないことではあるが、社会暴力につながるかは別問題だからである。社会暴力は、通常物理的に近接した集団間で起こる問題であるといえる。たとえばある地域の人々の感情の高まりが投石行為に至るような「インティファダ」がそれである。モルディヴやツヴァルのような国が、自らの存在が危機にさらされたからといって、遠く海を越えて中国やアメリカ合衆国に軍隊を送り込むようなことはない。したがって、この二つのケースにおいて、問題の本質と紛争予防の対応はまったく異なるのであり、政策決定者はこのことを考慮すべきである。

最後に述べる第三のポイントは、以上のすべてのことから帰結する紛争予防の戦略についてである。私はこの課題がきわめて複雑であると認めざるを得ない。というのも、20世紀は紛争予防よりも紛争管理に、一国内よりも国家間の紛争管理に腐心したといえるが、主権の平等、領土の保全、平和的解決、不可侵、不介入といったおなじみの規範・規則はすべて国家間の関係に関するものであった。さらに、紛争対応メカニズム、戦略的核抑止力へとエスカレートした集団的安全保障も同様である。国際社会のなかに、紛争予防理念を支える概

念装置はほとんど皆無なのである。しかし、紛争予防においては、単に紛争処理というよりも、個人や社会の行動に対するもっと緻密な理解が必要とされる。われわれは危機が生じるたびに驚愕を繰り返すのではなく、小淵総理や小和田大使が述べられたように、われわれは紛争の要因をこれまでになく正確に理解する必要がある。なぜなら領土紛争、あるいは国境紛争、民族統一運動、宗教対立、権力闘争、不正選挙など、紛争の具体的要因によって、国際社会が採用しうる予防メカニズムが大いに違って来るからである。この紛争予防というものを、「人間の安全保障」を達成するために必要な理念として確立するには、その前途ははるかに遠いことは明らかである。

第2セッション

「持続的開発の促進」

第2セッション「持続的開発の促進」

キーノートスピーチ

持続可能な開発の促進

ヘスス・P・エスタニスラオ Jesus P. ESTANISLAO

フィリピン・アジア太平洋大学教授

今回のシンポジウムのタイトルである「人間の安全保障を求めて」は、われわれが今世紀の人間の営みから教訓を学ぶべきこと、そしてこの教訓を来世紀に生かそうという決意を示している。このことは今回のシンポジウムの構成にもはっきり示されている。政治と紛争予防の必要性、経済と「持続可能な開発」の必要性、市民社会と人間の尊厳を推進する必要性というテーマについて各セッションごとに話し合われることになっているが、それらはいずれも相互に緊密な関係にあり、「人間の安全保障」を推進するためには総合的で包括的な見方が必要であるという基本認識に基づいている。

1. 人間の安全保障という観点からの開発

「人間の安全保障」というパラダイムの魅力は、人間個人々人をわれわれの関心の中心に据えるというところにある。政治であろうと経済であろうと、また市民社会についてであろうと、地球上のすべての人間一人ひとりがわれわれの関心の中心にある。まさしく、人間一人ひとりが開発のアルファでありオメガであり、開発を持続的に前へと進めるためには、一人ひとりが主体的な実践者でもあり手段でもあることが強調されるべきである。

数十年にわたってわれわれは試行錯誤を繰り返し、さまざまな認識のもとに多様な開発を行ってきた。そこには流行りすたりがあり、さまざまな課題が次から次へと潮のように寄せては引いて、論議が白熱しては下火になった。しかし、世紀（さらには千年紀）の変わり目に立ったわれわれの多くは、個人が問題であり、とくに開発においてこそ個人を重んじるべきであると確信するようになったのである。「人間の安全保障」という認識のもとに、個人の人権が尊重されるべきこと、個人の能力が発揮されるべきこと、個人の尊厳が高められるべきことをわれわれが主張するのはそのためである。

開発のプロセスにおいて個人を中心に据えることは、「個人一人ひとりによって、一人ひとりのために、一人ひとりの開発が行われる」という枠組みを形

づることになるが、この枠組みにはすべての開発プロセスにおいて鍵となる次の三つの要素が含まれるだろう。すなわち、(人々の)生産性向上、(人々の)福祉向上、(人々の)民生の向上である。それは、よく働き、より多くを所有し、生活がより向上することを意味し、能率や物質的な生活や、そして人間としての生活の質全体の向上を一体として推進することになる。

これは開発というものを発展性のあるものとして見る見方であるが、身体と精神からなる人間が発展する存在であることを考えれば当然のことである。われわれが人間として十全に発展するためには、人間としての基本的な必要物資および基本的な教育と訓練が確保されるとともに、文化、技術、価値の面で向上するという展望が必要だからである。基本的な必需物資には衣食住だけでなく、安全な水、きれいな空気、医療の確保なども含まれる。また、基本的な教育・訓練とは、各個人が労働力の構成単位として何らかの仕事に就き、市民権を行使できるようになるために必要な教育と訓練を指す。しかし、こうした基本的な欲求ばかりではなく、人間には(文化、技術および価値の向上を目指す)より人間的な人間を創造するというより高い次元の欲求がある。この欲求があるからこそ、自己から出発して人類全体の向上進歩を促すというエキサイティングな事業に参加することが可能となる。

またこのような、互いに密接に関連する多数の構成要素からなる包括的な開発の見方から、ダイナミックなプロセスがわれわれの目に見えてくる。このプロセスを持続させるためには、個人一人ひとりに焦点をあてつつも、全体を包摂した目標を目指さなければならないだろう。たとえば、「持続可能な開発」のためには物としての環境や資源の保存に十分配慮しなければならないことが明らかとなる(さもないと、資源は乱用され、生命そのものが脅かされることになる)。また、開発は市場が効率的かつ競争的に機能するようにしなければならない(さもないと、非効率と歪みが拡大し、成長と進歩が妨げられることになる)。さらに、法的規制と、新鮮で時には激しい自由の風を確保しなければならない(人々が自由に自ら企てた事業を追求できなければ、創造性と進取の気運が萎縮することになる)。したがって、「持続可能な開発」を考えると、われわれが環境基準を維持することの重要性を説いたり、公平な土俵における競争活動を促進したり、あらゆる分野における民主化と自由化の成果を維持すべきであると主張することはむしろ当然であるといえる。

環境、競争市場、自由な民主主義は、もはや、別々に追求され推進すべき課題ではない。それらはむしろ、「持続可能な開発」のための、相互に関連した基本的要件なのであり、また「人間の安全保障」という一つの傘の下に仲よく共存するものなのである。

2. 持続可能な開発を実現するための組織

さて、すべての個人の進歩を促すような開発を推進するために必要な条件は、数えきれないほど多く、それは明らかに一組織で実現できる範囲を超えており、権力や他の組織と協力することなしには不可能である。

幸い、われわれには独自の機能をもったさまざまな組織がある。われわれのなすべきことは、それらを互いに組み合わせ、来世紀の個人が確実に進歩できるよう機能させることである。

第一に、われわれの社会には家族をはじめとする自然な共同体がある。今日、それらが人間にとって基本的な必要物資と基礎的な教育や訓練を確保するのに有効な組織であることに異を唱える人はいないだろう。家族や共同体にはこれらの必要条件を確保する第一義的な役割が与えられる。もちろん学校など補助的なシステムによって補完される必要はある。しかし、子どもの教育やしつけにおける学校などの役割は家族と比べれば二義的なものである。したがって、家族がしっかり機能するよう必要なものを供与して支援すれば、われわれの仕事は大いに前進することになる。ただその場合、家族にとって代わろうとするのではなく、家族が子どもたちの身体と精神のもっとも基本的な要件を満たすことができるよう、家族の自助努力を支援することを目指すべきだろう。

次に、われわれには国家と市場がある。国家を見える手、市場を見えざる手として、互いに相反するものと捉える単純な認識はすでに過去のものとなった。以前は、たとえば市場を保護し強化することは、他方で、国家をないがしろにすることと考えられていたが、今はそうではない。市場が効率的に正しく機能することを望むのであれば、市場を監視し、その基本原則が守られることを保証する強い政府が必要であるという見方が一般的になっている。政府が弱体化し、監視も管理も行き届かないところでは市場もまた簡単に歪んでしまうことを、われわれは経験的に学んでいる。さらに、プレーヤーの能力や資源へのアクセスに不平等があると、本来平等であるはずの市場競争が非常に不平等で不公平な結果を生むことになることも学んでいる。したがって、われわれは、市場競争の効率性とビジネスの場におけるコーポレート・ガバナンスの効用を認めると同時に、政府の監視と監督を強化し、公務員・官僚に近代的な行政を遂行するために必要な態度と技量を身につけさせるよう努力しなければならないだろう。

さらに、われわれには人々の考え方と行動様式を形づくる価値体系がある。現代では通信システムその他の設備を介して、人々の考えは一瞬にして伝播する。情報と生活様式は広範囲に共有され、簡単に模倣される。グローバリゼー

ションの進行は文化のさまざまな面に影響を及ぼし、人々の行動を支配する価値を形成する。しかし、多くの障壁が取り払われ、国境が隙間だらけになったとしても、人々が本当にグローバルな見方を共有しているかどうかは疑問である。グローバル・スタンダードへ向けての歩みは遅々としており、地域によって大きな差がある。問題を協議し、規準を取り決め、スタンダードを設定するために必要な制度面での整備が進んでも、統合と相互依存が進む世界の現実の需要に応じることができずに、きしみを生じているのが現状である。したがって、われわれはグローバルな行動規範のための制度的枠組みを強化すると同時に、多様性に富んだローカルな文化が繁栄し、発展するよう配慮すべきである。すなわち、世界市民としての基本的な要件を身につけるよう促すと同時に、あらゆる分野における地域のイニシアティブと草の根運動の発展を全力で支援すべきである。いかなる社会も、グローバルとローカルの両方のアプローチをいかに整合性があるか首尾一貫したやり方で組み合わせるかが課題となるのである。

この取り組みは政府が主導すべきである。実際問題として、すべての組織を一貫した形で適切に組み合わせ、バランスをとって進めることができるのは政府だけであるからである。ただし、その場合、政府には、これまでのように高所から命令する態度を改め、適切な調整機能に徹すると同時に、必要な時には自らの機能を監視を行うことだけにとどめることも課さなければならないだろう。これはけっして政府の権威と責任を縮小したり制限するものではなく、政府を肥大化の危険と非効率性に陥ることから救い出し、政府を監督と監視の責任を担うというより高い次元に押し上げるためである。

政府はそのような立場に立つことによって、家族その他の自然な共同体や地方自治体が、人間の基本的必要物資を満たし、かつ基礎教育と訓練を施すことを支援することができる。いいかえれば、政府は社会の下部組織が原則を守るよう監視することによって、むしろそれらの下部組織のイニシアティブと責任の範囲が拡大するようにすることができる。事実、これらの原則の多くが次第に国際的なレベルで設定されるようになってきている。グローバリゼーションと国際的な相互依存がさまざまな領域で進行するにつれ、より多くの行動規範、協定、条約、慣行、目標とタイムテーブルに関する合意が、グローバルなレベルで締結されるようになり、各国政府は国際的な枠組みに従ってその締結と履行に責任をもつことになる。

適切な枠組みに基づけば、政府は、相互補完的にもたらされるべき二つの基本を合わせもつことができる。すなわち、その一つは、サブシディアリティ、つまり責任とイニシアティブの行使をできるだけ個人のレベルにおろし、個人の真の利益がもっとも効率よく満たされるようにするものである。二つ目は、

ソリダリティ、つまりすべてのイニシアティブが、国内外の標準に則り、まとまった形で行われるようにする原則である。

3. 「持続可能な開発」へのアプローチ

われわれはこの二つの基本原則に沿って歩を進め、来世紀の前半にはすべての個人が人間としての基本的な必要条件が満たされるようになることを目指すべきである。国際社会は、各国政府とともに一致して行動しなければならない。目標を設定し、その目標の達成に向けて適切な枠組みのもとに必要な資源が確保されるよう、あらゆる地域、各国政府が全力で取り組む必要がある。

しかし、たとえ達成すべき基準が設定されたとしても、イニシアティブとその責任を担うのはたいていの場合、家族、共同体、企業や地方自治体といった下部組織（単位）であるべきだろう。実際の行動が行われる場はこれらの組織だからである。一方で、市場の力も発揮され、競争による効率が追求されるべきである。供給はもっとも費用対効果の高い形で行われ、すべての基本的条件を必要十分なレベルに引き上げる必要がある。

基礎教育や研修の機会を供給するにもやはり何らかの規準が必要となろうが、その場合、ますます競争が激化しつつあるグローバル経済にあって、各国政府が特定の市場への支配力を強化するために、特定の分野の教育・研修に重点を置くことができるよう、ある程度の行動の自由をもたせる必要がある。その特定の分野の重要性が大きければ、その部分に関して政府が手にする自由裁量や責任も拡大することになる。こうした裁量の余地は文化や技術、価値といった分野で大変大きいものである。ただし、現代は通信手段が発達し相互作用が密接なので、各国は、共通もしくは特定の利益に基づいて、国内の組織と海外の（地域または国際レベルの）組織とを結ぶネットワーク作りを奨励・支援するという方法もありうる。

このように達成すべき基準の設定、特定分野における独自性の確保、およびネットワーク作りによって、われわれは地球上のすべての個人が、もっとも基本的な必要物資と条件の提供を受けるに際し、機会が均等に与えられるよう尽力しなければならない。ただしわれわれは、個人の才能、競争上のアドバンテージ、各人のイニシアティブとあらゆる企業家精神を動員しても、最終的に不平等な見返りしか得られないかもしれないことをあらかじめ予想し、またそのことを許容する、柔軟で現実的な分別をもっていなければならない。いいかえれば、各人が全力を尽くして発展・向上を目指すレースの出発点は保証されても、そのレースでどの地点まで走れるか、どのくらい発展を遂げることができ

るかは、(家族、地域、国家、世界の)それぞれのレベルで供給される支援の枠組みの範囲内で大きく変わってくるのである。

援助予算が減少し、援助国の間に援助疲れが広がっている現在、ある資源がそれをもっとも必要としている社会やコミュニティに適切に行きわたることが実現しなければ、グローバルなリーダーシップもビジョンも意味がない。いくつかの国の経済制度を発展させ、強化することはこれからも必要である。各国の資源が「人間の安全保障」と「持続可能な開発」に充てられる場合、それに見合う資金が戦略的に配分されなければならないが、グローバルなレベルでは、援助資源そのものよりも、それを供給する政策的枠組みとその枠組みが規定するスタンダードの方がはるかに重要な項目である。長期的にみれば、そのバランスは前者から後者に大きく傾いていくはずである。国単位で見た場合、グローバル・スタンダードや国際的な規範がきちんと守られるように監視・監督する国内機関に対し、それなりの期間にわたる権限が与えられてしかるべきである。危機に際しては直接的介入ということもありうるが、そのような事態は次第に例外的になってきている。また、行政の細部といったミクロな事柄よりも、より広範囲でスケールの大きな問題に焦点が移行していくだろう。国内および国際的な規範に一致した、創造的で競争的な行動に伴う責任は限りなく個人のレベルに近づいてきている。

こうしたアプローチが「人間の安全保障」と「持続可能な開発」における鍵となる部分でますます普及してきている。環境の質、市場競争、法の支配、個人の尊重といったことが国際的な基準作りのメカニズムのなかに次第に組み込まれるようになってきており、各国政府はこうした基準を守らせるために介入しなければならない。しかし、下部の社会経済組織レベルにおける企業活動の自由は次第に認められてきており、この気運がさらに広まり、深まることが期待される。

開発プロセスのあらゆる段階においてこの個人中心の考え方が浸透したならば、「人間の安全保障」と「持続可能な発展」を目指すことによって、われわれはすべての個人に配慮するという、包括的かつ遠大な到達点に導かれるであろう。まさしく、個人がすべての中心なのである以上、成否の鍵は、個人一人ひとりが権利と義務、自らの企業家精神と連帯の精神、自由と責任のバランスをどうとるかにかかっている。

個人一人ひとりの運命はこのバランスにかかっている。われわれのコミュニティ、国民国家、そして国際社会の命運もまたこのバランスにかかっているのである。

したがって、われわれは「持続可能な開発」の始点、中間点、終点のいずれにおいても、個人から焦点を逸らすことがないようにしたい。

第2セッション「持続的開発の促進」

「人間の安全保障」と持続可能な開発の促進

ラシャド・ファラ Rachad Ahmed Saleh FARAH

駐日ジブティ共和国大使

「人間の安全保障」の希求とは、新たな世紀の門出に立つわれわれが、人間性を守り、今世紀の悲惨な事態を来世紀に持ち越さないために、何かをしなければならぬという崇高な理念である。

「人間の安全保障」というまだ耳新しい考え方は、「人間の尊厳はいかにして得られるか」というきわめて基本的な問いかけに基づくものである。

人間が尊厳を得るとは、少なくとも人間の基本的要件を満たすことであり、私としては、人間という言葉が倫理的な環境、自由、平和の問題を含むものであることを訴えたい。

不幸なことに、今日われわれがアフリカで直面しているのは、独立後40年を経ながらも当初期待されたことを実現できないでいるという現実である。さらに冷戦終結後には、アフリカ悲観主義（アフロ・ペシズム）が広まり、非常にネガティブなイメージを蔓延させた。

国際社会は次の世代の人々に、世界の平和と安定と繁栄のなかで暮らすという希望を与えるために、何を成しうるであろうか。

「人間の安全保障」の希求にはさまざまな側面があるが、私はここでそのうち二つだけを取り上げることにしたい。

まず第一に、われわれが真っ先に取り組むべき任務は、貧困との戦いでなければならないということである。すなわち、貧困とは人間の尊厳の蹂躪であり、犯罪と病気の温床となる環境をつくり、貴重な人材の浪費あるいは世代の損失を招く社会的・政治的安定の敵であるからだ。

貧困の解決策は、内から、たとえば農村地帯の日々の生活といったところから見出さなければならない。その場合、女性の果たす役割は非常に重要である。

貧困を解消するための手段にはさまざまなものがあるが、私は教育が貧困撲滅にとってきわめて重要な手段であると確信している。

私の考えでは「人間の安全保障」を目指す過程の第二段階は、紛争の終結である。平和が何よりも肝心である。東アフリカの例を挙げよう。たとえばソマ

リアは、もし国土が平和であれば、5千万以上の人々に食糧を供給する能力をもった国である。

エチオピアとスーダンも、農業投資を拡大し、近代的設備を導入しさえすれば、2億人以上の食糧を供給する能力がある。つまり、アフリカ大陸全52カ国のうち、この3カ国だけでアフリカの全人口の4割余りを養う潜在能力があり、アフリカの穀倉地帯となる可能性を秘めているのだ。

したがって、平和と安定こそが「人間の安全保障」の鍵なのである。それゆえ、新しい世代の若者のメンタリティのなかに、異質なものを受け入れる寛容の精神と平和のための文化をもっともっと育てていく必要がある。

この「人間の安全保障」という理念を実際に支え、実現していくことは同じく崇高な理念であり、アフリカ諸国が「持続可能な開発」を成し遂げるために必要な、「オーナーシップ（主体性）」と「パートナーシップ（協調性）」の実現に役立つことになるだろう。

私はここで、国際協力の倫理的な根拠となるこの二つの理念を生んだ、アフリカ開発会議（TICAD）について若干触れたい。

日本は第1回、第2回のアフリカ開発会議でイニシアティブを取るなど、当初から積極的な役割を果たしてきた。また、現在日本は第1位ではないにしても、有数の援助国でもある。

アフリカ諸国は、「オーナーシップ」に基づき、彼ら自身の開発理念を打ち立てるであろう。

「オーナーシップ」の主体には、シビル・ソサエティ、NGOから政治指導者まで、調和のとれた民主化プロセスにおけるすべての意思決定者が含まれる。その成否の展望と責任は専らアフリカ人の手にかかっている。

この点において、第二の理念である「パートナーシップ」はさらに重要な意義をもつ。「パートナーシップ」とはまさしく友情、連帯、共通の利害という原則のもとで自発的に協力することを意味しているのである。

私はここでは結論めいたことは述べないし、現段階では「人間の安全保障」をどう定義するのが一番よいかについて語るつもりはない。とにかくわれわれは具体的な行動を起こすべきである。まさにその意味で最近「人間の安全保障のための基金」の創設にイニシアティブを発揮された小淵総理のご尽力を多としたい。この基金は、貧困にあえいでいる多くの人々に明日への希望をもたらすために、国連と協力して国際社会が具体的な行動を起こすよう働きかけることを目的とする。

一言でいえば、私は来世紀へ向けて、アフリカ開発会議の新たな理念の実現に挺入れする必要があると考える。

アフリカ開発会議は、三者相互協力など、アジアの経験に倣い、21世紀へ向けてすでにいくつかの新しい種を撒いた。アジアの経験はアフリカにとって貴重なモデルを提供してくれる。アジア諸国はほんの30年前にはヴェトナム、カンボディア、マレーシア、タイなどでの紛争によって大量の難民を抱えていた。しかしその後、アジア諸国は見事な発展を遂げた。

この経験は人々の記憶にまだ新しく、アフリカ諸国にとって非常に興味ある経験である。

すなわち、こうした新たな行動、新しいビジョンこそが、「人間の安全保障」と「持続可能な開発」を求めるわれわれの道となるであろう。

第2セッション「持続的開発の促進」

21世紀におけるグローバリゼーションとグローバルな 開発協力のもとでの国家および 世界規模での人間の安全保障の強化

廣野 良吉 Ryokichi HIRONO

成蹊大学名誉教授

1. 要約と結論

国際連合が1945年サンフランシスコで誕生した時、この国際機関を創設した第一の目的は、今日われわれが「人間の安全保障」と呼ぶコンセプトの三つの基本要素、すなわち飢餓からの解放、無知からの解放、恐怖からの解放であった。新千年紀を目前にしたグローバル・コミュニティにとって最大の課題は、これら三つの解放をできるだけ同時に実現するとともに、もう一つの次元における解放、つまり環境の急激な悪化による自己破壊からの解放を確保することである。

われわれは今日グローバリゼーションの時代に生きている。これまでグローバリゼーションは一国内ないしは多国間での資源配分の経済効率を向上することに主眼が置かれていた。しかし残念ながらそのために、社会的公正さやわれわれの貴重な公共財ともいべき人的・自然環境、そして人間の豊かさや文明の源泉であり象徴でもある多様な文化、慣習、ライフスタイルが犠牲となった。

われわれは今、手後れにならないうちに、各々の国の「人間の安全保障」と国際レベルでのグローバルな「人間の安全保障」を促進するという、共通の目標を高く、毅然として掲げなければならない。このために各国と国際機関は、国、地方、地域社会、個人の多様性をできるだけ認めつつ、経済・雇用・所得の安定（開発）、政治・社会・文化の安定（民主主義）、個人・家族・国家の安全（平和）、そして生態系の安全（環境）を総体的に追求する必要がある。

このような状況において、20世紀の「インターナショナルな開発協力」は21世紀の「グローバルな開発協力」へと脱皮させなければならない。そして世界経済、政治、社会文化、生態系といった、より広範な文脈のなかで開発の問題を再定義していかなければならない。また、人道援助や人権擁護を通じて紛争

後の政治・経済・社会・環境的基礎条件を再建することにより、あらゆる領域における紛争予防および予防外交を目指すべきである。それは経済的な意味で生産設備の向上を進めるだけでなく、実効性のある政治・社会制度を整備し、文化財や伝統を復興することによって、それぞれの社会における人間中心の「持続可能な開発」と「人間の安全保障」を実現させるということである。

2. 新千年紀を迎える世界の動向と課題

- 1) 過去40年間、世界の経済成長率はつねに縮小してきた。たとえば1960年代の成長率は年間4.2%だったのが、70年代は3.6%、80年代は3.2%、90～98年には2.4%まで落ち込んでいる。しかし、21世紀の最初の10年間は上向くと見られている。
- 2) 80年代、90年代の途上国（地域）の経済成長率は先進国を上回っている。途上国の成長率は80年代が3.5%で、90～98年が3.1%だったのに対し、先進国はそれぞれ3.1%と、2.1%だった。これは好ましいことであるが、反面、途上国と先進国の一人当たりの所得格差は、80年の20,000ドルから、98年の24,000ドルへと拡大してしまった。
- 3) 先進国、途上国を問わず、地域ごと、国ごとに経済成長の変動が著しくなったため、人類共有の財産と共通の未来をどうするかについてたえず見直す作業が必要になってきた。
- 4) 人口増加率は先進国でも途上国でも下がり始めた。途上国では第二次大戦後初めての現象である。途上国では未だに高く、格差も大きい。グローバルな生態系と共通の未来にとっては、好ましい兆候といえよう。
- 5) 過去15年間における国際投資の増大は、すでにGDPを上回る成長を遂げていた貿易の成長率をさらに上回っている。民間企業・部門が世界経済へ参入し、その成長に伴う恩恵を享受するという、グローバル化がより進展したことを象徴する出来事といえる。
- 6) 東アジアの経済成長が1997年半ば以降破綻したことは、世界の他の地域にもかなりの影響を与えたものの、危機の程度は一部の国を除いてはIMFや世界銀行が事前に予測したほど深刻ではなかった。
- 7) 経済協力開発機構開発援助委員会（OECD/DAC）諸国による政府開発援助の総額は、90年代初めの冷戦終結以後は減少傾向にある。これは各国の財政赤字の拡大と「援助疲れ」を反映したものであり、途上国とグローバル・コミュニティ双方に対して援助の効率性を向上させるべきだという警告を与えるものである。

3. 途上国（地域）の経済実績における相反する傾向

- 1) 中東を除くほとんどの途上国の国内投資総額は国内貯蓄総額を上回っており、外部からの資金流入に依存していることが示される。
- 2) その反面、次第に多くの途上国（地域）において国内貯蓄総額が必要投資額を上回るようになってきている。
- 3) 経済実績のよい国（地域）では国内貯蓄総額と投資の両方が着実に増加しているのに対し、経済実績のよくない国（地域）では逆の傾向にある。
- 4) 工業化が急速に進んでいる多くの途上国（地域）では輸出に占める燃料・非燃料第一次産品の割合が低下する一方で、工業製品の輸出率が高まるといった、著しい構造変化が見られる。
- 5) 途上国（地域）間の貿易は着実に増加し、先進国に対する貿易依存度が低下している。
- 6) 程度の差はあるが、ほとんどの途上国（地域）では経常赤字と対外債務が増加傾向にある。
- 7) 途上国（地域）の国際資本市場へのアクセスは国によってかなり異なる。アジア諸国のアクセスが最良で、サハラ以南のアフリカ諸国が最悪である。
- 8) 途上国（地域）への外資の流入状況には大きな変化が見られ、とくに直接投資、ポートフォリオ型株式投資といった民間資金の流入が急速に拡大している。東アジアでは銀行借入が拡大し、このたびの通貨危機の一つの主要な要因となった。
- 9) 途上国（地域）では、民間における直接投資の流出入は、絶対額では先進国よりはるかに低い、増加率は先進国を上回っている。
- 10) 途上国（地域）の対外債務額は一貫して増加している。サハラ以南のアフリカ諸国では譲許的長期債務が非譲許的より急速に増加しているのに対し、ラテンアメリカや東アジアではその逆である。
- 11) 途上国（地域）ではGNPの着実な増加に伴い、GNPに対する対外債務の比率や、輸出額に対する対外債務返済額の比率が低くなった。
- 12) 1999年6月のケルン・サミットでHIPC（重債務貧困国）に対し一定の条件のもとで債務帳消しを行うことが合意された。
- 13) 過去数十年間で平均寿命、成人の識字率、医療、教育、飲料水を含む衛生へのアクセスなど、開発の社会的次元で大きな進展が大半の途上国において見られた。

4. 21世紀に途上国（地域）が直面する人間の安全保障上の主要な問題

- 1) 貧困者の数は減少しているにもかかわらず、とくにアジアとサハラ以南のアフリカ諸国では未だに深刻な貧困状態が残存しており、社会的不安定、政治的紛争と対立、国内難民、越境難民や環境悪化の主因の一つとなっている。
- 2) 国ごとに大きな格差があるが、途上国では失業と不完全就業率がますます高くなっており、東アジアでの経済危機に際しては企業・政府がリストラを迫られ、そのしわ寄せがとくに子ども、女性、未熟練・半熟練労働者といった社会的弱者を直撃した。
- 3) 人々の生活は大きく改善したが、平均寿命、死亡率、初期医療、衛生、識字率、基礎教育など、すべての社会部門において課題が、未だに数多く残っている。
- 4) 女性の政治的、経済的な社会進出はまだまだ遅れている。
- 5) 過去10年ほどの間、公共支出全体に占める社会福祉に関する投資の割合は変わらないか低下している。
- 6) 逆に、防衛支出額は増加しており、公共支出に対する割合も増大している場合もある。
- 7) 都市化は急速に進行し、スラム化、交通渋滞、犯罪の原因となっている。
- 8) 工業化や都市化および所得の増加に伴って、電力、エネルギー、石油化学、木材、紙製品や有害製品の消費が急速に増大し、二酸化炭素、硫酸化物、窒素酸化物の大気放出、水質・土壌汚染、海洋汚染、生物多様性の減少、オゾン層破壊、酸性雨などの自然環境の悪化や、さらに、とくに大都市圏では家庭のゴミが急速に増えている。
- 9) 世界中で紛争が広がっている。国際的な人道援助、開発援助がなかったら、紛争の最大の犠牲者である数百万の女性、子どもが衣食住の糧と教育の機会を奪われていたであろう。

5. 21世紀におけるグローバル協力の新たな地平

- 1) インターナショナルな開発協力を、グローバルな開発協力の次元へと高めること。すなわち、貧困、紛争、健康被害、環境・社会的排斥を含む「人間の安全保障」の問題は、単に「援助・被援助」国の政府や関連団体、あるいは途上国の政府や市民によってだけでなく、ますます小さくなる地球共同体のすべての開発当事者、一般市民、NGO、民間企業、地方自治体

および中央政府が一丸となって取り組まなければならないグローバルな問題であるという考え方を、先進国、途上国（市場経済移行国を含む）の、すべての人々の間に広めること。

2) 現在の援助政策・戦略・実践における着実な改革の推進

- a) 海外直接投資を含む民間資源の動員によって、工業など生産部門への援助資源の割合を減らし、社会・環境に振りむける割合を高めること。
- b) 緊急・人道的援助に加え、「持続可能な開発」のための政策や計画を策定、実行、監視、評価する途上国の能力を高めること。
- c) 後発途上国は進んで武装解除、構造改革を行い、政治体制の改善努力を心がける途上国に対する援助の割合を高めること。
- d) すでに日本（日本国政府）がインドネシアなどASEAN諸国や韓国に対して行っているように、最近の東アジアの金融・経済危機でもっとも打撃を受けた国々やルワンダ、コソボ、東ティモールなど内紛被害の甚大な地域・国に対して国際社会は特別な援助を供与すること。
- e) 被援助国の現地大使館、現地駐在事務所代表へ権限の委譲を進め、現地専門スタッフの雇用を推進すること。
- f) 援助供与システムの改善により二国間・多国間ODAの費用対効果をさらに高めること。

3) 結果重視の目標設定

- a) 経済的厚生の上昇。2015年までに極度の貧困状態にある人々の割合を減らすこと。
- b) 社会開発の推進。2015年までに初等普通教育。2005年までに初等・中等教育における男女の格差の削減。2015年までに乳幼児と5歳以下の子どもの死亡率を3分の2に、妊産婦死亡率を4分の3に減らすこと。2015年までにリプロダクティブヘルス（性と生殖に関する健康）・サービスへすべての人がアクセスできるようにすること。
- c) 2005年までにすべての国で「持続可能な開発」のための政策を実施すること、2015年までに環境悪化を食い止め、改善すること。
- d) 京都議定書の批准とCOP6の成功。

4) より効果的なアプローチの採用

- a) 「被援助国」と地元のオーナーシップ（主体性）の推進。
- b) 地方政府、民間部門、非営利の市民組織（NPO）などが、中央政府と同

様に、開発における相手方との相互関係を深められるようにする。

- c) グローバルな開発協力への包括的アプローチを強化し、援助政策と貿易・投資・経済政策との整合性を一層高めること。
- d) 「開発」の概念をもっと広げ、グローバルな開発協力がすべての開発段階、紛争予防、紛争の解決と調停、そして紛争後の復興・再建・開発の領域を含めること。
- e) グローバルな開発協力へのアプローチを多様化するとともに、特定国に対するより洗練した援助戦略を策定するよう心がけること。
- f) 「被援助国」の開発戦略や政策を支援するに当たって、援助国の二国間・多国間の調整をより円滑に進めること。

第2セッション「持続的開発の促進」

開発の持続可能性

シャヒード・フセイン Shahid HUSAIN

元世界銀行上級副総裁

私は、40年以上経済開発の問題について取り組んできた。その経験から、私は経済開発については非常に慎重な考え方の持ち主であり、また、不可知論者でもある。慎重であるのは、多くの専門家の処方箋や聡明な方々の開発プランが、途上国においてうまく機能していないことを私自身が目の当たりにしてきたからである。また不可知論者であるのは、唯一の方法、究極的な真実というものはないと信じているからである。ある処方箋がある国で成功しても、ほかの環境ではうまくいかないということがあって、私は不可知論者になったのである。

数値的に表されるものを超えたところで、経済開発とは何かと自問している。そして、経済開発における持続性とは何かについても考えている。

開発とは何か。その一つの答えとして、貧困とは、つまるところ、選択肢が不足しているということである。男性でも女性でも、貧しい人々には選択肢がない。したがって、開発はさまざまな選択肢を人々に提供し、選択肢の拡大をもたらすものでなければならない。

経済開発の持続可能性とは何か。私はその意味を資源の持続性に限るべきではないと考えている。制度が持続可能でなくてはいけない。これこそが経済発展の核心をなすものである。こういったことをいうのも、経済開発のプロセスがさらに事態を悪化させることを多くの国々で目の当たりにしたからである。もちろんそれは簡単なことではない。また、エコノミストだけがかわるものでもない。私自身、専門はエコノミストだが、エコノミストはこういった経済発展上の問題を十分に捉えるには視野があまりにも狭い。彼らが打ち出すモデルや理論は、根本的な制度を提供するものでもなく、また、人間がどういった行動をとるかについて十分に配慮していない。さらに、環境が人々の生産性や動機づけにいかに関与するかということについてもよく考えていないのである。

たとえば、韓国、台湾、シンガポールといった国々での開発・発展は、経済的な面だけ見ていては十分捉えることはできないだろう。地域の人々がどのよ

うな人間であり、どのように協調しているのか、また、こういった動機づけがあったのかを見なくては正しく捉えることはできないが、エコノミストはそういったことへの答えをもち合わせていない。他方、エコノミストは、どうして私の母国であるパキスタンをはじめとする国々で経済発展が逆流してしまったのかということにも答えられない。60年代、パキスタンはまさに離陸寸前であった。ところが、現在は非常に病んだ経済状態にあり、将来の展望も描けないでいる。多くのアフリカ諸国、ユーゴスラヴィア、ロシアなどでも同じような状況である。

経済開発におけるこういった失敗の原因は何であるのかに関して、三つの基本的な問題を提起することができよう。

まず第一は、人間の開発に十分注目をしていないという問題である。現在失敗しつつある国や失敗した国々の例を見た場合に共通するのは、開発にかかわる人々の質が非常に低いことである。第二に、政府のアンバランスな施策の問題である。ユーゴスラヴィア、ロシア、パキスタンなどに共通することだが、政府が特権階級だけを優遇したことが、経済の失敗につながっている。第三は政治力の問題である。政治的な力をもつ既得権層がその特権を利用して自らの立場を強化するだけであると、経済全体のシステムそのものは競争優位性を失う。エコノミストはこういった要素に十分注意を払っていない。

また、処方箋を過剰に提供しすぎるという問題にも慎重な対処が必要である。たとえば農村の開発、人口抑制、環境や市民社会といったさまざまな開発における各段階において、われわれはうまくいったといえる場合も確かにあった。しかし、問題は、それらの処方箋のほとんどが象牙の塔で、現実を見ずにつくられており、本来開発に携わるべき人々にメッセージが発信されていない。それは、経済発展をもたらすどころか、経済開発のプロセスは至極単純であるといった誤ったイメージを提供してしまうとともに、経済開発における複雑な面を無視する形になってしまっている。私自身、アフリカの農村における総合的な開発に携わってきたが、一見、開発は非常に単純に見えて、一度にさまざまな問題に取り組んで、外国から技術や経営手法を導入すればテイクオフすると考えた。しかし実際には、現地のシステムがこれらを受け入れず、総合的な農村開発プログラムが無残に破綻するのを目にしてきた。

また、ケニアやインドをはじめ、さまざまな地域で短兵急に作成された人口計画が失敗するのも見てきた。人々が計画を自分たちの存在の基本にかかわるものだと捉えないかぎり、計画は失敗する。さらに、エコノミストが中国で失敗するのも見た。旧態依然とした機構・制度や、移行に伴うその国のさまざまな状況について、エコノミストは全く理解していないという側面もあるかと思

う。

では、成功例はないのかというと、そんなことはない。おそらく、もっともうまくいった例として、アジアにおける食糧問題の解決がまず挙げられるだろう。これは元来国際的な農業研究のコンサルティング・グループによるプロジェクトであった。

私が常々開発においてもっとも深刻な問題だと感じていることは、人々が自らの問題として取り組んでおらず、人々自身のオーナーシップ感覚が欠けていることである。外部から往来する大勢の人々による多彩な考え方に対し、本来であれば、現地の人々が自らの制度的枠組みとして、取り入れる必要がある事柄であっても、旧来のシステムに絡め取られて、拒否反応を示すことが多い。

われわれはどういった教訓をここで学ぶことができるだろうか。こういった場合のODA供与国、また国際機関としては、何を学ぶべきだろうか。

まずいえるのは、謙虚であり、柔軟なアプローチをとるべきだということである。変えようと思っていない現地の人たちに対しては、変われと説得するのではなく、あくまでも現地の人々のアシストに徹することである。自分たちがその状況を根本的に変えられるというような傲慢な考えではいけない。自然の成りゆきに任せる。それぞれの社会にはそれぞれの流れがあり、独自のダイナミズムがあることを受け入れ、そのダイナミズムが働くようにする必要があるだろう。

また、外国の援助が途上国に与える悪影響の一つに、逆に現状維持の助長や必要な調整を阻害してしまうという問題がある。海外からの資金援助がかえって国内の格差の拡大につながってしまうことも多い。現在盛んになっているNGOによる支援活動にもそれがいえるだろう。シアトルでのWTO会議の経験からもわかることだが、こういった運動はほとんどの場合、誰を代表しているのかがわからない。そして、責任をもって説明する人物が欠けていることが多い。

たしかに、立派な活動をしているNGOも多い。しかし、彼らに対して質問を投げかけることが必要だろう。あなたは誰を代表しているのか。あなた方はどういった目的をもっているのか。そして社会、とくに民主的な社会におけるいろいろな問題について、自分たちはどのようにかかわろうとしているのか、といったことを問いかける必要があると考えている。

第3セッション
「人間の尊厳の推進」

第3セッション「人間の尊厳の推進」

キーノートスピーチ

疎外、人間の尊厳、責任

ハンス・ファン・ヒンケル Hans van GINKEL

国連大学学長

はじめに

紛争の勃発を防ぎ、持続可能な発展を保証するためになされるべきことは依然として多い。世界各地では、未だに数百万の人々が戦争と貧困に明け暮れる日々を送っている。過去数十年間の努力にもかかわらず、今後しなければならないことは、それがたとえ戦争や貧困を終わらせるものではなく、その拡大を抑制するだけのものだとしても山積している。

この容易ならぬ課題は、社会的疎外という視点からみた世界の現状を示す統計値によって知ることができる。しかしまず大切なのは、これらの数字が何を意味するかを考えてみることではないだろうか。これらの無味乾燥な数字と統計の背後から浮かび上がってくるのは、まさに貧窮のなかにおいて人間的尊厳が危機にさらされ、踏みじられていく人間たちの名前であり顔である。

今もなお数百万の人々が、路上に生まれ、路上に暮らし、路上で死ぬという生活を余儀なくされている。極端な例だが、いくつかの国の大都市ではストリート・チルドレンが故意に殺害されている。このような生活は少なくとも人間的な生活たりえない。生活とは、単なる生存以上の問題であるはずである。

一日一日の生存さえ　まさしく「一日一日」であって、「一時間一時間」とさえいいうるのだが　保証されないとしたら、人はいかにして生活に喜びや意味を見い出したり、人間的尊厳を維持しながら生活を送ることができるだろうか。明日を迎えるのが精一杯というような生活が主たる関心事であるとしたら、人はいかにして未来に懸け、他者との絆を築くことができるだろうか。

貧困が広く蔓延し、深刻化していることについて、幸運にもそのような状況を免れている人のなかには、「これはわれわれの問題ではない」「それはわれわれの責任ではない」と考える人がいるかもしれない。しかし、そのような姿勢は道徳的に間違っているばかりではなく、非人間的なものの見方だといえよう。なぜならば、彼らが世界のどこにしようと、同じ人間である以上、われわれは究極的に、彼らから絶対的に隔絶した場所に身を置くことなどできないからである。

人間の尊厳とは、主として他者に対して責任を感じることに、困窮している人を助ける責任があると感じるところにあるといえる。尊厳を失ってしまうような状況のなかで生きていかざるをえない彼らに対して、われわれがその事態を改善しようとしなければ、結局はわれわれ自身が尊厳を失うことになるだろう。この場合、責任とは、人間的・社会的連帯を補完するものであるが、この責任感、あるいは連帯感こそ、設立当初より現在に至るまで国連を活性化してきたものにほかならない。国連大学自体、貧困が生まれるメカニズムおよび貧困が人に及ぼす影響を、独自に把握し明らかにすることを主な使命としている。結局知識こそ人間に力を与える道具にほかならないのであるから、国連大学にとってこれは当然のことである。

1. 社会的・政治的疎外

世界の現状は、経済的・社会的発展という観点から見た場合、実に慄然たるものである。現在、世界における所得と生活水準の不平等は、醜悪ともいふべき段階に達している。豊かな国と貧しい国の、一人当たりの所得格差はかつてないほど広がっている。

1960年、もっとも豊かな国の一人当たりの所得は、もっとも貧しい国の30倍であったが、1990年には60倍になり、1998年には80倍近くになった。つまり40年を経ずして格差の拡大率が3倍近くに広がってしまったのである。こうした傾向は、低開発国の周辺化が年々進んでいることを如実に示している。

貧困地帯に生きる人々にとって、日々生活していくうえでこのような事態が意味するものとは何か。具体的にいえば、われわれ人類の大半が四つの収奪、すなわち、貧しく不健康な生活、知識の剥奪、経済的収奪、そして社会からの排斥に苦しんでいる。

まず貧しく不健康な生活から見ていくことにしよう。不幸なことに、数字自体がそれを物語っている。もっとも貧しい国10カ国（すべてアフリカ諸国）における1998年の平均寿命は、約45歳だが、もっとも豊かな国10カ国では78歳であった。これは相当大きな格差である。もっとも貧しい国で年寄りとみなされる人たちは、もっとも豊かな国、たとえばこの日本においては、未来への可能性に満ちた比較的若い人たちということになる。さらにいいかえれば、もっとも豊かな国の人々は、もっとも貧しい国の人よりも平均して30年以上長く生きるのである。30年といえば、まるまる一世代である。そしてこうしたことの原因が、医療サービスや安全な水の欠乏であろうと察することは、そう難しくない。

次に、知識の剥奪について見てみると、ここでも冷酷ともいえる二つの数字がある。もっとも豊かな国10カ国の識字率は99.9%に達しているのに対し、もっとも貧しい国10カ国では42%以下である。

第三の経済的収奪という点に至っては、数字はさらに悲惨な様相を呈している。もっとも貧しい国の昨年の一人名の所得は400ドルにも達しなかった。400ドルはおろか、200ドルという人さえいる。年間200ドルといえば、一日1ドルにも満たない所得ということである。

第四の社会からの排斥というのは、とりも直さずこうした極貧状態が論理的にどうなるかということである。まともな医療や教育も受けられず、日々の生存を維持するだけの金銭にも事欠くとあっては、極貧状態にあるこれらの人々は、文字通り社会の絆からこぼれ落ちていってしまう。そしてまず犠牲となるのは、多くの場合、男性よりも女性、それから女性がもっぱら世話をしなければならぬ子どもたちである。

このように、極度の貧困は主にもっとも開発の遅れた国々の現象といえる。しかし極度の貧困は決して貧しい国だけにあるものではない。世界のグローバリゼーションが進んだ結果、皮肉にも貧困という病を世界中に蔓延させてしまい、現に貧困は豊かな社会をも侵している。

貧困はアフリカや中南米、アジアの主要都市にのみ見られるものではなく、先進国の心臓部ともいべきニューヨーク、パリ、ロンドンなどにもまた見られる。異なっているのは、貧しい国では極貧状態が生活全般と社会構造全体に行きわたっているのに対して、豊かな国では、とくに大都市では、貧困が特定の隔離された一画に封じ込められていることである。

しかし、そこでの人々が貧困によって被る影響の度合いは全体としてなら変わらない。ぎりぎりの状態まで物質的欠乏に追いやられた時、人は「自己」という感覚や個のアイデンティティーをも損なってしまう。

しかし、「自己」という感覚や個のアイデンティティーを壊すものは、極度の貧困や社会的疎外だけではない。政治的疎外もまた関係している。これら極度の貧困や社会的・政治的疎外は、同時に、自国の民の福祉よりも権力欲を満たすことに汲々としている政治的リーダーや政権が引き起こす、不安や恐怖やテロの温床にもなっている。

極度の政治的疎外は、社会組織化されてしまっていたり、暴力をコントロールできなくなった結果、生まれることもある。

前者のよい例として、1989年までの東ヨーロッパでは、政治的疎外がシステムとして正当化された冷血のような政治体制が支配していた。このような体制の下で暮らすことは、文字通り自らの生と魂を奪うに任せることと同義である

といえよう。アンドレ・ブリンクやナディン・ゴードイマーの書いた本のなかには、アパルトヘイト下の南アフリカにおける同様のケースがはっきりと描かれている。

きわめて過酷な社会構造をもつ国、すなわち、社会の多数派が教育や雇用や行政にアクセスする権利を構造的に剥奪されているような国が、前述したような状況と非常に似通っていることはいうまでもない。機会不均等や、透明性と民主主義の不在こそ、人間の尊厳に対する最大の脅威なのである。国連大学（UNU）／世界開発経済研究所（WIDER）の重要な研究によって、これらいわゆる「水平的不平等」が、すべての人道上の緊急事態を引き起こす根本的要因であることが明らかにされてきた。

他方、放任され拡大する一方の暴力は、適切な安定化と統合化を図れない発展途上国の政治的・社会的災厄といってすまされるものではなかった。蔓延する暴力の行き着く果てをアフリカ（ルワンダ、リベリア、シエラ・レオネ、そして最近ではアンゴラとコンゴを想起してもらいたい）や、東アジア（カンボディア）、そして東ティモールといった地域で、マスコミはこれでもかといわんばかりに映し出している。

暴力が正当化されたり、コントロールできない状態になった場合、国家の深刻な機能不全の結果として、政治的疎外が生まれる。そういう国はまさに、自身のあるべき姿、なすべきこと、与えられた主要な任務 すなわち国民の尊重と福祉、および豊かさや尊厳の促進を保障すること に向き合おうとしない国であるといえる。

2. 人間の尊厳について

人間の尊厳が脅かされたり、人間の尊厳を維持することの困難さは、おそらく収奪と終わりなき支配の最終的な帰結であろう。しかし人間の尊厳とはそもそも何であろうか。そしてそれが極端な貧困や政治的疎外によって否定されるのはなぜだろうか。

人間の尊厳とはまず何よりも個人というものに対する一つの考え方である。すなわち、人間は生まれながらにして多くの権利が認められているという、すこぶる基本的かつ簡潔な理念を育む考え方である。これらの権利が最低限尊重され、行使されることなくして、人間の尊厳は成就されない 否定されてしまうのである。

この考え方は、16世紀のオランダにおいて、世界初の近代的で真に民主的な人々によって提唱されたものである。私は誇りをもっていうのであるが、ネー

デルラント北部七州連邦共和国（ユトレヒト同盟、1579年）において、地方民主政と近代共和主義の基礎が築かれたのである。彼らこそ、18世紀末にアメリカ合衆国とフランスで花開き、やがて世界に広がっていく民主主義文化への道を踏みならし、開拓していった人々である。最初の近代民主主義的な立法家と呼べるこの社会的想像力に富んだ人たちが、憲法草稿を書き上げる際に個人の侵すべからざる権利を盛り込んだのも、この個人および個人の尊厳に対する見方という導きがあったからこそである。

こうして彼らは平等や自由といった価値の神聖性を強調し、その価値を市民的・政治的・経済的権利を確立するうえでの基礎とした。その際に民主的に選ばれた立法者たちは、人が最低限必要とするものをいかに保障できるかを目的として、人間の尊厳を模索したのであった。そういった彼らの探求を土台にして、個人は自己の運命を司り、経済・社会・政治の各面において自ら決定する権利をもつことに自尊心というものの根拠を見出すことができるようになったのである。

以来、人間の尊厳についての探究が停止されたことはない。近代民主主義の進歩は、民衆が最低限の生活に必要なもの、さらに一歩進んで快適な生活に必要なものを保障する権利の確立を目指す運動となった。

個人の権利の確立という点からみて、人間であるということはどういうことなのか、人間の尊厳が重んじられるためには何が必要なのかを見てみると、これらの権利は個人の利己的な幸福をもたらすのみならず、より大きな役割を果たしていることがわかる。この権利は他者との関係　社会とのつながりが、人間の尊厳にとって重要な要素であることを認めているのである。これが人間の尊厳の、第二の側面である。

これらの権利は、生計を合理的に立て、安定的で持続的な暮らしを送るための基礎と条件を浮かび上がらせる。この権利により、人は他者とともに未来を見通すことができるのであり、人は他者と分かち合う生　愛とか家族関係といった、人間生活にとって大きな意味をもつ価値や制度を伴った生　を思い描くことが可能になる。

適切な生活の経済的・政治的条件が保障されなければ、他者とともに自身を未来に懸けたり、人生を生きるに値するもの、意味あるものとするような、分かち合い結び合う経験に満ちた生を築くことはほぼ不可能だろう。公明さ、それぞれの生き方に対する尊重、公平、機会均等、民主主義。これらはすべて人間の尊厳の根底にある基本的な概念なのである。

つまるところ、社会的・政治的疎外を経験することによって、人も社会も弱体化していく。それは必要最低限の生活手段を個人から奪うだけではない。持

たざる者たちは他者と心を通わせたり、生を分かち合ったりすることをしなくなるであろう。食べ物も雨露をしのぐ場所も最低の収入もないとしたら、最低限の自由も安全もないとしたら、安心して他者とかがわかることなど望むべくもない。自分の生活さえもてない人が、分かち合う生などもてるはずもないであろう。

人間の尊厳とはあらゆる困難に抗して堂々と生き抜く意志と力である、ということとは真理であるが、時にその困難はあまりに大きく、重くのしかかってくる。適度な生活の条件が否定されると、社会的・政治的疎外は人々を孤立へと追いやり、自己自身からも、また他者からも逃避させることへと追い詰めていく。ここにはおそらく社会的・政治的疎外のもっとも醜悪な面が、そして人間の尊厳に対するもっとも深刻な侵害がある。こうして、貧しい人たちは、気力を失い、自己自身からも他者からも切り離されて自らの尊厳をも見失うことになる。

3. 責任について

さて、私たちはかくも大きな絶望に対して目を閉ざすべきであろうか。貧苦にあえぐ人々に背を向けるべきであろうか。あるいは彼らを見捨てるべきであろうか。貧困と政治的疎外に対して、人間の尊厳を求めて遂行されてきた闘いを、敗北とみなすべきであろうか。もちろんそうではない。

人間の尊厳を高めるために、極度の貧困を根絶し民主主義の発展を促すという過去50年の努力が、必ずしも実を結んでいないという事実は、たしかに懐疑主義と失望を生む原因となりうる。また、今回の「人間の安全保障」という問題に取り組むために実施されてきた公共政策の再検討を迫るものでもある。

しかし過去にいかなる失敗や挫折があったとしても、人間の尊厳のための闘いを諦める十分な理由にはならないであろう。事実、1989年以後の東ヨーロッパの解放をはじめ、南アフリカのアパルトヘイト廃止や、ラテン・アメリカにおける民主主義の発展など、われわれは過去数年間、著しい成功を収めてきた。この成果はけっして小さなものではない。

人間の尊厳が踏みにじられている人々を見捨ててはならないということは、一つの明確な道徳的義務である。ここで同時に問われているのは、人間として、自らの尊厳性を守っていこうとする人間として、自分自身に課すべきこととは何なのかということだ。

われわれは、責任が、われわれ人間を人間として定義づけるものであることを忘れがちである。責任とはまた、現代に生きる人としての人間性の表明であ

り手段でもある。したがって、私たち自身の人間の尊厳がここで試されるのである。

同胞が被っているいかなる屈辱も、自分たち自身の屈辱であると感じることのできる能力。苦しみ、零落と暴力のせいで尊厳を失う人々を見て見ぬふりをし、かかわろうとしないことで、実は私たち自身の尊厳が失われていく。助けを必要とする人々の立場に身を置き、何かをしようとすることは、責任感を示すための最低条件である。

いずれにせよもっとも称賛に値し尊敬に値する人とは、結局この責任感と連帯感を人生の使命と捉えることができる人であるということ、これは誰もが認めるところだろう。

もちろんこの使命のために全エネルギーを傾けることなど誰にもできないし、現実的ともいえないだろう。しかし、少なくとも私たちはこの使命を、人間としてのアイデンティティーにとって不可欠なものであるとみなし、各自できる範囲内で行動すべきなのではないだろうか。

その場合、人間の尊厳のためになしうることを、自分がすでにしてきたことや他人がしていることを基準にして考えるべきではない。人間の尊厳のために行動するということは、打算的に考えることではないし、また比較の問題でもない。そうではなく、最大限できるだけのことをするという問題なのである。たとえすでに多くのことをしたとしても、もしもっと多くのことができる余地があるなら躊躇すべきではない。

以上述べてきたことが、少なくとも私の考え方であり、援助国である豊かな国々に提案したいことである。これらの国々は、可能などころにはどこへでも支援の手を差し伸べることができるという点で、非常に恵まれた立場にある。何かを必要とすることよりも、何かを与えられる状態にあることの方がはるかにすばらしいことである。

4. 国連と国連大学の貢献

新千年紀の幕開けにあたり、国際社会が過去に行ってきた政策を、貧困撲滅、人権尊重、民主化、人間の尊厳の促進といった分野で再検討し、再評価するのは時宜にかなったことである。それらの政策の良い面を看過したり過小評価したりすることなく、同時にその限界を見据え、克服していかなければならない。

これは実際、国連の下にあるさまざまな組織が近年手がけていることであり、実際に一連の評価と見直しが行われてきた。

数年前、プトロス・プトロス＝ガリ事務総長は、国連が、世界の民主主義の

発展を進めるうえで、最大限なしうることをしようと多大な尽力をされた。国連が、透明性や公正や機会均等をサポートする民主的機関の創設に組織的にかわるようになったのは、彼のイニシアティブがあってこそである。

今日、世界銀行と国連本部が、新たに持続的発展と統治能力の問題に注目していることは、国際社会の思考と行動様式が進化したことをはっきりと示すものである。今や「人間の安全保障」というテーゼが、ますます国連にとって欠かすことができない重要な課題とみなされるようになったことも同様である。このことは至当な第一歩といえよう。

安全保障が保たれない状態とは、戦争状態だけではないし、それは数多くの現象の一つにすぎない。戦争はふつう国内的・国際的経済格差があったり、人や国家が構造的に追いやられたり、収奪と政治的疎外によって起こる。より公正で安定した世界を築くうえで、「人間の安全保障」という考え方が有益な分析用具となり、政策手段となりうるのはこのためである。

「人間の安全保障」は、最近では政治やアカデミズムの世界などでも取り上げられるようになったが、大きく分けて三つの使命を含んでいる。第一に、社会の不安定性を除去し人々の自助能力を養うこと。第二に、貧困、人権、民主主義、人間の尊厳などの問題を総体として、理知的かつ実践的に喚起していくこと。そして人権や人間の尊厳とは、けっして慈善事業や善意の問題ではなく、最終的には社会構造が崩壊してしまうような軋轢や病理現象を未然に防ぐために、個々人が相互に関わり合うことであるという思想を広めていくことである。

国連大学は「人間の安全保障」という問題に取り組み、その活動のあり方を議論に付するという努力をしている。ヘルシンキにある世界開発経済研究所は、この議論の最前線に立ってきた。この件について過去数年にわたって同研究所が実施したプロジェクトのなかから、多くの刊行物によって「人間の安全保障」に関する考え方や政策が形づくられてきた。

この国連大学本部の「平和と統治」プログラムでは、今後数年の活動目標として、「人間の安全保障問題」に取り組むことを計画している。

5. 結 論（まとめ）

小和田大使は、人間の尊厳を「人間の安全保障」という考え方の基軸に据える努力をされてきた。人間の尊厳とは、人権の根本をなす基本的価値である。国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）のセルジオ・デ・メロ代表がビデオのなかで東ティモールの人々について述べていたように、人間の尊厳とは逆境にあってもなお、人間があらゆる困難に抗していくための原動力であり、社

会を一つに保ち、未来を指向する構成原理なのである。

しかしながら人間の尊厳は、以下の二つの面から絶えざる脅威にさらされている。

- ・社会的（・経済的）疎外
- ・政治的（・文化的）疎外

われわれは、社会でもっとも弱い立場にある人々の利益を侵害するような経済システムを容認することはできない。経済問題は自然災害ではなく、経済システムはそもそも人間がつくったものであり、したがって変えられるものであるということを認識せず、その場にただ立っているわけにはいかないし、厳然としてある問題から目を背けることもできないのである。

責任を引き受けなければ、私たちは「人間の尊厳」を支えるためにいたわり合い、分かち合うことはできないし、おそらく「人間の汚辱」を共有し、人類の未来に黒い汚点を残すのみとなるであろう。

スレブレニツァ*をめぐるオランダ人たちの苦悶の本質はここにある。なぜならそこで犠牲になったのは、われわれと同じ人類の子どもたちであるからだ。スレブレニツァの悲劇を食い止めるために、われわれは傍らにいて何もすることができなかつたのである。

将来このような災禍が再び起こることを防ぐためには、ブトロス・ブトロス＝ガリ博士が闘ってきたように、平和と進歩と民主主義を、組織的、精力的に推し進めること以外にないのである。

*セルビア人勢力に包囲され、陥落したボスニアの町。

第3セッション「人間の尊厳の推進」

人間の安全保障とは何か

エマ・ロスチャイルド Emma ROTHSCHILD

ケンブリッジ歴史経済センター・ディレクター

私は小和田大使が最初に提起した問題、すなわち「人間の安全保障とは何か」という問いに立ち返ってみたい。小淵首相は昨日の基調講演において「人間の安全保障は日本の外交政策の要である」と述べられた。本日の第3セッションのテーマであった「人間の尊厳の推進」は、実は「人間の安全保障」の支柱となるものである。小淵首相の言葉のなかでも、アジアの21世紀について触れたところで「平和と繁栄は人間の尊厳のうえに築かれなければならない」といわれている。ここでは「人間の安全保障」の支柱をなす考え方を、歴史的観点に立って批判的に検証してみようと思う。歴史家として、思想を批判的に検討することにより、思想自体を、あるいは少なくともわれわれ自身を鍛えることができると思うからである。

安全保障という考え方は、少なくとも2000年の間政治思想の中心に位置してきた。ラテン語の「セキユリタス(securitas)」は、精神の平静・静寂、不安からの自由を表し、キケロのいう「至高の欲求対象」つまり「幸福な生活を築くうえで必須の条件である、不安のない状態」を意味する語である。政治生活もまた、古代共和国においては恐怖と不安から自由であることが必要であると考えられた。これには日々の生活の糧に対する不安からの自由も含まれている。

ファン・ヒンケル学長が述べたように、17～18世紀にはこれら古代思想が新たに広く議論の対象となった。オランダは宗教的・政治的寛容をめぐる論争の中心地であった。イスラム暦で最初の千年(太陽暦では16世紀)末期における、インドのムガル帝国でも同様であった。ヨーロッパの議論では、方向性がまったく異なる二つの流れがあった。一方では、安全保障はますます国家主権の観点から定義されるようになった。1705年にライプニッツは、「私見では、国家とは公共の安全を目的とする偉大なる社会であると定義される」と書いている。

他方、グロティウスやロックに代表されるように、安全保障は古代思想と同様、個人の観点から定義された。しかし権利をもった個人から成る世界(外延)は、明らかに拡大されてきた。少なくとも拡大されるものと期待された。それ

は、遺産とか富や階級を基にした小さな貴族社会を超え、男から女へ、一つの「確立された」宗教をもつ民からあらゆる宗教の民へ、一つの人種からなる民から、あらゆる人種からなる民へ、富める者、豊かな者から貧しき者へと広げられていった。1789年8月の人権宣言は、自由、財産、安全（保障）、それに抑圧への抵抗について言及している。そのなかで、安全保障とは「社会が個々の市民に対して、その人格と財産と権利を保障するために与える保護」であるとしている。

個人の安全保障と個人の尊厳についてのこのような考え方は、近代自由主義思想の中核をなしてきた。「彼自身を超え、彼自身の身体と精神を超えて、個人は至高の存在である」とジョン・スチュアート・ミルは書いている。しかし他方では、17世紀に現れた国家の主権と安全保障という考え方が、19～20世紀の政治思想や政治的行動に対し、非常に重要な意味合いをもたらしたことは小和田大使が強調したとおりである。ウィーン会議からヴェルサイユ条約を経てサンフランシスコ講和条約に至るまで、世界平和の道筋における大きな節目は国家に関していわれたものであり、個人とその権利はほとんど重視されることはなかった。少なくとも後になって重く見られるようになったにすぎない。

このように、今回の会議のテーマである「人間の安全保障」という考え方は古くからあると同時に、非常に新しい概念ともいえる。私は現代史が専門ではないが、ここで少し「人間の安全保障」という考え方についての近年の歴史を見てみたい。これはなにも、その歴史が日本とも深い関係があるからというだけではない。

安全保障の概念を拡張しようという20世紀後半に起こった議論は、故オロフ・パルメ（元スウェーデン首相）を委員長とする「軍縮と安全保障問題に関する独立委員会」が行った仕事と、この委員会が1982年に提出した「コモン・セキュリティ」という報告書と深く関連している。この報告書は、「コモン・セキュリティ」という概念に関して、次のような三つの基本的な考え方を提示した。第一に、各国は軍事的な抑止によらず、協調的手段によって紛争の解決に当たらなければならない。第二に、国連の役割を強化することをめざす。第三に、安全保障は軍事的側面だけでなく、経済的・社会的・政治的側面からも考察されなければならない。

この報告書の大部分が、1981年、東京の旧国連大学ビルで開かれたこの委員会の会合で作成されたことは興味深い。会合直前に行われた広島訪問は、委員会に大きな影響を与えたのであったが、実は先行きの見通しからも影響を受けていた。私はゲオルギー・アルバトフがパルメに対して、「最近中央政界に登場したミハイル・ゴルバチョフという男が、ソビエトの経済と社会に大きな変

化をもたらしそうだと語っていたのをよく覚えている。また私の記憶では、安全保障概念の拡大についての議論では、アフリカの政治家で現在もナイジェリアの指導者であるオルシェグン・オバサンジョが決定的な役割を果たした。

「人間の安全保障」という考え方は1990年代に各方面で議論され、先の三つの考え方に加えて、自由主義の精神に基づいて「国家の安全保障から個人の安全保障へ」という意味にまで拡張された。日本政府はこの考え方の研究と深化に重要な役割を果たし、カナダや私の母国である英国など世界各国も大きく貢献した。国連開発計画（UNDP）は1994年に、「人間の安全保障」について詳細な議論を展開している。しかし「人間の安全保障」という言葉の起源は、「市民社会」（シビル・ソサエティ）のなかにあるはずである。私の知るかぎりでは、最初に使われたのは1992年で、「コモン・セキュリティ」という考え方を個人にまで拡大しようといった文脈であった。使ったのはハーバード大学／ロックフェラー財団のリンカーン・チェン教授で、戦争や自然災害といった「人道上」の非常事態や新しい病気が、個人に与える脅威について議論した時のことであった。この考え方の発展には、またもこの東京が重要な役割を果たしている。すなわち、武見敬三教授とチェン教授のイニシアティブによりこの東京で行われた二つの会合が、アジアにおける「人間の安全保障」に関する初期の重要な議論といえるのである。

「人間の安全保障」とは端的にいえば、軍事的なものというよりは経済的・社会的・政治的・法的なものである。それは対立というよりは協調によって達成されるものであり、国家というよりは個人の安全である。そして、国際的な、あるいは地球規模での、とりわけ国際連合を取り込んだ努力によって達成されるべきものである。

以上が一般的な説明であるが、最後に二つの例を示すことによって締めくくりとしたい。一つは「人間の安全保障」と「社会開発」に関するものである。この日本国際問題研究所が設立された40年前の日本を振り返ってみると、発展のアジア的モデルともいうべき日本の成功にただただ目を奪われるだろう。それは、高い教育水準と、情報へのアクセスの容易さ、比較的小さい貧富の格差、社会の安全性が高いこと、そして高い健康水準、高い経済成長、思想や意見の自由などからなる「社会開発」のモデルでもあった。

おおよそこのような意味で、知識を基盤とした現在の世界経済のなかであって、「社会開発」は、力の重要な源泉であると広くみなされている。不安からの自由 変化に対する不安、突然訪れる危機に対する不安、技術革新に対する不安 という古典的命題は、政治的・心理的目的であると同時に、経済的手段であるとみなされるようになった。アダム・スミスの言葉を借りれば、新

しいグローバル化された世界で個人が創造的であるためには、考えたり話し合ったりするゆとりを奪うような単調で過酷な仕事によって、個人を駄目にすべきではない。転職したりリスクを負ったり政治的信念を変えたり民主的選挙によって新しい政治指導者を選んだりすることで、自分や家族に災禍がもたらされるかもしれないといった不安から保護されていなければならない。このような理由から、「人間の安全保障」は何よりもまず、まもなく開かれる「社会開発」についての国連会議の重要課題となるであろう（この会議には国連の代表として、私が所長をしており、国連大学の姉妹機関でもある国連社会開発研究所〔UNRISD〕が深くかかわっている）。日本政府が東アジア経済危機によって打撃を受けた各国の社会的セーフティーネットを　そして「社会開発」を支援する政策が示すように、「社会開発」は同時に、人間社会にとって重要な政策目標なのである。

二つ目の例は人間社会と民主主義の影響力に関するものである。安全保障は知識を創造するための条件であり、それゆえ情報を基盤とする世界経済のなかで成功を収めるための条件でもある。しかし知識は逆に影響力や、政治参加を要求するようになる。政治的権利もまた知識の条件となるのである。この政治的権利は、21世紀においては、最終的には国際的でグローバルな権利とみなされるようになるだろう。国境を越えて政治的影響力を行使する権利となるだろう。政治的権利が18～19世紀において財産のない者と女性にまで拡張されたように、21世紀においては「外国人」にも拡張されるものと私は考える。

グローバルな政治参加こそ「人間の安全保障」にとって中核となるものである。これは昨日小和田大使が「平和をもたらす機運」の創造と表現したことにも関連するが、紛争の予防と平和構築のための情報活用に重要な意義をもつ。何よりもまず、「インターナショナル・エクイティー（国際的公平性）」とか「グローバル・ガバナンス（全地球的統治）」といった新しい言葉から現実を紡ぎ出すうえで重要な意義をもつだろう。これまでは国連総会が「民主的」な国際機関の一例として言及されてきた。だがこれも、せいぜい国民国家を単位とした民主主義であるにすぎない。個人による国家を超えた諸機関への政治参加という新しいかたちを生み出す努力によって、世界銀行も、世界貿易機関（WTO）も、市民社会も、そして国連総会自体も大きな見直しを迫られることになるであろう。

政治理論は、その黄金時代や古い伝統にしがみついているだけでは生気を失ってしまう。「近代の自由は、古代の自由とは全く異なる」と哲学者のベンジャマン・コンスタンは1819年に書いているが、それは一つには近代の人々は、古代の人々より広い社会に生き、より忙しく、個人の権利についてより深くか

かわっているからであった。私たちが生きる現代の状況は、コンスタンの生きた近代ともさらに違っている。安全保障に関するアジア的な考え方は西欧の考え方とは違うといわれている。この違いもまた、現在の状況下で再考されなければならない。日本は、「社会開発」のさまざまな側面から見て、21世紀のモデルとなるであろう。同時に、過去40年間、その外交政策においても国連に参与してきた国として、国際的影響力を主体とする新たな政治形態のなかで示すモデルとなるかもしれない。それはもはや「アジア的」でも「西欧的」でもない、人間の安全を保障する政治となるだろうし、またそうでなければならない。18世紀中葉にモンテスキューが書いたように、「政治的自由は安全保障に存する。あるいは少なくとも安全保障に関して人が抱く考えのなかに存する」のである。

第3セッション「人間の尊厳の推進」

人間の尊厳と子どもの人権

波多野 里望 Ribot HATANO

学習院大学教授

この第3セッションのテーマは「人間の尊厳の推進」であるが、私が専攻する国際法では、「人間の尊厳」という概念は、まだ十分に熟成していない。ただし、「尊厳」という言葉は、いくつかの国際文書のなかに登場する。

たとえば、「世界人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights)の前文の冒頭には「固有の尊厳」(inherent dignity)という語が、そして、なかほどには、「人間の尊厳と価値」(the dignity and worth of the human person)という言葉が出てくる。そして、第1条は、「すべての人間は、『尊厳』と権利とにおいて平等である」(All human beings are equal in “dignity” and rights.)と謳っている。このように、「尊厳」と「人権」とを並べていることから、世界人権宣言は、これら二つの言葉を使い分けられていると考えられる。しかし、人権については、第2条以下で詳しく規定しているのに反し、「尊厳」に関する規定は一つもなく、また「尊厳」という言葉に対する定義も存在しない。したがって、「尊厳とは何か」ということがはっきりせず、「尊厳」と「人権」との関係も明らかではない。

その点、1966年に採択された二つの「国際規約」(International Covenants)は、いずれも前文の第2文において、「これらの権利(人権)は人間の固有の尊厳に由来する」(that these rights derive from the inherent dignity of the human person.)と認めている。したがって、この表現から推察すれば、「人間の尊厳」とは、「もろもろの『人権』が生まれ出る『源』(みなもと=source)だ」といえそうである。

そうだとすれば、第一に、「尊厳」と「人権」とは同義語ではない。第二に、「尊厳」は「人権」より一段「高い」または「深い」存在であるといえるだろう。そして、さらに、「人権」が尊重されただけでは「尊厳」が保たれるとはかぎらないが、「人権」が尊重されないかぎり「尊厳」は保たれないことになる。いいかえれば、「人権」は、「尊厳」にとって「十分条件」ではないが、「必要条件」ではあると考えられる。

この点については、ヒンケル学長も、基調演説のなかで、次のように指摘し

ておられる。

“ there are a number of rights that are attached to the fact of being human. Without the minimum respect and fulfillment of these rights, human dignity cannot be achieved human dignity is denied. ”

そこで、その「必要条件」である「人権」について簡単にお話したいと思うが、人権というのはきわめて広い範囲にわたるのに、私に与えられた時間は10分と限られているので、ここでは、「児童の虐待」に焦点を絞り、かつ「日本の現状」を中心に考察するにとどめたい。

問題を「児童」に限定したのは、次の三つの理由からである。

第一に、「児童」というのは、すべての人に関わる問題だからである。

第二に、大人と異なり、「児童」とくに「幼児」は、虐待に対して自分を守ることができない、もっとも弱い存在だからである。

第三に、今年、「児童の権利に関する条約」(The Convention on the Rights of the Child)が採択されてからちょうど10年目、日本がその条約を批准してからちょうど5年目という「節目」にあたるからである。

また、考察の中心を「日本の現状」に限定したのは、「人間の安全保障」というと、ややもすれば、貧困や内戦に直面している途上国に注意が向けられがちだが、一見「平穩」で、何ひとつ不足がないと思われる日本においても、「人間の尊厳」に深くかかわる人権侵害が存在することを紹介しなかったからである。

厚生省の調査によると、親が子どもを殴ったり、養育を放棄したりする「児童虐待」について、1998年度に全国174か所の「児童相談所」に寄せられた相談は、6,932件に上るといふ。この数字は、児童相談所に相談された件数に過ぎず、児童虐待の実数は、この何倍にもなると推測される。

そのうえ、こうして寄せられた相談の範囲に限っても、児童相談所が、それに対応しきれないというのが実情のようである。なぜなら、児童相談所に配置されている「児童福祉士」は、「数(量)」と「質」の両方で大きな問題を抱えているからである。

まず、「数(量)」の面を見てみよう。現在、児童福祉士は、全国で1,200名余りなので、人口約1,200万人の東京都には100名余りの児童福祉士しかいない。これは、人口比にすれば、カナダのトロントの9分の1に過ぎない。

次は、「質」の面である。児童福祉士の「任用資格」は、児童福祉法で一応定められているが、実際には、その「専門性」に大きな疑問がもたれている。しかも、相談所のかなめともいふべき「所長」の専門性にさえ問題があるとのことである。たとえば、全国児童相談所長会の会長でさえも、これまでの職歴

や専攻などを見るかぎり、児童福祉法に定められた「任用規定」の要件を満たしていないと指摘されている（朝日新聞1999.11.25夕刊）。

こうした事情がどの程度まで反映されているかは定かではないが、1998年度に親からの虐待によって死亡した41人の子どものうち8人は、児童相談所が相談や通報を受けていたにもかかわらず、その後、虐待を受けて死亡したことが分かっている。児童相談所長は、親の同意がなくても、親から引き離す必要のある子どもを施設に「一時保護」する権限を有しているが、これらのケースでは、いずれも「一時保護」の措置はとられていなかった。

では、児童虐待に対応する手段は、ほかにはないのだろうか？「まったくない」わけではない。フィリピンやインドネシアに見られるような「政府から独立した『人権委員会』（Human Rights Commission）」は、日本には存在しないが、それに代わって、法務省に「人権擁護局」が置かれており、その下で、全国で約14,000名の「人権擁護委員」が、ボランティアとして働いている。

しかし、これらの人々は、「人権一般」の保護にあたることになっており、「児童の人権」にとくに注意を払ってきたわけではない。そこで、法務省は、これらの人権擁護委員のなかから、それまでに子どもと関わりが深かった人を選び出し、「子どもの人権専門委員」に任命した。いわゆる「子どもの権利オンブズマン」である。この専門委員は、現在では約700名になっている。

けれども、「全国で700名」というのは、けっして十分な数とはいえないし、その700名の全員が、子どもの権利の保護につねに全力投球をしているかという点、残念ながら、必ずしも「イエス」とは答えられないのが実情のようである。

その意味で、児童虐待防止に向けて国会が動き出したのは、やや遅きに失したとはいえ、まずまずタイムリーだといえることができるだろう。すなわち、衆議院の青少年問題特別委員会が、12月8日に、一つの決議案を採択したのである。

その決議案は、次のような五つの緊急対策をとるよう提案している。

児童相談所と児童擁護施設の機能と体制の整備

立ち入り調査を行う場合の警察との連携強化

通告義務についての啓発

児童や虐待した保護者に対するカウンセリング体制の充実

非政府組織（NGO）、ボランティア組織など民間とのネットワークの構築

こうした動きは、もちろん歓迎すべきであるが、同時に、「行き過ぎ」が起こらないよう、あらかじめ十分に配慮しておく必要がある。なぜなら、米国の例に見られるように、通報義務制度は、さまざまなマイナスの副作用を伴う恐

れがあるからである。

その意味では、「虐待防止」といった、やや消極的な方法よりも、親が「わが子はかわいい」と思えるように「子どもを生みやすい、育てやすい環境を整える」といった、より積極的な方法に重点を置くことが望まれる。その点に関して、最後に、一つだけ、ちょっと面白い調査結果をご紹介します。

旧チェコスロバキアで、ある精神医学研究所が、妊娠の人工中絶を役所に申請した親から生まれた子どもと、中絶の申請をしなかった親から生まれた子どもについて、14年間、追跡調査をした結果、次のことが分かった。妊娠を望まなかった親から生まれた子どもたちは、妊娠を望んでいた親から生まれた子どもたちに比べて、

病気になった回数が明らかに多い

入院した回数も明らかに多い

学校の成績がいささか悪い

学校や家庭での適応もよくない（とくに男子では、児童相談所などに相談に行った者が多い）。

この調査結果だけから「一般論」を導き出すのは、もちろん危険なことだが、親子の関係を考えるうえで、一つの参考になりうるだろう。親が、わが子の人権や人格を　ひいては、子どもの「尊厳」を　どこまで尊重できるかは、案外、子どもが生まれる以前の親の気持ちによって大きく左右されているのかも知れない。この点については、ヒンケル学長も、“Human dignity is first and foremost a vision of the individual.” といっておられる。とすれば、「戦争は人の心のなかで生まれるものであるから、人の心のなかに平和の砦を築かなければならない」（Since wars begin in the minds of men, it is in the minds of men that the defences of peace must be constructed.）というユネスコ憲章の冒頭の一節になって、「『尊厳』は人の心のなかに生まれるものであるから、それは、人の心のなかで生まれ、高められなければならない」（Since “dignity” is born in the minds of men, it must be developed and enhanced in the minds of men.）ということもできるのではないだろうか。

第3セッション「人間の尊厳の推進」

国際人道法の強化を通じた人間の尊厳の推進

テオドア・メロン Theodor MERON

ハーバード大学客員教授

本日の主題については、1995年の国連国際公法会議における小和田大使の講演のなかで非常によく整理されている。小和田大使は、その講演で、国家間関係という文脈での主権国家の視点から見た社会正義の概念と、グローバルな環境の下にある個人の視点から見た正義の概念との間で均衡が図られる必要について述べられた。

ここ数年間に世界各地で安全保障の瓦解や、大量虐殺と前例のない蛮行を伴うあらゆる種類の民族的・宗教的紛争が勃発しているが、このことが意味するのは、人間の尊厳が現在深刻な危機に曝されているということである。この人間の尊厳の危機は、グローバル経済への移行に伴う苛酷な社会変革によるというよりも、むしろたえまない内戦における人間の人間に対する野蛮さによって突きつけられている。戦後の国連憲章体制は、国際平和と安全保障、主権国家間の関係に着目した国際法、および国民国家内部の正常で平和的な関係を前提とした人権法を重視しているが、今述べたような状況に対して有効かつ規範となるような、あるいは実効性の伴う解答を示していない。では国際人道法の場合はどうであろうか。

第4ハーグ条約、すなわち「陸戦の法規慣例に関する条約」(ハーグ陸戦条約)100周年記念とジュネーブ条約50周年記念の年は、戦争法、あるいは国際人道法が発展してきたそれまでの方向について考え直すきっかけとなった。ここでは、戦争法の人道化、すなわち人権と人道原則に多くを依拠したプロセスに焦点を当てていきたい。

人道法は、伝統的な国家中心のアプローチから社会における個人の要求に注目するアプローチへと劇的に変化している。また、人道法は相互主義が果たしてきた中心的役割を驚くほど変化させるとともに、説明責任の概念を醸成し、規則の作成と解釈を発展させ、先進的なデュー・プロセス(適正手続き)に基づく保護を形成し、組み入れ、適用させることとなった。

紛争が国際的なものから国内的なものに変化することに伴って、法的規範の発展も大きな影響を受けた。国内紛争は、既存の規範に関する新たな解釈と、

新しい規範の必要性を高めた。国内紛争あるいは国際的要因と複合した国内紛争（国内で起こる虐殺の背景となる）の方向に紛争が変化してきたため、人道法は次第に人権法の方に引っ張られている。

国連が本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉することを禁止する、国連憲章第2条第7項は、憲章に基づく強制措置の適用を妨げるものではないと規定している。実はこの条項こそが、国内紛争に対して規範を適用していく道を提供することとなったのであり、安全保障理事会が一国内の残虐行為に対する強制的な介入を決議する道を開いたのである。

戦争法の人道化も一定の役割を果たしている。特定の武器の使用を制限したり禁止する規範は、国際紛争だけではなく非国際的武力紛争や、その他あらゆる状況に対しても適用されるように推移してきた。とくに、戦闘員のみならず一般市民を無差別に殺傷する武器や、一般的良心に反する非人道的な兵器の禁止などの例があげられる。前者には対人地雷が含まれ、後者には化学兵器、細菌兵器、生物兵器などが含まれる。失明を引き起こすレーザー兵器はおそらく後者に属するであろう。

本日のテーマの大きさに比べて、私に与えられた時間は非常に限られているので、ここでは要点を二、三述べるにとどめたい。

まず慣習法についてであるが、人権に関する手法は、人道法の慣習法規則の形成に大きな影響を及ぼしてきた。この傾向はニュールンベルク裁判に始まり、「ニカラグア事件判決」や「核兵器の使用に関する勧告的意見」等の国際司法裁判所の判決、そして二つの特別法廷（ad hoc tribunals）における一連の判決にも引き継がれている。すなわち、法的信念（*opinio juris*）が重んじられるようになってきたということである。形式上は、実行と法的信念の二つの要素を尊重する方針を放棄することなく、裁判所という別法廷は、大部分の点で法的信念と一部の人道法規から抽出された人道法の一般原則に依拠するようになったのである。そして、矛盾する慣例は軽視されてきた。

戦争法の人道化は、それ自身の発達よりも国連憲章制定後の人権概念の発展に、影響を受けてきた。多くの重要な規範については、ジュネーブ諸条約と、それ以上に追加議定書によって、規範の収斂と進歩が見られた。

ジュネーブ条約共通第3条は、人道法に対する人権法の影響をはっきりと示している。「人道に対する罪」を国際犯罪と認めることや、1948年のジュネーブ条約の締結や、1949年に初めて成立した多国間条約による非国際的紛争に対する規制は、この影響を受けて生まれたものである。

この象徴的な関係は、人権問題を取り扱う機関が人道法を適用することによ

ってさらに推進されている。これらの機関は、制度的ギャップを埋め、国際人道法を今まで以上に人権指向の強いものになっている。

上記に言及した人道法に対する影響について、具体例をいくつか挙げてみよう。

国家間の相互主義について

ハーグ陸戦条約の総加入（*si omnes*）条項に、国家間の相互主義について極端な記述のあることが想起される。そこでは、ある紛争当事国が条約締約国ではない場合、この条約は当該紛争のすべての紛争当事国とのいかなる関係にも適用されないと述べられている。この条項は、ジュネーブ諸条約では、明確に否定された。ジュネーブ諸条約の共通第1条で、締約国はすべての場合において、この条約を尊重し、かつ、尊重を確保する義務を定めているが、これは典型的な相互主義の否定である。共通第1条は人道法の「対世的（*erga omnes*）」義務の原則と類似しており、しかもこれは、バルセロナ・トラクション事件における国際司法裁判所の判決や、強行規範（*jus cogens*）の原則を盛り込んだウィーン条約法条約よりもかなり前に現れたものである。

規範が相互主義を凌駕した例は他にもある。廃棄通告について規定したジュネーブ条約の条項にしても、ウィーン条約法条約第60条第5項にしても、人道主義的規定を定めた条項は、条約違反によって無効になることも停止されることもないとしている。

復仇について

復仇は無辜の人々に苦しみを与えることがある。正当な復仇の範囲は大幅に狭められてきており、原則的に文民や文民の財産に対するいかなる復仇も禁止されている。

権利放棄の禁止について

ジュネーブ諸条約の二つの共通条項は、ジュネーブ諸条約の下で保護されている人々の権利を制限する条約や協定、契約はすべて無効であるとして、個人の権利が譲渡不可能であるという観点を推し進めた。これは、ウィーン条約法条約の成立より20年以上も前から、人道法が強行規範（*jus cogens*）の原則に相似していたということにほかならない。

戦争捕虜（POW）の本国送還について

戦争捕虜送還の分野では、ジュネーブ第三条約第118条が戦争捕虜の選択の自由とは無関係に、自動的に本国に送還されるべきであることを謳っている。この条項は、ソ連が第二次大戦後、ドイツに抑留された自国民捕虜全員の送還を強く主張したことから生まれた。ここには明らかに二つの基本的人権の対立があった。とりわけソ連の戦争捕虜が送還された場合、本国において迫害を受

ける恐れがある場合に問題になった。

しかし時の経過とともにジュネーブ第三条約第118条は、人権に基づく原則に合致するように再解釈せざるを得なくなった。朝鮮戦争では、この条項に基づいて、北朝鮮・中国両国の戦争捕虜たちが、意に反して本国に強制的に送還されない権利が認められた。二つの湾岸戦争と Dayton 会談の結果、さらに一歩進んで、戦争捕虜の選択の自由を認めるところまできたのである。このように第118条の規定は、解釈と実行を通じて、個人の自主性を重んじる方向に徹底的に改められた。

重大な違反行為と強姦について

女性の保護に関する領域では、重大な違反行為に関するジュネーブ諸条約の規定が拷問と非人道的待遇について触れていて、これはジュネーブ第四条約第27条における強姦の禁止（刑罰は伴わないが）も含まれるものと解釈されるようになった。

保護を受ける者の定義について

ジュネーブ第四条約は保護の対象を、従来保護してきた、紛争当事国および占領国の国籍をもたない者と定義している。これは「重大な違反行為」条項適用のための伝統的な条件であり、旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷（ICTY）における1995年のタジッチ事件上訴審によっても支持された。

最近のICTYの法理は伝統的な立論から離れ、国籍について新しいより柔軟な原則を導入して、従来の形式的な考え方を改めようとしている。保護の対象を定義するために別の国籍を必要とする逐語的法解釈から、人権とジュネーブ諸条約の人道主義的解釈を尊重する考え方に移行していったのである。

最後に「人道に対する罪」についても言及しておきたい。

ニュールンベルク裁判所条例が「人道に対する罪」を定義したことは、国際法史上画期的な出来事であったといえるだろう。ある国で起こった残虐行為

たとえそれが市民同士の間で起こったものだとしても に対して、国際法上直接の刑事責任を問えるという考え方が初めて導入されたのである。しかしながらこうした経緯が、そもそも第二次世界大戦下ナチスによって遂行された残虐行為に対するリアクションであったため、ニュールンベルク法廷が管轄権を有した通常犯罪との関連で希釈され、「人道に対する罪」は実質的には戦時虐殺の問題とされるに至った。すなわち保護の対象を、敵国に捕えられている人間にのみ限るとする戦争法の伝統からは脱却したものの、ニュールンベルク裁判所条例は犯罪を戦時犯罪に限定し、戦争法の理論的枠組みを打ち破ることはなかった。

しかしその後、ジェノサイド条約を含むほとんどの国際条約で、武力紛争と

「人道に対する罪」との連関を強調することはなかった。ジェノサイドは広い意味での「人道に対する罪」の一種とみなされることになったのである。

国際刑事裁判所（ICC）規程でも、武力紛争との関連は必要とされないと明確に規定している。同規程第7条では、「人道に対する罪」は「攻撃の事実を知りながら、文民に対する広範、または組織的な攻撃の一部としてなされる次のような行為」（注）と定義されている。このようにして「人道に対する罪」はいかなる状況下　国家間の戦争であろうと、いかなる規模の内戦であろうと、あるいは平時であろうと　でも起こりうるものとされた。

ニュールンベルクからこのローマにおける国際刑事裁判所規程の採択に至るまで、「人道に対する罪」と考えられる犯罪を網羅的に規定した文書は存在しなかった。国際刑事裁判所規程において、ついに一般市民に向けられた組織的で広範な人権侵害を「人道に対する罪」とみなす考え方が結実したのである。無論、この国際刑事裁判所規程は、形式上、国際人道法の侵害のみを犯罪として規定し、人権侵害は含まれていない。「人道に対する罪」とみなされる行為として列挙されているものを見ると、これらの罪を重大な人権侵害から区別する要素とは、その非道性と組織性にあるように思われる。しかし「人道に対する罪」として国際刑事裁判所規程に挙げられている犯罪や、ジュネーブ諸条約共通第3条に含まれる犯罪は、事実上主な人権侵害とは区別できないことは明白である。それらは基本的人権の侵害と重複しており、国際人道法の規定によって可罰性をもつに至るのである。

赤十字国際委員会（ICRC）、ジュネーブ諸条約およびその追加議定書がきわめて重要な役割を果たした結果としての、戦争法の人道化の急激な進歩により、法規範的枠組みと、戦場における苛酷で野蛮な現実との大きな落差に直面することとなった。ボスニア、コソボ、シエラ・レオネ、コンゴ、ソマリア、アフガニスタン、古くはカンボディア、クウェートその他の地域で、恐るべき大虐殺、強姦や暴行が生起している。人種的・民族的・宗教的対立や、さまざまな国益の対立のなかで、後景に退いたのは規範の役割であった。すなわち国際刑事法廷も、各国の刑事裁判所も、これまでこれといった抑止効果を果たしてこなかった。人道化は人間の尊厳の認知という点で大きな勝利を得たかもしれないが、ほとんどレトリックにすぎないのかもしれない。

さて、ここでもう一度、小和田大使の提起した問題にもどろう。法規範上の人道化は、果たして主権国家の利益の擁護ということから進歩したのであろうか。

人道化の過程という観点から見ると、いくつかの面では人権と戦争法／国際人道法との統合化が一般的になってきた。しかし人権保護のさまざまな傾向が

次第に一点に収斂しつつあるにもかかわらず、まだ重大な差異は残っている。人権法と違い、戦争法は武力紛争に直接かかわらない無辜の人々が、合法的な戦闘行為に付随して殺されたり、受傷することを許容、もしくは少なくとも黙認している。戦争法はまた、裁判所の有罪判決によらない個人の自由の剥奪をある程度認めている。また、占領国による抑留と被疑者の上訴権の制限を許容している。さらに表現・集会の自由を制限することさえ認めている。

武力紛争に関する法は、紛争を当事者間の形式的平等に基づいて規制する。それは、戦争法がもともと中世の騎士道の伝統に由来していることによる。フェア・プレーのささやかな擁護者となるようとしているのである。ちょうどボクシングの試合で、敵の上半身を攻撃することが許され、ベルトから下の攻撃が禁止されているようなものである。試合のルールが守られているかぎり、苦痛を与えようが、自由を剥奪しようが、死に至らしめようが、どんなことでも許されている。何と狭隘で、技術偏重的な合法性概念であろうか。

人権は、どのような状況においても、身体の安全と人間の尊厳を保護するものである。人権は不平等な当事者の関係　被支配者の支配者からの保護にも関わりを有する。人権法のもとでは、正当な権限をもつ裁判所の判決による場合を除き、何人といえども自己の生命を奪われることはない。人権と人道的法規範という二つの体系は、このように区別され、かつ、多くの点で異なっているのである。

かくして人道法あるいは戦争法の人道化ということについて語るのは、自家撞着にほかならない。戦争法で使用される「不必要な苦痛」という用語などは珍妙というほかないであろう。いかなる苦痛が必要か、必要でありうるか、また必要であるべきかといったことは、およそ法的論理や道徳上の議論になじむものではない。

人道法を人道化するためには、あらゆる種類の武力紛争を根絶する必要があるだろう。しかし戦争は、カインとアベルの確執以来、人間の条件の一部であった。そしてこれからもそうあり続けるだろう。

人道化の規定要因とは、武力紛争の現実に対する人道化の過程と相関させて引き出す必要がある。人道化は、文民と戦争捕虜の処遇を改善し、文民の財産とともに文化財を保護するものであり、また、かくあらねばならない。しかし人道化は、戦争という手段に訴えることそのものを阻止するためにはほとんど役にも立たない。文民に対して完全な保護を与えることはできないし、当事者間の均衡性原則を逸脱しない範囲での、付随的な戦争被害を禁止することもできない。傷病者の保護を除けば、人道化が戦場で果たす役割は限られたものである。捕虜の助命嘆願を拒否してはならない義務のような公正な取り扱いに関

する規則を除けば、戦闘員にとって戦争法の人道化はほとんど無意味である。

武力紛争における文民の保護に関して安全保障理事会に提出された、重要な報告書のなかで、国連事務総長は、規範と現実の間にこうしたギャップがあることを認めている。

1991年以来採択された一連の決議のなかで、安全保障理事会が、人権法と国際人道法の大規模かつ組織的侵犯は国際平和と安全に対する脅威とみなすことを認めたことを受け、事務総長は安全保障理事会に対して、「法の遵守の機運」を盛り上げるために、一連の有効な手立てに関する提案をしている。すなわち、加盟国や非国家主体に対して、国際人道法、人権法、難民法、そしてとくに「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第4条が規定する、非常事態下でも制限され得ない権利を遵守するよう訴えている。また個人の犯罪責任の明確化を要求し、国連憲章第7章に基づき、特別刑事法廷の命令を遵守させるために強制措置を用いることを厭わず、予防のための平和維持部隊の派遣やその他の監視団の派遣を検討し、国際人道法や人権法を侵害した国に対してねらい打ち的な制裁を課し、現に起こっている大規模な虐待に対しては抑止行動に訴えることを視野に入れている。

国連憲章第7章に基づいて安全保障理事会に授権された武力介入であれ、インドネシアに東ティモールへの多国籍軍の受け入れを認めさせたような、その他の圧力であれ、虐殺を止めさせるための断固とした国際行動をとるべきだということが結論なのであり、絶望であってはならない。事務総長が提案した一連の措置は、戦場と規範のギャップを埋めることができるであろう。究極的には、人道的規範は世界中で民衆のだれもが抱く良心の一部にならねばならない。法の外に存在する諸価値、たとえば倫理、名誉、慈悲、騎士道精神、廉恥心を、積極的に教え、訓練し、説得し、強調していかなければならない。このような仕事を法のみ任せではない。法の発展に寄与するところ大であった世論や社会的コンセンサスもまた、人々の行いを変えていくための試金石とならなければならない。そのためには、価値の文化を創造していくことが不可欠である。そのような文化が現実となるまで、一国内の紛争における敵対行為を終結させ、残虐行為を直ちにやめさせるためには、国際社会が多種多様な介入を試みる以外に方法はないであろう。

(注) 国際刑事裁判所規程7条(国際刑事裁判所設立に関する国連外交全権会議(ローマ)により1998年7月17日採択。UN Doc. A/CONF/183/9(1998)、ILM 1002号(1998)37頁に再録)

最終セッション

「人間の安全保障構築への戦略」

(パネリスト討議 / 全体討議)

最終セッション「人間の安全保障構築への戦略」

パネリスト討議

小和田 恆 Hisashi OWADA

日本国際問題研究所理事長

最終セッションは総括を行う。これまで三つのセッションが行われた。第1セッションでは「紛争予防措置」、第2セッションでは「持続的開発の促進」、そして第3セッションでは「人間の尊厳の推進」が話し合われた。これらはいずれも「人間の安全保障」という考え方の主たる構成要素である。パネリストの方々には、「人間の安全保障の三要素」ともいうべきこの三つの事柄を中心に、「人間の安全保障」の基本的なコンセプトについて共通の理解が得られるよう、コメントをいただき、さらにこの三要素に共通するテーマについてのお考えをお聞かせいただきたい。

三つのセッションに共通して取り上げられた問題としては、たとえば国家にとっての国際的な価値と人間にとってのグローバルな価値との対比の問題がある。「人間の安全保障」を推進する際における参加型民主主義の意義についても、直截にであれ、示唆的にであれ、三つの分野それぞれにおいて話し合われた。さらに、それとの関連でシビル・ソサエティの役割も取り上げられた。最後に、プトロス・プトロス＝ガリ博士が触れられたと思うが、これらのさまざまな問題とどう取り組むか、ディスカッションの過程でなされた関連する提案を含め、いかに体系的、総合的な形で取り組むかというアプローチの問題があったと思う。

ブトロス・ブトロス=ガリ Boutros BOUTROS-GHALI

前国連事務総長

最初に、私をこの重要なシンポジウムにお招き下さったことに感謝の意を表したい。また、このシンポジウムから非常に多くを学んだことを申し上げたい。次にごく簡単に私なりの感想を述べたいと思う。

まず、国際問題におけるシビル・ソサエティの新たな役割について、パネリストの間には一定のコンセンサスがあったといえるのではないだろうか。人間の尊厳を高めるためにはシビル・ソサエティの支えと協力が必要であることはまちがいない。しかし、シビル・ソサエティに一定の役割を与える可能性と国家との間には信頼性が成り立っていない。国連などの国際システムに非国家のアクターを迎え入れるにあたって、一定のルールやメカニズムを適用することで、国家と非国家のアクターの間に信頼性を築くのに役立つであろうという意見もあった。

世界が豊かな国と貧しい国に分かれているという事実は私の頭に常にこびりついて離れないが、新しいテクノロジーの進展によって、新たな「デジタルの壁」とも呼ぶべきものが出現するだろう。その場合、将来、シビル・ソサエティが国際システムに参加することによって、南と北、富める国と貧しい国、先進国と途上国との格差が一層広がるのではないかと恐れている。なぜなら、非国家の真のアクターは民主主義国家に存在し、富める世界の一部だからである。豊かな民主主義国家には国際問題と取り組むことのできるNGOや大都市の有力政治家を生み出す余裕がある。それゆえ、このことが、現在の深刻な問題であり、将来も深刻であり続ける世界の分裂を、一層促進することになりはしまいか。ベルリンの壁の崩壊は冷戦と東西対立に終止符を打ったが、来るべき情報化社会はこれまで南北の対立に何らの解決をもたらしていない。私は情報化が逆に亀裂を深めるのではないかと恐れている。

次にとり上げたいのは、予防に関する論議である。われわれは紛争予防の重要性については意見が一致している。だが、残念なことに、諸国家のファミリーである国際社会は、これから起こるかもしれない紛争を解決するアプローチとして予防を受け入れる用意ができていない。さまざまな理由から、国際社会は世論の支持を得られていない。世論は悲劇が起こってからでないと反応しない。何千もの人々が難民となり、家々が焼かれて初めて国際社会は介入することができるのである。

第3点は、21世紀になっても国家は主役であり続けるということである。われわれのようなグローバル化や国際問題の専門家ではない一般市民は、宗教や伝統の原点である自分たちの村に回帰しようとし、国家を超えたいかなる組織とも対立することになるだろう。すなわち一方にはミニ・ナショナリズムがあり、一方ではグローバル化があるという状況となる。

最後は人間の尊厳の問題である。人間の尊厳は、村へ回帰すれば保証されるのだろうか。それとも、国際的な協定や国際世論の監視、あるいはCNNなどマスメディアによる映像の流布によって護られるのか、私にはわからない。しかし、人間の尊厳について論議する際に注目に値する点ではなからうか。村や原点に回帰することによって護られる人間の尊厳というのは、非常に後ろ向きの態度である見方だと思う。だが現実問題として重要なのは人間である。人々を安心させるのは自分たちの村のなかなのか、自分たちの側に立って介入してくれる著名なNGOが存在することなのか。これは依然として大きな問題である。以上が今回のシンポジウムで感じたことである。ここにいらっしゃるすべての方々にもう一度感謝申し上げる。

ハンス・ファン・ヒンケル Hans van GINKEL

国連大学学長

近年の科学の進歩は、われわれの想像していた水準をはるかに超えている。科学は、宇宙に向かって、より広大な宇宙空間の全体像を描こうとするなど、ますますマクロな対象に焦点を当てる一方、生命体の細胞の内部といった、ミクロの世界へも向かっている。対象の大小にかかわらず、それらをよりよく理解するためには、意味のある解釈を可能にする新たな装置と優れた研究方法を開発する必要がある。

現実の世界でも同じような変化が生じているといえよう。われわれの組織は肥大化していくと同時に、より小さいものに回帰してもいる。グローバリゼーションが進み、社会を、少なくとも貿易を、国連などの多国間組織を通じて世界規模で管理する必要が生じている一方で、地域レベルへと逆戻りする、地域分散化の傾向が生じている。多くの人々が、現代テクノロジー通信でも輸送でも を使って、仕事のために世界中を忙しく動き回っているが、当の彼ら自身、同時に落ち着く場所を求めている。現代文学のなかに、「根づく」(rootedness)というコンセプトが見出されるように、人々はどこかに帰属していることを欲しているのである。それは、そこから人々が社会生活に関わりをもつ、重要な基点なのである。活発でフレキシブルな世界のグローバリゼーションを追い求める多くの人々にとって、結局のところ基本となる価値は、人間それ自身、すなわち、個人と、その個人が属するコア・グループにある。そこでは教育と社会化が非常に重要な要素となる。それこそがまさに人間の尊厳であり、人々自身の内心から始まり、あらゆることの基礎となる根本原理である。

人間の尊厳ということに関し、私は富める者と貧しい者との間に非常に大きな違いがあるということに必ずしも同意しない。たしかに条件は異なり、時に「人間の尊厳」を保つことが困難な場合もあるだろう。皆さんにとって人間の尊厳をもった人物の格好な例はアンクル・トムの話ではないだろうか。ご存じのとおり、『アンクル・トムの小屋』の主人公は金持ちでなく従属的な身分にある。しかし、彼が尊厳を備えた人間であることは疑いようもない。このことを心にとめておくべきだと思う。人間の尊厳はきわめて重要な根本理念であり、その重要性はそれが個人を中心に据えているという事実から生まれてくる。人間の尊厳というコンセプトは、あらゆる発展のパワーの源としての個人を活か

すことにつながり、社会を発展させるためには人間一人ひとりが必要であることを明らかにしている。

現代社会はしばしばきわめてシニカルだ。たとえば、先進国などでは高失業率がある一定のレベルに達すると、新しい世代の人々、若い人々は労働市場において、「不要品」のレッテルを貼られてしまう。一方、われわれは仕事の分担を自分たちで取り決め、収入を分配し、自由時間を割り振っている。個人を活かすことは「人間の安全保障」にとって中心的な支柱であり、人間の尊厳は人々を前向きにし、社会的に責任ある行動へと向かわせる。いいかえれば、人間の尊厳は、人々が積極的に未来と社会にかかわることを助けるのである。

われわれは市民一人ひとりに対して、未来に対し積極的に参加するよう呼びかけなければならない。同時に、人間の尊厳は社会を一つに保ち、持続可能な発展を促進する。繰り返すが、そのために必ずしも裕福である必要はない。第二次世界大戦後の復興期における日本やドイツや他のヨーロッパ諸国で人々が復興に貢献したありさま、あるいはアジアなどの経済発展圏で多数の人々が成長に寄与した様子を思い起こした場合、それは一人ひとりの個人に訴えるものがあつたからであつて、漠然とした集団に訴えたからではない。それは参加型の民主主義が存在したからこそ成し遂げられる。なぜなら、人々は自らかかわろうとする気持ち、自分が参加することによって、何かが変わる、何らかの影響を及ぼすことができるという気持ちをもつことが必要だからである。それこそが人間の持続可能な発展において、シビル・ソサエティが果たす重要な役割である。すなわち責任感であり、コミットメントを表現したり、何かの役に立つことである。

私は、プトロス・プトロス＝ガリ博士のおっしゃった、政府とNGOが互いを積極的に受け入れ合い、良好な協力関係を築くことは非常に難しいだろうとのご意見に同意する。ユネスコで「高等教育に関する世界会議」の準備期間中、会議がめざす方向について各国政府ははっきりした希望をもっておらず、長い時間が無為に過ぎていったことを思い出す。その結果、NGOがこの会議に強い影響力をもつことになった。しばらくして「世界科学会議」が開かれた。各国政府は今度は同じことを繰り返さないよう始めから気をつけた。結果として、この二つの会議はまったく異なった様相を呈したが、そこには進歩があつた。段階を追って進めることが大切なのである。参加意識は世界中で増大している。こうした方法によってのみ、紛争予防が可能となる。なぜなら、水平的不平等、排外主義、過度の所得格差は次第に消滅し、寛容と参加意識、分かち合いと思いやりの気持ちがそれにとって代わるからである。

今世界に必要なのは、均衡を求め、他者を理解し、他者に共感する意識なの

である。複雑な問題にはめったに単純な答えがなく、しばしば非常に複雑で微妙な答えが要求される。したがってわれわれは、ある解決策や答を、ただ単に他ととっかえひっかえすることで、システムのバランスを失わせてはならない。その意味で国連開発計画（UNDP）その他の国連機関が、統治システムの問題に神経を注ぎすぎているのではないかと私は危惧を抱いている。たしかに統治システムの問題が大切であることに疑問の余地はなく、われわれは統治システムのことを考えなければならない。しかし、経済システムや、経済的規範をどう動かすかの機能についても目を向ける必要がある。私は、このシンポジウムで、世界の安全保障に話が及んだ際、WTO（世界貿易機関）に言及されなかったこと、また、シアトルで抗議行動をした人々は、われわれがここでとくに取り上げた人々とはおそらく立場を異にするということに懸念を抱いている。

ヘス・P・エスタニスラオ Jesus P. ESTANISLAO

フィリピン・アジア太平洋大学教授

ブトロス・ブトロス＝ガリ、ファン・ヒンケル両博士のお考えに対して私の考えを述べたいと思う。私はまた、今日の世界にあるさまざまな「前進」と「後退」に焦点を当てたいと思う。今、世界には、より巨大で、広大なものへと進む動きがある。われわれが何十年にもわたって当たり前とみなしてきた「国家」を超えたものに対するこうした力は、おそらく「グローバリゼーション」という言葉に要約されるであろう。

だが一方で、社会のなかの小さなユニットや、国家のなかの小組織に対する動きもあり、個人や個人を取り巻く制度にもスポットライトが当てられつつある。しかし、われわれはこうしたさまざまな動きを考えると、個人が基本であり、地球というコミュニティが重要ではあるが、物事が行われる際の主体は依然として国家であり続けるということを確認すべきであろう。

したがって、国際的な枠組みのなかで、人類の発展を目指して進むグローバリゼーションの過程で、国家に一体何ができるのか、個人の福祉を守り、向上させるために、国家は何をなし得るのかを考えることが肝要である。

それでは、グローバリゼーションへ向かう力と、個人の尊厳へと向かう力の双方に対応するために、国家は一体何をなすべきか。

第一に、もっとも重要なこととして、グローバルな機構を強化し、より効率的なものにしていく努力が必要だろう。このことは、これまで国家レベルで行ってきたことが次第にグローバルなレベルで行われるようになってきている今日、必要不可欠なことである。たとえば、通貨はこれまでもっぱら国家レベルで管理してきたが、それを、グローバルではなくとも、地域レベルで管理しようとする圧力が強まっている。たしかに、以前は国家が果たしていた機能の多くを、ますます地球規模で調整する必要性が高まりつつある。グローバルな問題に対しグローバルなメカニズムが、国家のメカニズムと同じように機能し、透明性、説明責任、公正さ、法規の明確さといった一般的な要求に答えるものになるよう、各国は努力しなければならない。

国家は個人に対して基本的人権を尊重し、個人の福祉を充実するよう制度を強化していく必要がある。その意味では、村や地域社会、シビル・ソサエティの果たす役割が重要である。しかし、福祉の向上を推進するこうしたコミュニティの役割に注目する一方で、自由と同時に社会的責任もまた看過してはなら

ない。この二つは常に一対としてあるものであり、さもないと、個人や家族、市民社会は、身勝手な利益の追求に走り、より広い公共の利益に対する責任から乖離してしまうからだ。国家は社会のこうした傾向に常に注意を払うべきである。

実行（インプルメンテーション）に関しては、廣野教授がおっしゃった、国際社会は衣食住、清潔な空気と水、基礎的な教育と職業訓練など、人間が基本的に必要とするものについて、一定の期限内に達成すべき明確な目標を定めるべきだとのお考えにまったく賛成である。われわれにはすでに優れた専門技術と、相互依存の世界に対応しうる共通した価値観をもっている。今必要なのは、これらの目標を設定し、確実に実行する、国家およびグローバルなレベルでの政治的意志である。

最後に触れたいのは、われわれはこれまで個人をもっぱら受け手と捉えてきたということである。しかし、人類の発展と福祉の基本的要件として、個人を平和と繁栄を推進する担い手として捉えるべきであろう。国家はすべての個人にその能力をフルに発揮するよう求めるべきである。人間の尊厳は、人が生まれながらにして有している基本的な権利であるが、個人が家族や村、地域社会や国家、そして地球というファミリーの発展に寄与するよう、徳を積み、価値を追い求め、能力や知識を利用することで高められていくものなのである。

モーリス・ストロング Maurice STRONG

アース・カウンシル議長、国連事務総長特別補佐

今回のシンポジウムでは実に多くのことを学んだ。パネリストの洞察力と観察眼によって、このシンポジウムは私が参加したなかでもっとも啓発的なものの一つとなった。これまでのお話を聞いて私が感じたところを手短に述べようと思う。

まず一つは、いうまでもなく「人間の安全保障」についてである。「人間の安全保障」と聞くと、あらゆる安全保障行為の究極の対象は一人ひとりの人間であると考えがちであるが、国家の安全保障が、「人間の安全保障」を作ってくれるわけではない。ある国の国民にとっての世界的な安全保障とは、最終的に「人間の安全保障」を高め、保護してくれるのでなければ意味がないわけで、このことはとても重要なことだと思う。環境問題に関して、1972年のストックホルム宣言の原則では、国民国家は主権を行使する権利を有するが、その行使にあたって隣国の権利、隣国の環境を侵害してはならないということが明記された。このことは「人間の安全保障」においても同様である。「人間の安全保障」とは、他者を犠牲にして個人の安全を確保することであってはならない。つまり、「人間の安全保障」の基本単位は個人であるが、純粹に個人の問題ではありえないのである。

このシンポジウムでは、「平和の文化」の必要性についての発言が少なくなかったが、国連総会が最近承認した「平和の文化」の内容を見るとやや雑多なきらいがある。さまざまな要素が織り込まれているため、一見非常に曖昧で捉えどころがないように思える。しかし、この概念は、平和とは社会の多様なセクターをより公正な基礎のうえに統合していく複雑な構造の作業であるという、今回のわれわれの議論のエッセンスを見事に捉えているといえないだろうか。国連総会が、実際われわれにこのような基本的枠組みを提供してくれたことは、まことに時宜を得たことだと思う。この枠組みにどのような内容を盛り込むことができるかは、ひとえにわれわれの手にかかっているといっていよい。しかしそれは、今回の議論で浮かび上がってきた、基本的な課題の解決に役立つ有効な材料をも提供してくれる。

さて次は「持続可能な開発」の問題である。われわれが、社会の持続性、文明の持続性、そして「持続可能な開発」について議論するのは、「持続可能な開発」それ自体が目的なのではなく、明らかに持続可能な社会を実現するため

に必要な手順であるからである。持続可能な文明を創造するためには、公平かつ忍耐強く諸力を結集し、政策と行動により未来を形作っていく能力が要求される。このことは廣野教授が適切に述べられたように、グローバルなコンテキストのなかで理解しなければならないのと同時に、ロスチャイルド教授が指摘されたように歴史的なコンテキストも考慮する必要がある。われわれはグローバルな次元からだけでなく、さらに時系列的な、歴史的な次元からも掘り下げて観察することにより多くのことを学ぶことができる。

次に、技術文明がもたらした分裂と不均衡の是正について述べたい。われわれは人類史上もっとも豊かな文明を享受している。物質的な面から見れば、もっとも栄華を極めた文明といえるだろう。しかし、この文明は、多くの人々を幸福にする一方、それ以外の多くの人々をわきに追いやった。ファン・ヒンケル学長がこのことについて貴重なデータを明らかにされているが、われわれはこうした不均衡を正すことができなければ、持続可能で平和な世界は、グローバルのレベルでも個人のレベルでも実現はおぼつかないのである。すなわち、技術文明がもたらしたこの巨大な不均衡を是正することこそ、このシンポジウムが目指す最終目標を達成するための中心的な基本条件でなければならないのである。

次に貧困の撲滅である。これまでになく豊かな文明のなかにあって、貧困の拡大はわれわれの文明の道徳的な汚点であり、この汚点が存在し続けるかぎり、われわれの未来は持続不可能である。富める者と貧しい者との較差は、経済が成長するにつれてかえって拡大しているのである。

価値観の問題に移ろう。私は、われわれを行動に駆り立てる価値観の大切さがおおむね同意されたことに非常に勇気づけられた。われわれは、現在われわれがかつてない能力を身に付けていることを知っている。テクノロジーの発展により、文明をわれわれが望む形に実現するのに必要なツールは大幅に拡大した。しかし真の問題は、われわれのモチベーションであり、われわれの価値観である。価値観は同一である必要はないが、ある程度共通である必要はある。その一つは、いうまでもなく、他者との価値観の違いを尊重することであり、人間の経験の多様性こそがわれわれに豊かさをもたらすのだという事実を認めることである。生態系においても、もっとも優れた生態系とは、もっとも多くの多様性を包摂するシステムであり、人間のシステムにおいても同様である。均質性は求めないにしても、個人の自由と権利を護るためには、ある程度共通の規範や価値や基準を受け入れる必要がある。

このことはまた、何らかの妥協（トレードオフ）を意味する。われわれはしばしば自分自身の尊厳や権利と、何らかの利益を得られる機会とを前にした場

合、両者の間で折り合いをつけているものではないだろうか。車がそのよい例であろう。車ほどわれわれの行動範囲を広げてくれたテクノロジーは他にないだろう。一方、われわれは赤信号で停止し、免許を取得し、国によって異なるが道路の一定の側を走ることを受け入れている。すなわち一定のルールを受け入れているのである。飛行機で旅行する場合は、ボディチェックも我慢しなければならない。一昔前ならば、これは個人の尊厳に対する侵害行為とみなされた。なぜそれを受け入れるのか。飛行機で旅行するという利益を享受すること、そして安心して旅行できることのためにある種の折り合いをつけているからである。私がここでいいたいことは、安全保障と人間の尊厳という二つの概念の均衡を保つこと、両者の間に何らかの折り合いをつけることが必要だということである。したがってそれは常に単純な選択ではない。

もう一つの私の基本的な信条は、人類一人ひとりが、自分の利益や行動と、地球大の問題との関係を考えないかぎり、グローバルな問題に効果的に対処することはできないということである。このことのために、われわれにはまだ成すべきことがたくさんある。WTOシアトル会合でのように、人々が起こりつつある事態を認識していたとしても、しばしばその認識を裏付けるものが根拠のない情報であったり、不十分な知識であったりするるのである。したがって、われわれはこの分野で真の教育を行うことが必要である。ファン・ヒンケル学長の指導の元で、私は「平和大学」が国連大学と協力してそうした教育において何らかの成果を上げることができればと考えている。

最後に統治を通じた実践について申し上げる。自分たちの未来を自分たちで創造することは、歴史上恐らく初めてであることに留意すべきであるが、しかし、われわれが築いているシステムやわれわれの取っている、あるいは取れなかった行動といったものが、われわれが希望する未来を実際に創造しているのだということをわれわれは認識すべきである。いいかえると、われわれはそうした未来に対して何をなそうとしているのか、常に自覚する必要があるということだ。ところで未来の創造に携わる機関は、未だ組織的なものとはいえない。残念ながら、各国政府も国連も体系的なシステムではないのである。われわれが国連改革でやろうとしていることの一つが紛争管理システムの確立である。このシステムは、ほとんどすべての紛争に関し真に利害関係をもつアクター、国連機関だけでなく、すべての主要なアクターを集めようとするものである。このシステムが必要な理由は、国連がすでに国際的な合意を取りつけつつあるさまざまな分野において、国連がけっしてエキスパートとして十分な能力を備えているとはいえないからで、そうした能力を備えているアクターをテーブルにつかせなければならないし、それこそ参加する意味があるというものである。

具体的にはWTOやIMFなど、細かい単位で行われる意志決定にも参加することになるわけだが、こうした国際機関における意志決定は、今日、社会に幅広い分野で影響を及ぼすものであり、限られたテクノクラートの専門用語によってのみ下されるべきではない。また、決定によって影響を受けるすべての人々が参加できるようなよりよいメカニズムも必要である。アース・カウンシルの主たる目的は、草の根の地域レベルで人々に権限が与えられ、自らに影響が及ぶ問題に手助けすることである。

最後にもう一つ、法の支配について触れたい。われわれは、今、超大国であるアメリカに対し、それ以外の先進国や中進国、それに途上国が拮抗し得るような、グローバルなレベルでの実行可能な民主的システム　現在あまり機能しているとはいえない　を構築する必要があるだろう。そのようなシステムの元で初めて、アメリカ以外の先進国や中進国、および発展途上国が、現在あまりうまく機能しているとはいえない、グローバル・レベルでの民主主義構築のための取り組みに貢献することができるであろう。

明石 康 Yasushi AKASHI

日本予防外交センター会長

すでに参加者各氏から貴重な発言が行われたこともあり、私は細かい議論は省こうと思う。たしかに、「人間の安全保障」というコンセプトは、ポスト冷戦時代の個人に関する重要な問題提起をした。「人間の安全保障」は非軍事的安全保障といった問題に焦点を移させる意義は大きかったが、このコンセプトをあまり包括的なものにとらえてしまうと、その意味するところが曖昧になってしまう恐れがある。ミクロのアプローチに熱心なあまり、マクロの視点を失うことは避けるべきである。すなわち、逆説的と思われるかもしれないが、紛争解決や紛争予防といった、従来の意味の安全保障の重要性も認識する必要がある。

90年代、全地球的な世界戦争の脅威は薄れたものの、地域的観点から見ると、安全に対する脅威はむしろ増大している。南アジアや北東アジアではかなり緊張が高まっており、核や生物・化学兵器などの大量破壊兵器が拡散する恐れがあるなど、こうした脅威は21世紀にはさらに高まる可能性がある。したがって、非軍事的な面を重要視するあまり、小型武器や対人地雷に目を奪われていると、根源的な安全保障を考えるうえで、こうした大きな脅威の高まりを見落とす危険性がある。

第二に、小淵総理も昨日言及されたグローバリゼーションの表と裏について述べたいと思う。グローバリゼーションには、人々の生活の向上など歓迎すべき面があるのは確かだ。しかし、イスラム世界やキリスト教や他の世界において、極端なナショナリズムや原理主義の復活が見られるなど否定的側面もある。グローバリゼーションは進めなければならないが、その過程で文化や国家のアイデンティティーにも十分な注意を払うことが求められる。発展は決して一直線ではない。われわれは人間の権利や価値が、世界的に認められるよう前進して行かなければならないが、これらの目標を達成していく道程には地域的、文化的な多様性という障害が立ちはだかっている事実を忘れてはならない。

第三に、すでに何度も言及されたことだが、実施方法の問題、すなわち国連を含む国際機関の果たす役割に関する問題である。主役である国家の他に、シビル・ソサエティやNGO、マスメディア、知識人などのためにどのような規範を設けるべきなのであろうか。ここでわれわれは難しい選択を迫られ、時に大きな妥協を強いられることになる。また非軍事的な制裁といった分野におけ

る国連の役割を強化すれば、制裁を受けた当該国の一般市民の生活水準が低下することになり、個人の安全が脅かされてしまうといった具合に、制裁対象と個人の生活という容易に答えが見つからない困難なジレンマがある。

「人間の安全保障」というコンセプトは生き物のように形が変わるが、とくにファン・ヒンケル学長が提起されたように、人間の尊厳や人間の連帯は有益な理念であろう。たとえば、日本では不安感がはっきり目に見える形では存在しにくいですが、将来への不安、世代間ギャップ、社会保障を世代間でどう負担するかという問題がある。日本人の生活水準は過去100年間に15倍向上したというデータもあるが、その結果、日本人は深刻な精神的、心理的空白に苛まれるようになり、多くの日本人がそのことに不安を抱くようになっている。社会におけるこのような精神的な安全保障の問題は、社会における世代間のコミュニケーションという課題をもたらす。この世代間対話の問題は、かつては先進国特有のものだったが、途上国もいずれ直面することになると思われる。これこそが、今日のわれわれが直面しつつある、新たな次元の安全保障問題であるといえよう。

最終セッション「人間の安全保障構築への戦略」

全体討議（要旨）

小和田大使はまず、「国家の安全保障」と「人間の安全保障」という二つの概念はどちらか一つで十分ということではなく、相互に補完する概念であることを強調した。時には「国家の安全保障」を拡充させることによって個人の安全保障を保障することもないわけではないが、「国家の安全保障」がそのまま「人間の安全保障」に直結するわけではない。「国家の安全保障」は国民の安全を保証することを目的としており、その意味では、「人間の安全保障」と「国家の安全保障」は同じことになる。しかし、世界情勢の新たな変化や進展に伴い、国家自体の利益の観点からではなく、個人の利益という視点から捉えるべき問題が生まれていることを大使は指摘した。

次に、志村教授は、主権国家は国際社会の主要なアクターであり続ける一方、歴史、社会、経済、政治などの各分野において、個人を中心とする力が大きな変化を引き起こしていることを参加型民主主義の例を挙げて強調した。国連が選挙を組織し、監視することについては、欧米型の制度の押しつけとする見方もあるが、世界中のさまざまな国で、何十万もの人々が一票を投じるために、はるばる遠方から正装してやってきて、何時間も投票所の前で待ち続ける姿を目にしてからは、教授も、選挙というものの普遍的な価値を確信するようになった。国家の重要性は変わることがないだろうが、シビル・ソサエティやNGOや国際機関はけっして無力なものではない。それらは、国家の競争相手ではなく、変化を生み出すためのパートナーであり、その変化を確かなものにしてくれるエージェントであると捉えるべきである。そのことにより、変化は、よりいっそう個人に根を下ろしたものになると述べた。

これに対し、廣野教授はとくに地域レベルにおける「人間の安全保障」関連プロジェクトの実施のあり方について懸念を表明した。世界的あるいは国家レベルにおける「人間の安全保障」に関する論議や、人類の共通目標の実現に向けた取り組みを、どうすれば人々の日常生活のレベルにおける問題に置き換えることができるか。教授は自らコーディネートする地元ラジオ局の番組で、どんな国際関係のトピックについて議論してほしいか市民にアンケートを行ったところ、市民が選んだトピックのほとんどはテレビや新聞などマスメディアで取り上げられているものだった。たしかにそれらのトピックも重要だが、市民

にとってもっと意味のあるトピックが取り上げられてしかるべきである。というのもマスコミは自分たちにとって重要な事柄を取り上げることが多く、それは必ずしも一般市民にとって重要なこととはかぎらない。このラジオ番組では、世界人権宣言を取り上げて、すべての人に衣食住と教育と健康と雇用を保証する考え方を紹介している。教授は、このような形でメッセージを発信することは、単に世界で起こっている事件について論じることよりも、はるかに深く人々の心をつかむことができるだろうと述べた。

ブトロス・ガリ博士は、世界中の若者たちがコミュニケーションできる「サイバークラブ」や、ローカルラジオ番組、教育現場、さらに模擬議会 自分たちも参加することができ、本物の議員にメッセージを伝えることのできるなどを通じて、若者たちと直にふれあう必要性を訴えた。1999年に世界中の若い国会議員が一堂に会する会議がジュネーブで開催されたことがあり、実際この時は世界中の1万人を超える若者たちからメッセージが寄せられた。博士は、若者を短期間海外のボランティア活動に派遣し、遠国とそこに住む人々のことを知る機会を提供する「ボランティア制度」を提案した。博士によれば、今問題なのは、世界のどの国においても人々は国内問題にしか興味を示さず、国際問題に無関心であることである。一般の人々が国際問題に積極的に関与しないかぎり、国際的なシビル・ソサエティの支援の手は届かないし、最低限の国際的な民主主義も実現しえない。博士は、若い世代の教育や国際交流を通じて、未来の指導者を育成する必要性を強調した。

ヒンケル学長は、世論と実際に人々が考えていることの間ギャップがあることを指摘した。世論を実際に操っているのはマスメディアであるが、それは、人々がマスメディアの発するものに関心をもつという仮定のもとに成り立っている。マスメディアのメッセージに興味を示すのは平均的な社会集団の現実であるが、ややもすると人々はそうしたメッセージを丸のみしてしまう。しかし実際に入々が考えていることは、そうした世論とはかなり異なっており、一つの大雑把な概念としてくることが難しい多様なものである。ヒンケル学長はまた、多くの問題に対する人々の関心を喚起するためには、それらの問題を人々の身近なことに引き寄せて考えさせる必要性を説いた。地球的規模でも、途上国でも多くの問題が手つかずのまま残っているが、それらを身近な問題に置き換えることは決して難しいことではない。これまではその努力を怠ってきたために、それらの問題が人々にとって抽象的なレベルにとどまったままであったのである。

ロスチャイルド教授は、エスタニスラオ教授が述べた、国家の役割が依然として重要であること、および個人とその尊厳が議論の中心とされるべきことを

改めて強調した。国家の重要な役割の一つは、まさしく個人の権利を守ることであるが、この点に関して、国家は今さまざまな意味で脅威にさらされている。ロスチャイルド教授はまた、シビル・ソサエティやNGOがいかなる体系だったルールにも拘束されていないというメロン教授の主張にも言及した。官民のパートナーシップを通じた国際機関の政策への影響力を含め、大企業のパワーが急速に増大していることも、グローバリゼーションがもたらす主要な側面である。教授は投票のために正装して列を作る人々の例を挙げ、民主主義への参加には計りしれない可能性があること、また、そうした新たな参加型の民主主義を通じて政府機関の強化を図ることも重要であるとした。これは市場経済移行国や発展途上国だけの問題ではない。民主主義とはプロセスであり、もっとも進んだ国々ですら、多くの意味で民主主義が本来もっているフレキシビリティと、想像力を急速に失いつつある。「人間の安全保障」関連プロジェクトの実施について、教授は「児童の権利条約」や教育、諸機関の刊行物など、具体的な「人間の安全保障」プロジェクトに則して考えることの必要性を訴えた。そして教授は、「人間の安全保障」のようなグローバルな政治概念を理解する唯一の方法は、紛争の恐れのある国も紛争後の国も含め、特定の国や地域で行われている特別のプロジェクトをリストアップし、3年か5年後、あるいはこの日本国際問題研究所設立50周年の機会に再び集まって、「このプロジェクトは、結局『人間の安全保障』のために何をなしたのか」、「それは本当に新しい原理だったのか」、「本当に優れた原理だったのか」を問い直すことであると結んだ。

最後に、ファラ大使は、最終的に大切なことは、貧困ライン以下の生活をしている人々をどう支援していくかだと述べた。今日、富める者と貧しい者の格差はますます広がり、もはや「ベーシック・ヒューマン・ニーズ」について語るよりも、「人間の安全保障」について論じなければならなくなった。このことは、事態がよりいっそう深刻な状況にあることを意味する。21世紀は、人間の尊厳のための闘いという新たな「疾病」に直面することになる。その闘いのためには、とりわけ富める国の一般市民の教育が必要である。教育や保健関連プロジェクトに必要な資金を集めるためには、マスメディア、議員、シビル・ソサエティの支援が不可欠である。「人間の安全保障」を実現するためには、具体的な行動と同時に十分な資金がなくてはならない。大使は最後に、第二次大戦後、いかなる効果ももたらさない「国家の安全保障」のためにどれほど多くのものが費やされたかを問いかけることで締めくくった。

参加者リスト

- [開 会 挨 拶]** **平岩 外四** (Gaishi HIRAIWA)
日本国際問題研究所会長、(株)東京電力相談役
- ハンス・ファン・ヒンケル** (Hans van GINKEL)
国連大学学長
- [基 調 講 演]** **小淵 恵三** (Keizo OBUCHI)
内閣総理大臣
- ブトロス・ブトロス=ガリ** (Boutros BOUTROS-GHALI)
前国連事務総長
- [報 告 者]** **小和田 恆** (Hisashi OWADA)
日本国際問題研究所理事長
- ユスフ・ワナンディ** (Jusuf WANANDI)
インドネシア戦略国際問題研究所元会長
- 志村 尚子** (Hisako SHIMURA)
津田塾大学学長
- ケネディ・グラハム** (Kennedy GRAHAM)
国連大学国際リーダーシップアカデミー・ディレクター
- ヘスス・P・エスタニスラオ** (Jesus P. ESTANISLAO)
フィリピン・アジア太平洋大学教授
- モーリス・ストロング** (Maurice STRONG)
アース・カウンシル議長、国連事務総長特別補佐
- ラシャド・ファラ** (Rachad Ahmed Saleh FARAH)
駐日ジブティ共和国大使

廣野 良吉 (Ryokichi HIRONO)

成蹊大学名誉教授

シャヒード・フセイン (Shahid HUSAIN)

元世界銀行上級副総裁

明石 康 (Yasushi AKASHI)

日本予防外交センター会長

エマ・ロスチャイルド (Emma ROTHSCHILD)

ケンブリッジ歴史経済センター・ディレクター

波多野 里望 (Ribot HATANO)

学習院大学教授

テオドア・メロン (Theodor MERON)

ハーバード大学客員教授

* 肩書はすべて 1999年12月現在。

* * 順不同。

人間の安全保障を求めて “In Quest of Human Security”
日本国際問題研究所創立40周年記念シンポジウム報告書

発行 2000年12月19日
発行者 小和田 恆
発行所 財団法人 日本国際問題研究所
〒100-6011 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル11階
電話 (03) 3503-7262
印刷 東洋経済印刷株式会社

In Quest of Human Security



財団法人 日本国際問題研究所

〒100-6011 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル11階

<http://www.jiia.or.jp>

